

# 清瀨市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

清瀨市

# 目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画	1
第1節 基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 ごみ処理基本計画の位置づけ	3
3 計画の対象範囲	4
4 計画の目標年次	4
5 計画の進行管理	5
第2節 清瀬市の現状	6
1 位置・地形	6
2 人口	7
3 産業別事業所数及び従業者数	9
4 土地利用状況	10
5 上位計画	11
第3節 ごみ・資源の処理状況	12
1 社会的情勢	12
2 ごみ処理体制	19
3 収集・運搬体制	23
4 廃棄物排出量の現状	25
5 資源化・減量化の現状	33
6 中間処理の現状	38
7 最終処分の現状	40
8 処理経費（負担金）	41
9 ごみ処理状況の評価	42
第4節 現状の課題の抽出	46
1 ごみの排出に関する課題	46
2 ごみの減量化に関する課題	47
3 資源化に関する課題	48
4 収集・運搬に関する課題	49
5 ごみ処理経費に関する課題	50
第5節 ごみ排出量の推計及び目標値の設定	51
1 現状施策を継続した場合のごみ量の予測	51
2 目標の設定	53
3 目標を達成する場合のごみ量の予測	55
第6節 ごみ処理基本計画	57
1 ごみ処理の基本方針	57
2 減量化・資源化計画	58
3 収集・運搬計画	64

4	中間処理・最終処分計画	66
5	その他の計画	66
第2章	生活排水処理基本計画	67
第1節	生活排水処理の体系	67
1	生活排水処理フロー	67
2	生活排水処理の現状	68
第2節	生活排水処理量の推計	71
1	生活排水処理形態別人口の推計	71
2	し尿及び浄化槽汚泥量の推計	72
第3節	生活排水処理計画	73
1	基本方針	73
2	計画期間	73
3	排出抑制計画	73
4	収集・運搬計画	73
5	中間処理・最終処分計画	73
資料編		74
第1節	ごみ排出量の推計	74
1	推計方法	74
2	ごみ排出量の推計結果	78
第2節	生活排水処理量の推計	87
1	推計方法	87
2	将来生活排水処理量	88
第3節	清瀬市廃棄物減量等推進審議会	90
1	清瀬市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	90
2	清瀬市廃棄物減量等推進審議会審議経過	90



---

# 第1章 一般廃棄物処理基本計画

---

## 第1節 基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

清瀬市（以下、「本市」という。）では、平成27年度に平成28年度から令和7年度までを対象期間とした「第4次清瀬市長期総合計画」（以下、「長期総合計画」という。）を策定し、『手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬』をまちづくりの基本理念として掲げています。この基本理念に基づき、5つの将来像の実現を目指しており、その内の一つである『豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち』の実現のための施策として、ごみ減量化・再資源化の推進を挙げています。また、同じく平成27年度に平成28年度から令和7年度を計画期間とした「第二次清瀬市環境基本計画」を策定し、『持続可能な循環型のまちを実現する（循環）』ことを目標の一つとし、基本施策として廃棄物の発生抑制と減量化、リサイクルの推進、廃棄物適正処理対策を挙げています。

廃棄物の処理に関しては、平成28年度に「清瀬市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前回計画」という。）を改定し、令和3年度までを計画期間として廃棄物の処理を進めています。

国では、平成28年9月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改定され、計画策定に対する基本的な指針が示されたほか、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下、「第四次循環基本計画」という。）が閣議決定されています。「第四次循環基本計画」では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の資源生産性を高める取り組みを一層強化することや万全な災害廃棄物処理体制を構築していくこと、食料品のロス削減していくための対応等について述べられています。また、環境的側面とともに向上させていくべき経済的・社会的側面として、持続可能な開発目標（SDGs）に係る取り組みの推進も掲げています。

さらに、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されています。また、令和元年10月に施行した「食品ロス削減の推進に関する法律」に基づき、令和2年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。

東京都では、令和3年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しており、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」及び「社会的課題への果敢なチャレンジ」を柱に、プラスチック対策や食料品ロスの対策、ゼロエミッションへの貢献等を示しています。

さらに、国のプラスチックや食品ロスに対する動向を受けて東京都では、令和元年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」及び令和3年3月に改定した「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」において、重点対策が必要な分

野としてプラスチック対策や食品ロス対策を挙げ、「プラスチック削減プログラム」及び「東京都食品ロス削減推進計画」をそれぞれ策定しています。

さらに、令和元年度からの新型コロナウイルス感染症に伴い、在宅勤務や外食頻度の低下に伴うテイクアウトの増加等、廃棄物の排出に影響を及ぼす可能性がある社会情勢の変化が起きています。

以上のことを踏まえ、令和4年度から令和18年度までの15年間を計画期間とし、新たな「清瀬市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。本計画は、本市における一般廃棄物処理の実態を明らかにし、問題点や課題を把握したうえで、長期総合計画に掲げる基本理念の実現のために、循環型社会の形成に向けた取り組みの基本的・長期的な方向性を示し、市民・事業者・行政が連携してごみの減量化や資源化、適正処理を推進することを目的として策定するものです。なお、本計画は、長期的な方針を定めるものであり、より具体的なごみ減量・資源化施策の目標や実施内容については、本計画を基に毎年度策定する「一般廃棄物処理計画及び再利用計画」において定めることとします。また、本計画については、法令の整備や社会情勢の変化を踏まえ、概ね5年毎に見直しを行います。

【コラム：持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）】

2030年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための、国際社会共通の目標です。17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成されています。



○本計画やごみに関係するゴールは…

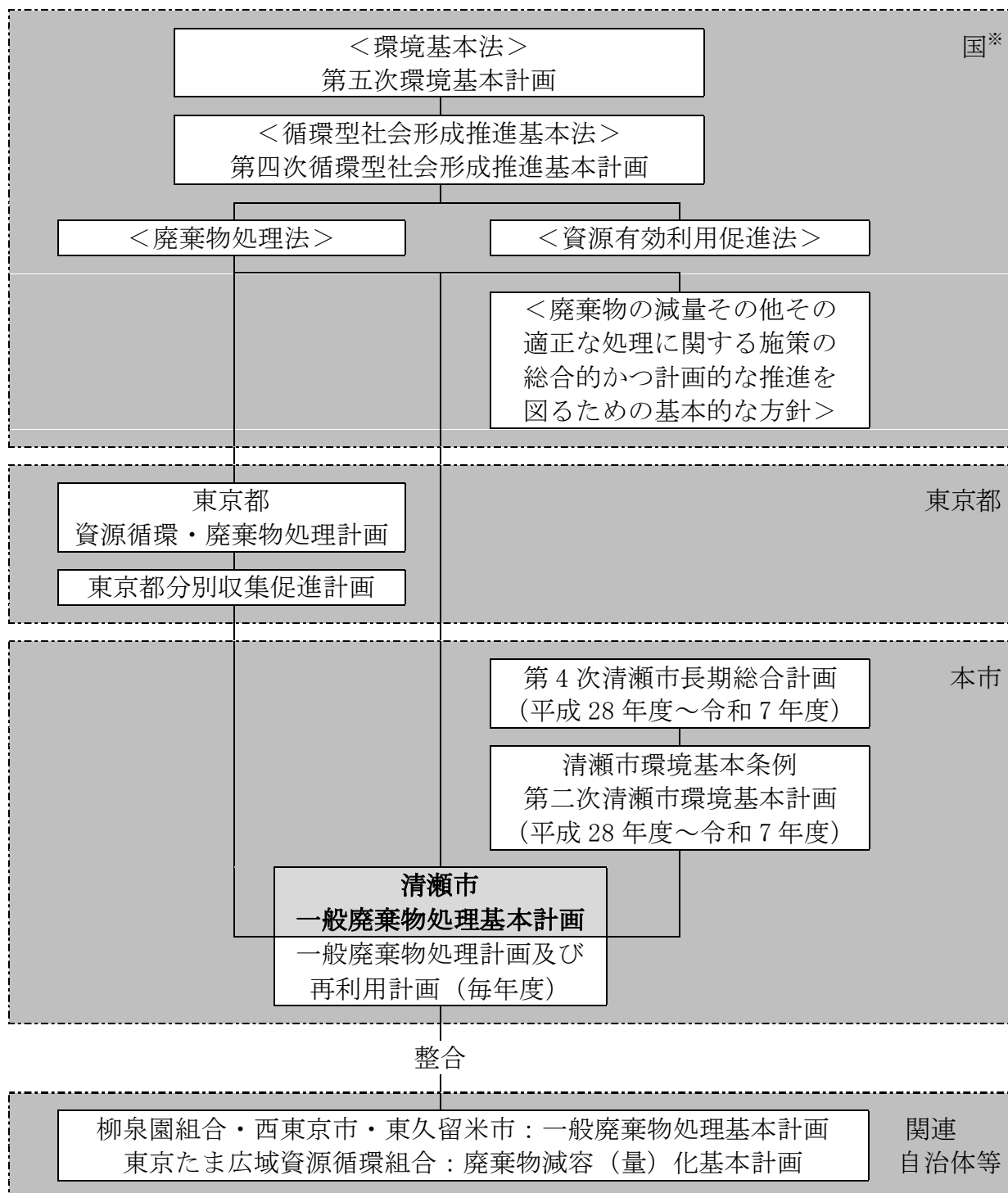
ゴール12「つくる責任 つかう責任」において、食品ロスの削減や、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））による廃棄物の削減を目指しています。

その他にも、本計画はゴール3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール6「安全な水とトイレを世界中に」、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」（災害対策）、ゴール14「海の豊かさを守ろう」等とも密接な関係があります。

## 2 ごみ処理基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、自治体が策定する一般廃棄物処理計画のうち、長期的な視点に立ったごみや生活排水の適正処理、リサイクル等の本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

本計画の位置付けを図1に示します。



※ 関係法令の体系については、第1章第3節にて記載しています。

図1 計画の位置付け

### 3 計画の対象範囲

本計画は、本市内で発生する一般廃棄物（ごみ、生活排水）を対象とします。

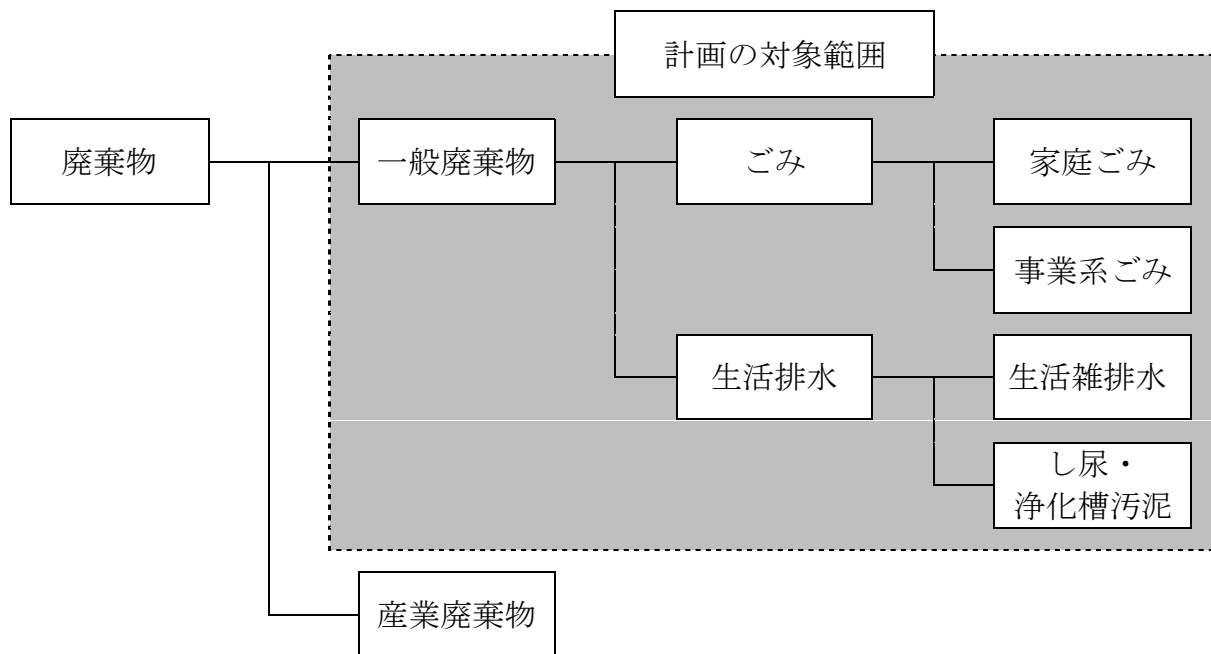


図2 計画の対象範囲

### 4 計画の目標年次

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間とします。なお、計画は概ね5年ごとに見直しを行います。

また、計画の推進を図るため、各分野の状況の把握及びその効果等についての検討を定期的に行い、必要に応じて新たな対策を講じ、市民にも広く公表します。

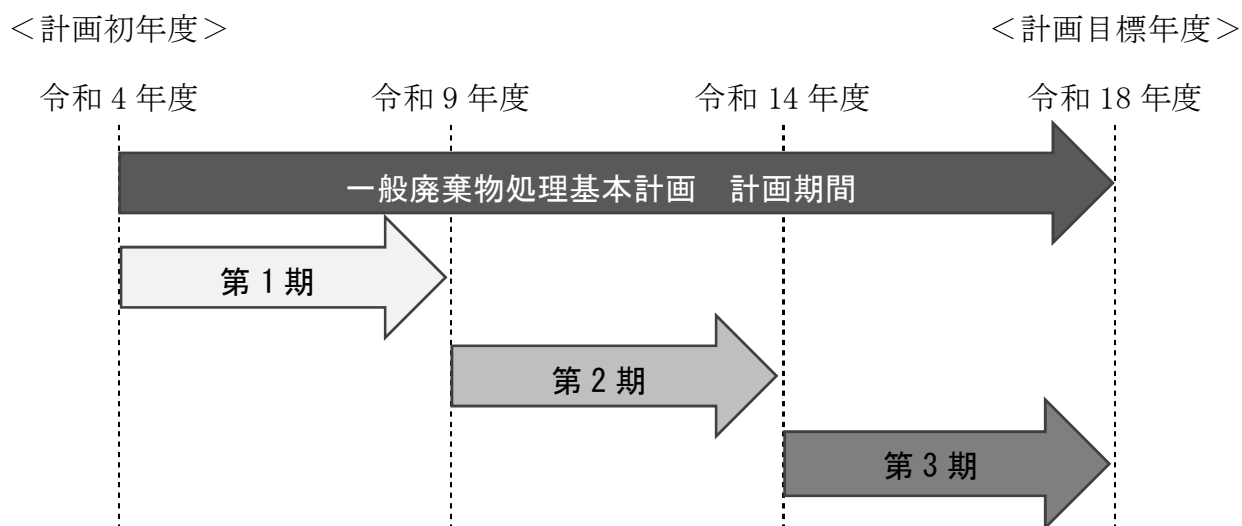


図3 計画の目標年次



## 5 計画の進行管理

本計画は概ね5年毎に見直しを行います。施策の進捗状況や目標値の達成状況については、適宜評価を行い、その状況に応じた対策を講じ、実効性の高い計画の実施を目指します。

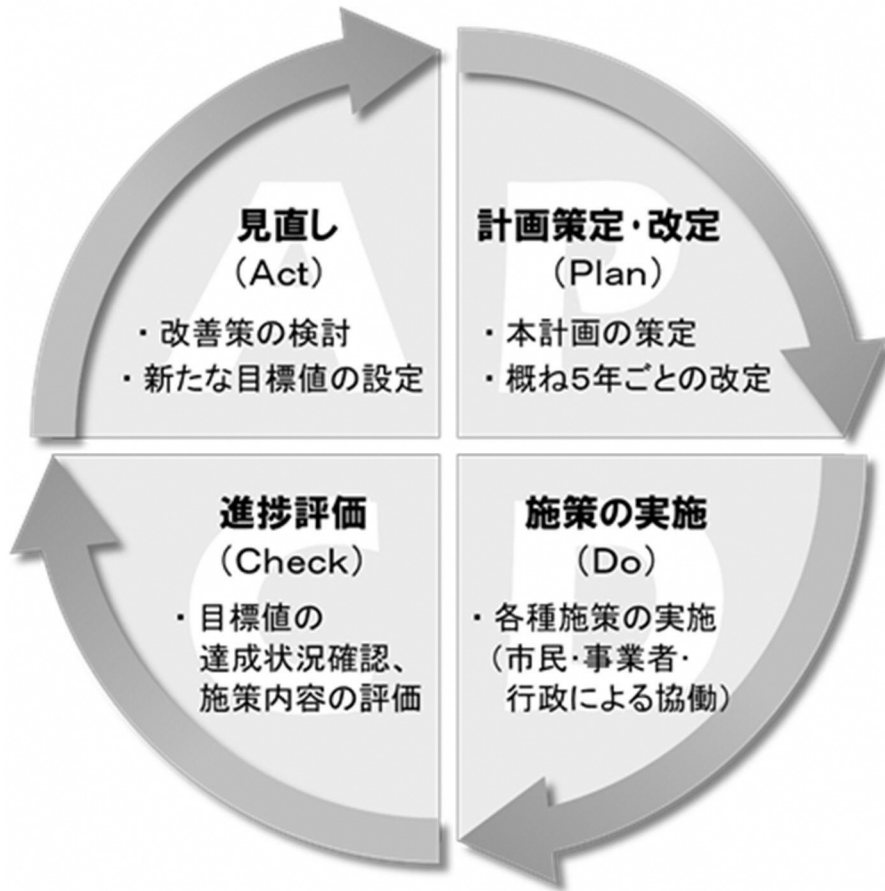


図4 一般廃棄物処理基本計画におけるPDCAサイクル

## 第2節 清瀬市の現状

### 1 位置・地形

清瀬市は、東京都心から約 25km の距離にあり、東西 4.63km、南北 5.09km で、面積は 10.23km<sup>2</sup> です。また、市の東は埼玉県新座市、西は東村山市、南は東久留米市、北は埼玉県所沢市にそれぞれ接しています。



図5 清瀬市の位置

## 2 人口

平成 28 年度から令和 2 年度の人口・世帯数・世帯人口の推移を表 1、図 6 に、年齢別構成人口の推移を表 2、図 7 に示します。各年度の人口データについては翌年 1 月 1 日のデータを記載しています（例えば平成 28 年度の人口データは平成 29 年 1 月 1 日のデータを使用しています）。

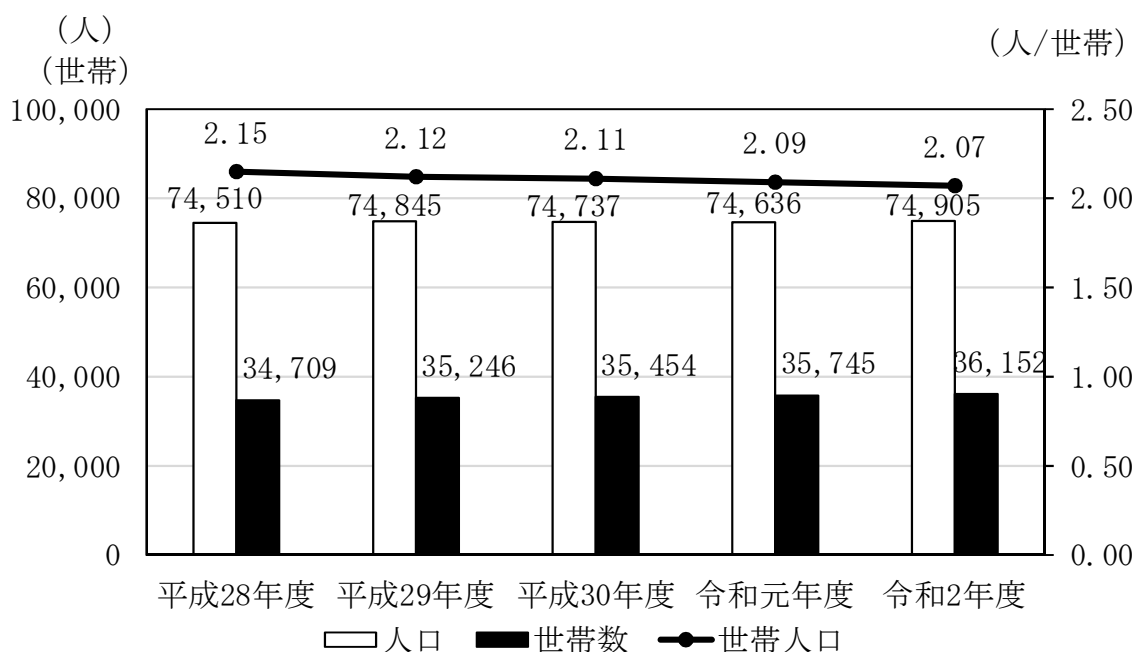
平成 28 年度から令和 2 年度にかけて、人口は増減を繰り返しており、世帯数は増加しています。令和 2 年度の人口・世帯数は直近 5 年間の中で最も高い数値を示しており、世帯人口は最も低い数値を示していることから、単独世帯数や核家族化が増加していると考えられます。

また、年齢別構成人口については、14 歳以下の人口の構成比率が令和 2 年度にかけて小さくなっています。一方で、15 歳から 64 歳、65 歳以上の人口は令和 2 年度にかけて構成比率が大きくなっています。以上のことより、本市で少子高齢化が進行していることが分かります。

表1 人口・世帯数・世帯人口の推移

区分	人口（人）	世帯数（世帯）	世帯人口（人/世帯）
平成 28 年度	74,510	34,709	2.15
平成 29 年度	74,845	35,246	2.12
平成 30 年度	74,737	35,454	2.11
令和元年度	74,636	35,745	2.09
令和 2 年度	74,905	36,152	2.07

資料：住民基本台帳 1 月 1 日現在



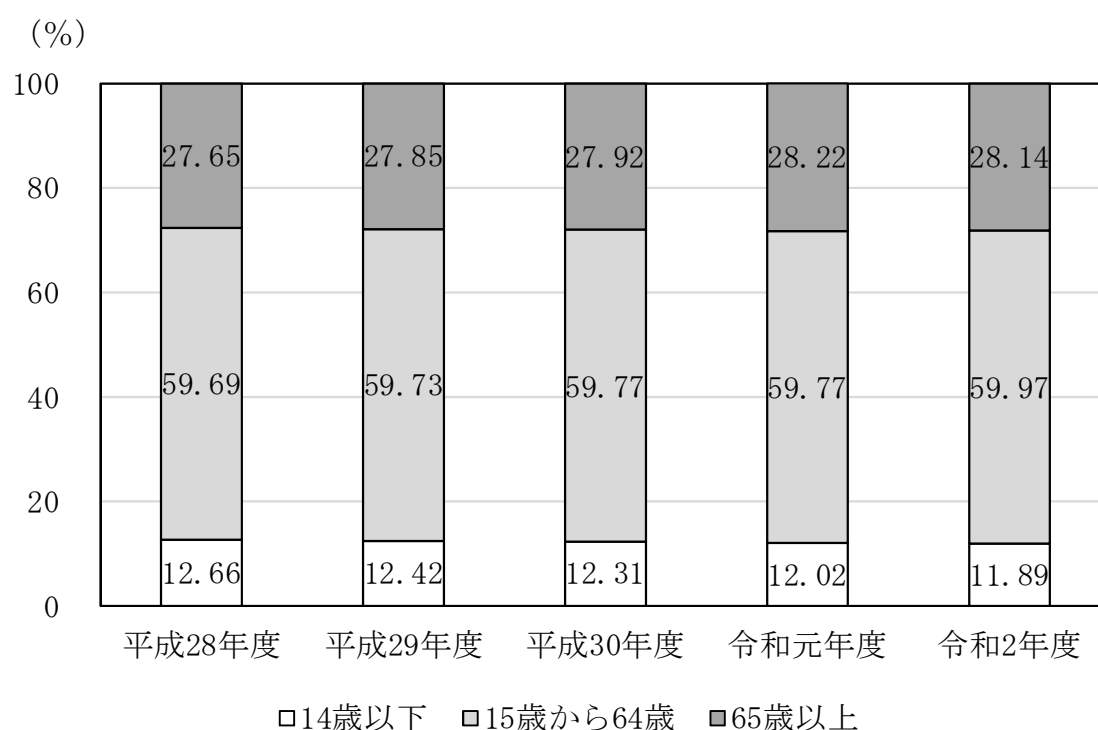
資料：住民基本台帳 1 月 1 日現在

図6 人口・世帯数・世帯人口の推移

表2 年齢別構成人口の推移

区分	14歳以下		15歳から64歳		65歳以上	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
平成28年度	9,431	12.66	44,478	59.69	20,601	27.65
平成29年度	9,296	12.42	44,703	59.73	20,846	27.85
平成30年度	9,200	12.31	44,669	59.77	20,868	27.92
令和元年度	8,970	12.02	44,607	59.77	21,059	28.22
令和2年度	8,904	11.89	44,924	59.97	21,077	28.14

資料：住民基本台帳1月1日現在



資料：住民基本台帳1月1日現在

図7 年齢別構成人口の推移

### 3 産業別事業所数及び従業者数

平成 21 年度及び平成 26 年度の産業別事業所数、就業人口を表 3、図 8 に示します。

表3 産業別事業所数、就業人口

産業分類	平成 21 年				平成 26 年			
	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
総数	2,016	100	20,498	100	1,944	100	20,076	100
第 1 次産業	3	0.1	11	0.1	5	0.3	23	0.1
農業、林業	3	0.1	11	0.1	5	0.3	23	0.1
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
第 2 次産業	297	14.7	2,179	10.6	258	13.3	2,423	12.1
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	222	11.0	1,107	5.4	201	10.3	1,162	5.8
製造業	75	3.7	1,072	5.2	57	2.9	1,261	6.3
第 3 次産業	1,716	85.1	18,308	89.3	1,681	86.5	17,630	87.8
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1	19	0.1	2	0.1	16	0.1
情報通信業	23	1.1	105	0.5	17	0.9	44	0.2
運輸業、郵便業	23	1.1	547	2.7	24	1.2	404	2.0
卸売業、小売業	509	25.2	3,316	16.2	452	23.3	3,136	15.6
金融業、保険業	25	1.2	257	1.3	21	1.1	264	1.3
不動産業、物品賃貸業	141	7.0	479	2.3	141	7.3	470	2.3
学術研究、専門・技術サービス業	77	3.8	621	3.0	80	4.1	395	2.0
宿泊業、飲食サービス業	275	13.6	2,011	9.8	246	12.7	1,598	8.0
生活関連サービス業、娯楽業	214	10.6	1,119	5.5	213	11.0	1,094	5.4
教育、学習支援業	103	5.1	1,809	8.8	115	5.9	1,891	9.4
医療、福祉	214	10.6	6,401	31.2	260	13.4	6,539	32.6
複合サービス事業	9	0.4	118	0.6	8	0.4	224	1.1
サービス業(他に分類されないもの)	85	4.2	647	3.2	86	4.4	806	4.0

資料：平成 21 年・平成 26 年経済センサス基礎調査 総務省

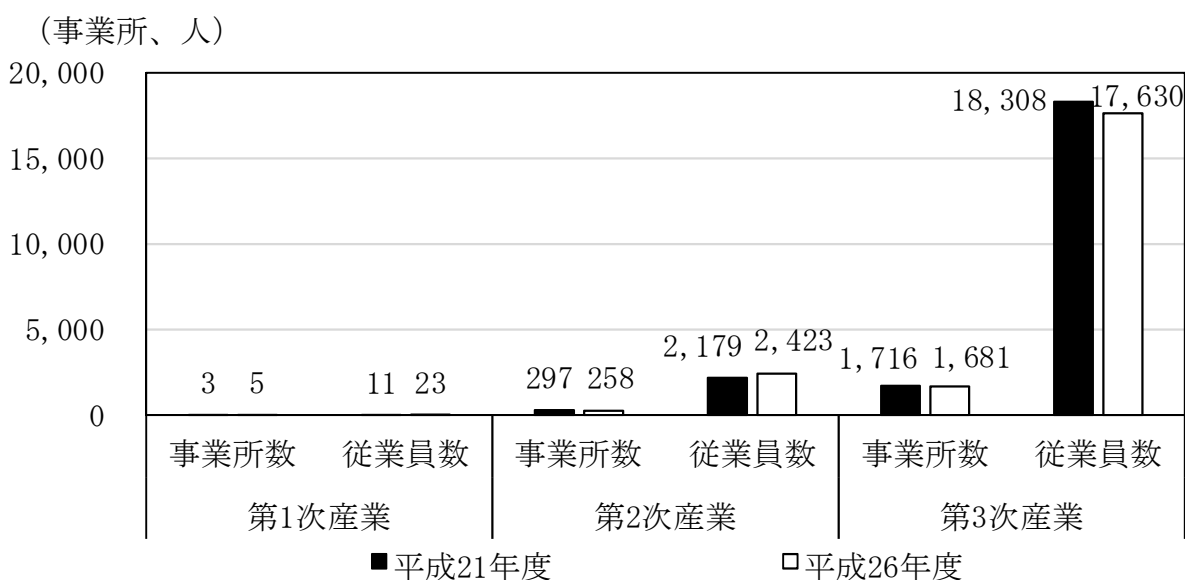


図8 産業別事業所数、就業人口

#### 4 土地利用状況

平成 28 年度から令和 2 年度の本市の土地利用面積の推移を表 4 に、令和 2 年度の土地面積割合を図 9 に示します。なお、この土地利用面積のデータは固定資産税の対象となる土地面積となっています。したがって、国・公有地、公共用地、墓地、道路、用水路、ため池、保安林、私立学校用地、宗教法人の境内等、固定資産税が非課税とされている土地は含まれていません。

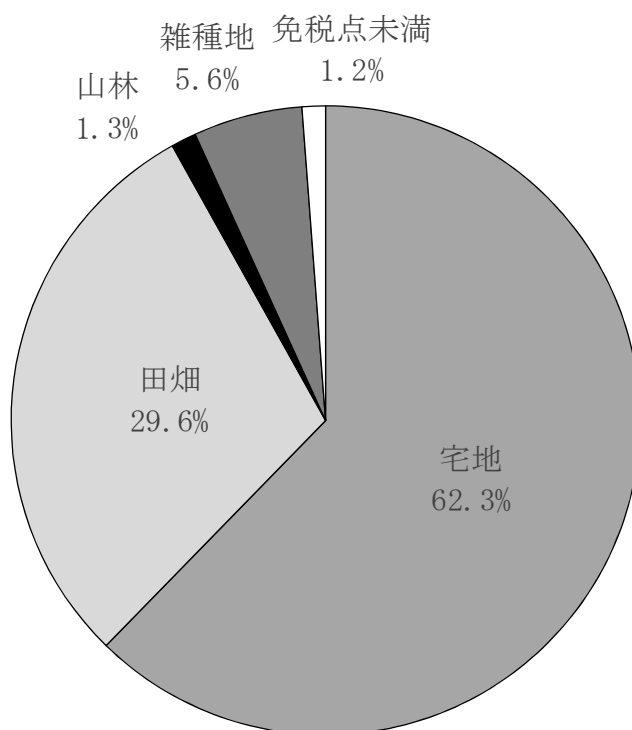
本市の土地利用の状況は、平成 28 年度以降、宅地や雑種地の面積が増加している一方で、田畑や山林の面積が減少しています。令和 2 年度において、宅地面積が全体の 62.3%と最も大きな比率を占めています。

表4 土地利用面積の推移

(単位：ha)

区分	地目				
	宅地	田畑	山林	雑種地	免税点未満
平成 28 年度	355.73	188.38	8.81	31.10	7.10
平成 29 年度	357.55	186.18	8.18	32.04	6.74
平成 30 年度	361.64	182.34	8.07	31.63	6.20
令和元年度	363.42	180.07	7.89	31.67	6.44
令和 2 年度	367.74	174.70	7.40	33.26	6.88

資料：東京都統計年鑑



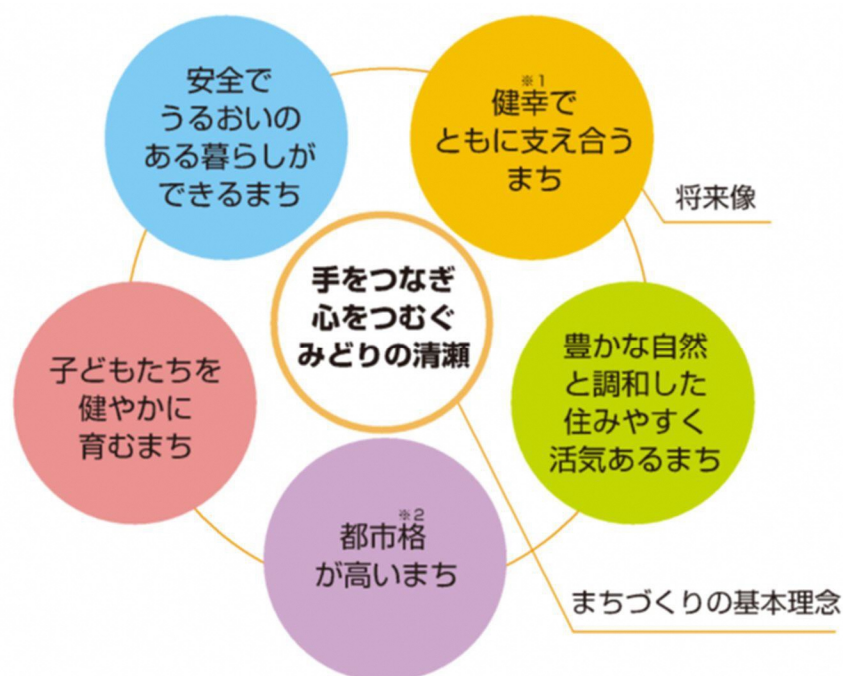
資料：東京都統計年鑑

図9 令和 2 年度の土地利用割合

## 5 上位計画

### (1) 基本構想・基本計画

平成 27 年度に策定した本市の長期総合計画では、「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」を、まちづくりを進めるうえでの基本理念とし、その基本理念を達成するための将来像の 1 つとして「豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち」を挙げています。この将来像の実現に向けた施策としてごみ減量化・再資源化の推進が挙げられており、令和 7 年度には多摩地域における最小ごみ発生量をめざすことやごみを適正に収集・処理することが求められています。



※1 「健康」と「幸福」の2つの意味が込められた言葉

※2 都市を1人の人間に例えた場合の「人格」に相当するもの。清瀬市は、歴史や文化、良好な環境や自然景観が守られるとともに、自分たちのまちを自分たちで創ろうとする住民自治が行われているまちをめざしながら都市格を高めていく。

図10 まちづくりの基本理念と5つの将来像

### (2) 環境基本計画

平成 27 年度に策定した第二次清瀬市環境基本計画は、長期総合計画を環境面から総合的かつ計画的に推進する計画です。長期総合計画で掲げられた「豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち」という将来像の実現を目指し、5つの目標を設定しており、その一つとして「持続可能な循環型のまちを実現する(循環)」ことを掲げています。この目標達成のための基本的施策として「廃棄物の発生抑制と減量化」「リサイクルの推進」「廃棄物適正処理対策」を挙げています。

### 第3節 ごみ・資源の処理状況

#### 1 社会的情勢

##### (1) 関係法令の体系

廃棄物・リサイクル行政の理念の基本となるのが、平成12年に公布された「循環型社会形成推進基本法」(以下、「循環基本法」という。)です。同法は環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成についての基本原則を定める等、循環型社会の形成に関する基本法として位置付けられています。また、同法では、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明確にし、事業者及び国民の排出者責任を明らかにするとともに、生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を採用しています。

循環基本法の下で具体的に実施される個別法が、廃棄物処理の骨格をなす「廃棄物処理法」、資源の有効な利用の確保を目的とする「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下、「資源有効利用促進法」という。)であり、個別物品のリサイクルに関しては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容器包装リサイクル法」という。),「特定家庭用機器再商品化法」(以下、「家電リサイクル法」という。)等の各種リサイクル法等があります。

図11に示すような法体系の下で、循環型社会の形成への取り組みが総合的に行われています。

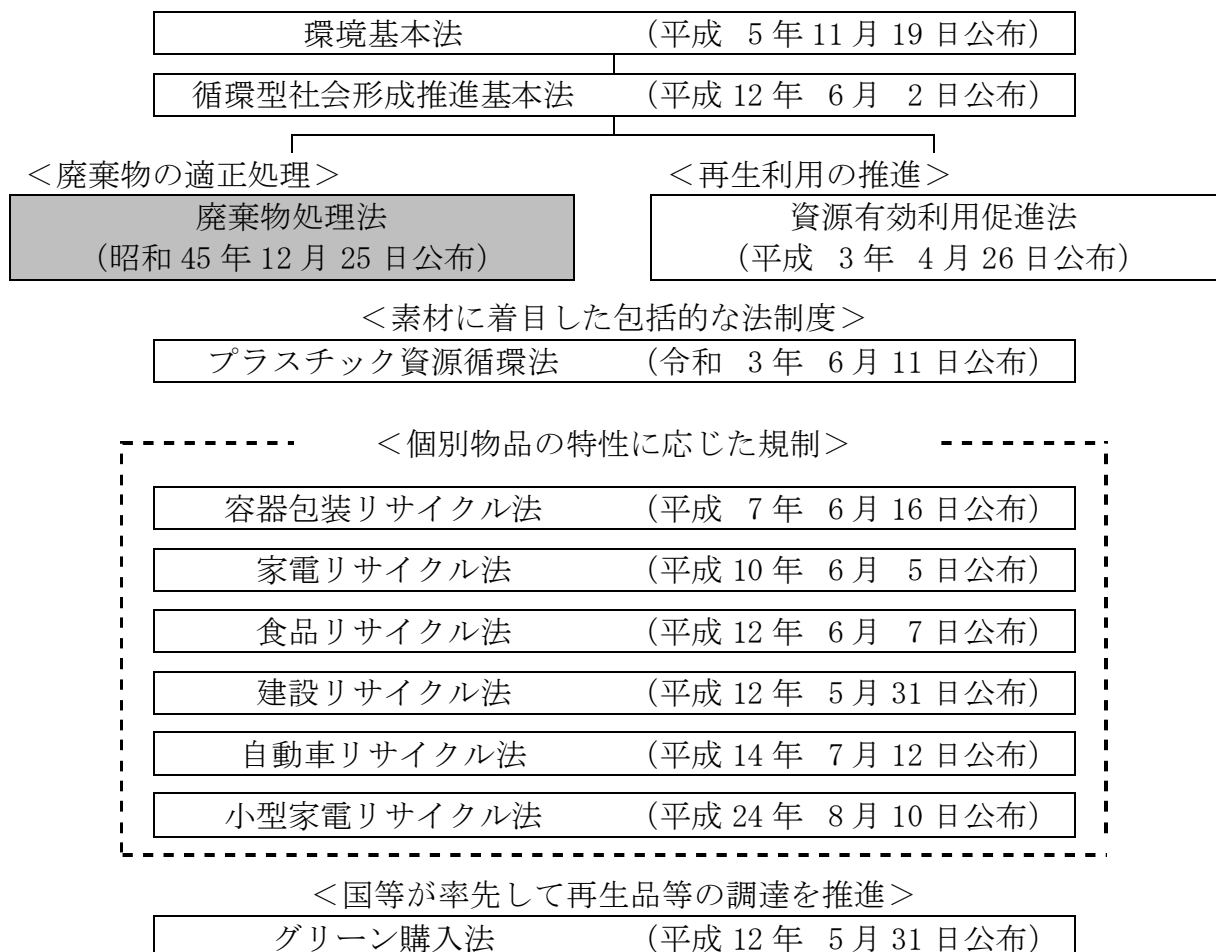


図11 循環型社会形成のための法制度



## (2) 国の動向

国では、平成 28 年 9 月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改定され、計画策定に対する基本的な指針が示されたほか、循環基本法に基づき、平成 30 年 6 月に第四次循環基本計画が閣議決定され、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の資源生産性を高める取り組みを一層強化することや万全な災害廃棄物処理体制を構築していくこと、食料品のロス削減していくための対応等について述べられています。

また、近年問題となっている海洋プラスチック問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を受けて、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和 3 年 6 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されています。「プラスチック資源循環戦略」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要を表 5 及び表 6 に示します。

国としては、個別の措置事項として市区町村に対して、プラスチック資源の分別収集を促進するため、「容器包装リサイクル法」のルートを活用したプラスチック資源の再商品化等を検討しています。

表5 プラスチック資源循環戦略の概要

項目	概要
基本原則	3R+Renewable（持続可能な資源）
重点戦略	1 プラスチック資源循環 ①リデュース等の徹底 ②効果的・効率的で持続可能なリサイクル ③再生材・バイオプラスチック <sup>※1</sup> の利用促進 2 海洋プラスチック対策 3 国際展開 4 基盤整備
マイルストーン	1 リデュース ○2030年までにワンウェイプラスチック <sup>※2</sup> を累積25%排出抑制 2 リユース・リサイクル ○2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ○2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ○2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用 3 再生利用・バイオマスプラスチック <sup>※3</sup> ○2030年までに再生利用を倍増 ○2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

※1 バイオマスプラスチックと生分解性プラスチック（自然界に存在する微生物によって、水と二酸化炭素に分解されるプラスチック）の総称を指します。

※2 通常一度使用した後にその役目を終えるプラスチックを指します。

※3 原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックを指します。

表6 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

項目	概要
目的	プラスチック製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般において、プラスチック資源の循環を促進する
基本方針	1 プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に関する環境配慮設計 2 ワンウェイプラスチックの使用の合理化 3 プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等
個別の措置事項	1 プラスチック使用製品設計指針 2 特定プラスチック使用製品の使用の合理化 3 市町村の分別収集及び再商品化 4 製造事業者等による自主回収及び再資源化 5 排出事業者による排出の抑制及び再資源化 等

【コラム：プラスチックの資源循環】

○海洋プラスチックごみ問題とは…

プラスチックは非常に便利な素材であり、日常生活のあらゆる場面で利用されていますが、使い終わった全てのプラスチックがリサイクルされているわけではありません。

適切な処理・処分をされずに、河川を通じて海に行き着いたプラスチックは、魚や、海鳥、ウミガメ等の体に絡まってしまったり、エサと間違えて食べられてしまったりと、**海の生態系に大きな影響**を与えています。さらに、マイクロプラスチック（風や波で細くなったプラスチック）を食べてしまった魚を食べることで、**人類にも悪影響を及ぼす可能性**があります。



○プラスチックの資源循環に向けて…

プラスチックに係る様々な問題の解決に向けて、プラスチックの資源循環を促進するため、以下のような体制の整備が進められています。

【リデュース】

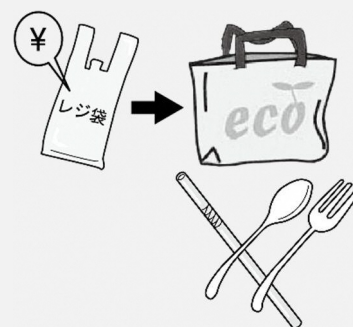
レジ袋の有料化（実施済み）

【リユース・リサイクル】

プラスチック製品の資源化ルートの検討、現在無料で配布しているストロー、スプーン、フォーク等の有料化や再利用の促進

【リニューアブル（再生可能資源への代替）】

バイオマスプラスチックの利用促進



今後、具体的な国の方針が定まりましたら、本市でも新たな施策を実施する可能性がありますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

さらに、令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の概要を表7に示します。

表7 食品ロス削減推進法及び食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の概要

項目	概要
目的	多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を定める</li> <li>2 都道府県は、基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努める</li> <li>3 市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努める</li> </ol>
基本的施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消費者、事業者等に対する教育及び学習の振興、普及啓発等</li> <li>2 食品関連事業者等の取り組みに対する支援</li> <li>3 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰</li> <li>4 食品ロスの実態調査、効果的な削減方法等の調査研究</li> <li>5 先進的な取り組み等の情報の収集及び提供</li> <li>6 未利用食品等を提供するための活動の支援等</li> </ol>

【コラム：食品ロス】

○食品ロスとは…

**食べ残しや売れ残り、期限が近い等の理由により、食べることができるのに捨てられてしまう食品のことです。**



日本国内では、平成29年には約2,550万トンの食品が捨てられており、そのうち食べることができる食品は612万トンになります。これは、日本人1人あたり、お茶碗約1杯分（約139グラム）の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

○食品ロス削減月間とは…

**10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」とされています。**



もしかしたら、皆さんの普段の生活にも、食品ロスは潜んでいるかも…。  
この期間に、食生活を見直してみませんか？

### (3) 東京都の動向

東京都では平成 28 年 3 月に、「東京都環境基本計画」を策定しており、目指す将来像として、『「世界一の環境先進都市・東京」の実現』を掲げています。「東京都環境基本計画」の概要を表 8 に示します。

また、令和 3 年 9 月に策定された「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の概要を表 9 に示します。

表8 東京都環境基本計画の概要

区分	概要
目指す将来像	「世界一の環境先進都市・東京」の実現
政策の柱 (環境政策の 方向性)	1 スマートエネルギー都市の実現 <b>2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進</b> 3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 5 環境施策の横断的・総合的な取り組み

表9 東京都資源循環・廃棄物処理計画の概要

区分	概要
計画期間	令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度 また、令和 32 (2050) 年を見据え、令和 12 (2030) 年度のビジョンを示す
三本の柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「持続可能な資源利用の実現」</li> <li>・「廃棄物処理システムのレベルアップ」</li> <li>・「社会的課題への果敢なチャレンジ」</li> </ul>
主要な施策	1 資源ロスの更なる削減 2 廃棄物の循環利用の更なる促進 3 廃棄物処理システムの強化 4 健全で信頼される静脈ビジネスの発展 5 社会的課題への的確な対応

また、東京都では、令和元年 12 月には「ゼロエミッション東京戦略」、令和 3 年 3 月には改定版の「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、さらにその中の重点的対策が必要な分野の個別計画・プログラムとして「プラスチック削減プログラム」及び「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しています。「ゼロエミッション東京戦略」及び「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」、「プラスチック削減プログラム」、「東京都食品ロス削減推進計画」の概要を表 10～表 12 に示します。

表10 ゼロエミッション東京戦略及び  
ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report の概要

区分	概要
目指す将来像	「ゼロエミッション東京」を実現し世界の「CO <sub>2</sub> 排出実質ゼロ」に貢献
戦略の柱	戦略Ⅰ エネルギーセクター 政策1 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化 政策2 水素エネルギーの普及拡大 戦略Ⅱ 都市インフラセクター（建築物編） 政策3 ゼロエミッションビルの拡大 戦略Ⅲ 都市インフラセクター（運輸編） 政策4 ゼロエミッションビークルの普及促進 戦略Ⅳ 資源・産業セクター <b>政策5 3Rの推進</b> <b>政策6 プラスチック対策</b> <b>政策7 食品ロス対策</b> 政策8 フロン対策 戦略Ⅴ 気候変動適応セクター 政策9 適応策の強化 戦略Ⅵ 共感と協働 エンゲージメント&インクルージョン 政策10 多様な主体と連携したムーブメントと社会システムの変革 政策11 区市町村との連携強化 政策12 都庁の率先行動 政策13 世界諸都市等との連携強化 政策14 サステナブルファイナンスの推進

表11 プラスチック削減プログラムの概要

区分	概要
目指すべき姿	CO <sub>2</sub> 実質ゼロの持続可能なプラスチック利用
目標達成に向けた施策	1 使い捨てを徹底的に見直し、リユースを基調とした社会へ 2 循環的利用の高度化 3 廃プラスチックの国内循環利用促進のための緊急対策 4 持続可能なバイオマス利用への転換 5 海洋へのプラスチックごみ流出の防止等 6 焼却・熱回収からの転換

表12 東京都食品ロス削減推進計画の概要

区分	概要
目指すべき姿	食品ロス発生量実質ゼロ
目標達成に向けた施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発生抑制（リデュース）               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 発生抑制（リデュース）を基調とした持続可能な循環型社会へ</li> <li>2 先進技術を活用した食品ロスの削減</li> <li>3 フードサプライチェーンにおける取り組みの推進</li> </ul> </li> <li>○有効活用（リユース）               <ul style="list-style-type: none"> <li>4 未利用食品の有効活用の推進</li> </ul> </li> <li>○再生利用（リサイクル）               <ul style="list-style-type: none"> <li>5 食品リサイクルの推進</li> </ul> </li> </ul>

【コラム：ゼロエミッション】

○ゼロエミッションとは…

**廃棄物の排出をゼロにする（排出しない）システム**のことです。生産段階の廃棄物発生量を減らしたり、発生した廃棄物を徹底的に有効活用（リサイクル等）したりすることにより、最終処分量をゼロにすることを目指します。

市民は積極的にリユースやリサイクル等を行うこと、事業者は生産から廃棄までを通して、廃棄物が発生しにくい製品や仕組みを作ることが、それぞれ求められます。

○東京都が目指す（CO<sub>2</sub>）ゼロエミッションとは…

**CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）の排出をゼロにする（排出しない）システム**のことです。

また「実質ゼロ」とは、CO<sub>2</sub>の回収量（植物への吸収量等）と、排出量を等しくすることを指し、「**カーボンニュートラル**」とも言います。

## 2 ごみ処理体制

### (1) 計画処理区域

本市の各家庭から排出される廃棄物の計画収集区域は、本市全域となっています。

### (2) ごみ分別区分

本市の令和3年度のごみ分別区分を表13に示します。

本市では、家庭から排出される廃棄物を可燃（燃やせる）ごみ（以下、「可燃ごみ」という。）、不燃（燃やせない）ごみ（以下、「不燃ごみ」という。）、粗大ごみ、有害ごみ、資源物の5つに区分しています。

令和3年度現在、資源物は、古紙・古布、牛乳パック、びん・かん、ペットボトル、容器包装プラスチック、使用済み小型家電、インクカートリッジ、剪定枝・落ち葉を対象としています。

表13 ごみ分別区分（令和3年度）

分別区分	ごみの種類
可燃ごみ	生ごみ（水分を切る）、紙おむつ、水で湿らせた花火・たばこの吸い殻、汚れやほつれのあるぼろ布・衣類、資源にならない紙類（汚れのある紙やレシート等）、落ち葉（1月～10月）、衛生用品（生理用品、使用済み絆創膏等）、ぬいぐるみ（30cm未満の天然素材）、土を取り除いた花・葉・雑草、在宅医療廃棄物（注射器・針除く）輸液パック・カテーテル・チューブ等 等
不燃ごみ	ストロー、歯ブラシ、ラップ、30cm未満の製品、保冷剤、使い捨てカイロ、汚れの落ちない容器包装プラスチック類、靴、カセットテープ、ビデオテープ、ディスク、CD・DVDケース、傘、鍋・フライパン、陶磁器類、ガラス類、包丁・割れ物等の危険物 等
粗大ごみ	一番長い箇所の手がさが30cm以上のもの。 こたつ、テーブル、いす、本棚、テレビ台、衣装ケース、トースター、空気清浄機、炊飯器、電子レンジ、スピーカー、水槽、ゴルフクラブ、スーツケース、物干し竿 等
有害ごみ	乾電池、ボタン電池、蛍光灯、水銀体温計

表13 ごみ分別区分（令和3年度）

分別区分		ごみの種類
資源物	古紙・古布	古紙 新聞紙、雑誌、雑紙、シュレッダーくず、段ボール 等
		古布 古着、毛布、シーツ、カーテン 等
	牛乳パック 飲料用の紙パック (ジュース、酒類・調味料等のアルミ付き紙パックも可)	
	びん・かん	びん 酒、ビール、ジュース、調味料等のびん
		かん ビール、ジュース、茶筒、お菓子等のかん
	ペットボトル 飲料用、調味料用のペットボトル ※ キャップ・ラベルは容器包装プラスチック	
	容器包装プラスチック 食品トレイ、弁当や納豆等のパック、レジ袋や詰め替え用洗剤の袋、キャップやフィルム類、発泡スチロールや気泡入りの緩衝材(一辺が30cm未満になるようにする)、冷凍食品・お菓子等の袋、シャンプー・洗濯洗剤等液体洗剤等のボトル容器、カップ麺、プリン等のカップ容器 等 ※ 「プラマーク」がついているもの。汚れを落とせるものは洗浄し、水気を切ってから出すこと。	
	使用済み小型家電 ヘアドライヤー、電気カミソリ、電動歯ブラシ、電子体温計、電話機、電子タバコ、電卓、ACアダプター、リモコン、ICレコーダー、カメラ、ニカド電池、デジタルカメラ、ビデオカメラ、CDプレイヤー、MDプレイヤー、デジタルオーディオプレーヤー、リチウムイオン電池、携帯型ゲーム機、据え置き型ゲーム機、ゲーム用コントローラー、ヘッドホン・イヤホン、ニッケル水素電池 ※ 個人情報は削除すること。30cm以上のものは粗大ごみ。	
	インクカートリッジ brother、Canon、EPSON、日本HPのインクカートリッジ ※ それ以外は不燃(燃やせない)ごみ。	
	剪定枝・落ち葉	剪定枝 幹の太さ10cm以下の枝を長さ50cm以下に切りそろえ、直径30cm程度の片手で容易にもてる量を束にしたもの(葉がついていても可) ※ 木製家具をカットしたもの、木の根、太さ10cm以上の幹、竹、キョウチクトウ、棘のある木は対象外。 ※ 木くず、花木の茎、土を落とした草花は可燃ごみとして出すこと。
落ち葉 清掃等により集まった落ち葉 ※ 11~12月のみボランティア専用袋に入れて資源物として出すこと。 ※ 1~10月は可燃ごみの指定収集袋に入れて可燃ごみとして出すこと。		



### (3) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図 12 に示します。

本市から排出されたごみ及び資源物については、本市、西東京市、東久留米市の3市で構成されている柳泉園組合の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで共同処理しています。

可燃ごみは、柳泉園クリーンポートで焼却処理後、焼却残さは東京たま広域資源循環組合に搬入し、エコセメントの原料として再利用しています。

不燃ごみ、粗大ごみは、柳泉園組合の不燃・粗大ごみ処理施設で選別・破碎処理され、処理後に発生する可燃残さ（可燃性プラスチック類や可燃性粗大等）は柳泉園クリーンポートで焼却処理され、不燃残さ（硬質プラスチック類）は資源再生業者の民間施設に搬出し、ガス化溶解により発生する燃料ガスや、スラグ、メタル等を回収して資源化しています。なお、不燃残さについては、民間施設に搬入し、固形燃料（RPF）化を行っていた年度もありますが、現在はガス化溶解により資源化を行っています。

資源物（びん、かん）は、柳泉園組合のリサイクルセンターで再選別やプレス機による圧縮等の処理を行い、資源再生業者へ引き渡しています。他の資源物（古紙・古布類、牛乳パック、ペットボトル、容器包装プラスチック、使用済み小型家電、金属類、剪定枝・落ち葉）は、直接資源再生業者へ引き渡しています。なお、ペットボトルについては、令和元年度までは柳泉園組合のリサイクルセンターに搬入していましたが、令和2年度から直接資源再生業者へ引き渡すよう変更しています。

#### 【コラム：不燃残さの資源化】

○残さとは…

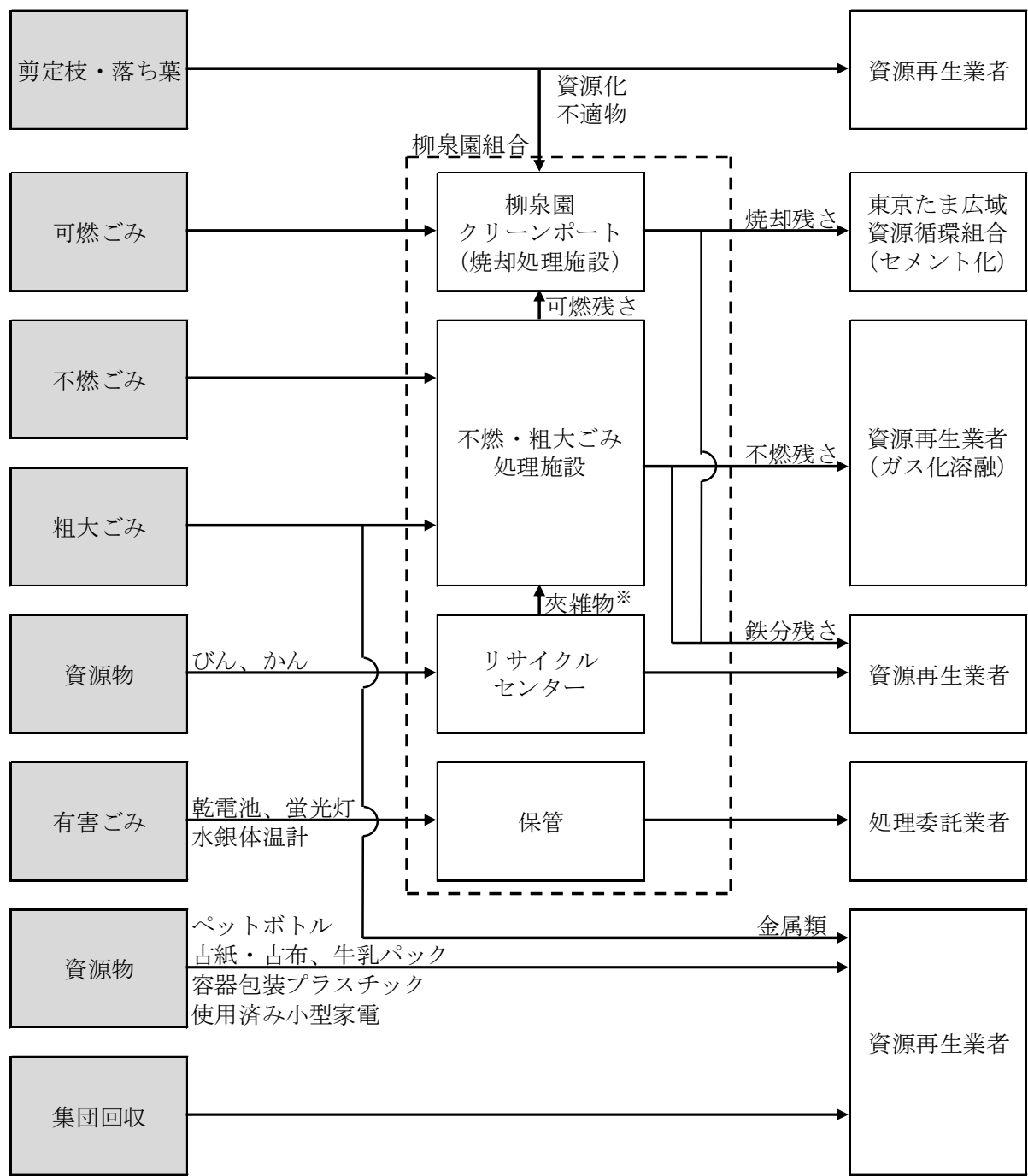
ごみ処理施設でごみを処理した後に残るものを「残さ（ざんさ）」と言います。本市のごみを処理している柳泉園組合では、柳泉園クリーンポートからは灰等の「**焼却残さ**」、不燃・粗大ごみ処理施設からは不燃物（プラスチック類等）が主体の「**不燃残さ**」が発生しますが、全て処理・資源化しています。

○固形燃料（RPF：Refuse Paper and Plastic Fuel）とは…

**廃プラスチックや、加工されたラミネート紙等を主原料とした固形燃料**です。柳泉園組合では平成17～28年度まで、不燃残さは民間業者に委託して固形燃料化していましたが、固形燃料化施設の老朽化等に伴い、平成29年度からは資源化方法をガス化溶解に変更しています。

○ガス化溶解とは…

ごみを高温で処理し、ガス化する処理方式です。**発生したメタン等の可燃性ガスは燃料ガスとして発電に利用し、さらに、金属類やガラス等は溶解されスラグやメタルとして路盤材等に利用**します。柳泉園組合では平成29年度から、不燃残さは民間業者に委託してガス化溶解による資源化を行っています。



※ 夾雑物（きょうざつぶつ）は、施設で分別された資源化に適さない不適物を指します。

図12 ごみ処理フロー

### 3 収集・運搬体制

本市の令和3年度の収集・運搬体制は表14に示すとおりとなっています。

本市では、高齢化や管理者の不在等により、管理の行き届かない集積所が散見されたことや、ステーション方式によるごみの収集では、ごみの排出者を特定することが難しく、分別意識やモラルの低下を招く要因となることから、令和2年10月から戸別収集を実施しています。また、同時に剪定枝の収集方法について、アサガオやアジサイ等の毒性があり、資源化できないものが排出されていたことから、この防止策として、電話・電子申請による申込制に変更しています。

表14 収集・運搬体制（令和3年度）

対象区分		収集頻度	収集方式	収集箇所数	収集区分
可燃ごみ		週2回	戸別収集方式	戸別	委託
不燃ごみ		週1回	戸別収集方式	戸別	委託
粗大ごみ <sup>※1</sup>		随時	戸別収集方式	戸別	委託
有害ごみ		週1回	拠点方式 (常設の回収ボックス)	68箇所	直営
資源物	古紙・古布 <sup>※2</sup>	週1回	ステーション方式	1,572箇所	委託
	牛乳パック	週1回	ステーション方式 (一部)	1,572箇所	委託
		週1回	拠点方式 (常設の回収かご)	23箇所	直営
	びん	週1回	ステーション方式	1,572箇所	委託
	かん	週1回	ステーション方式	1,572箇所	委託
	ペットボトル	週1回	戸別収集方式	戸別	委託
	容器包装プラスチック	週1回	戸別収集方式	戸別	委託
	使用済み小型家電	週1回	拠点方式 (常設の回収ボックス)	15箇所	直営
	インクカートリッジ	適宜 (週1回確認)	拠点方式 (常設の回収ボックス)	5箇所	直営
	剪定枝・ 落ち葉 <sup>※3</sup>	剪定枝	随時	戸別収集方式	戸別
落ち葉		随時 (11~12月のみ)	戸別収集方式	戸別	直営

※1 「粗大ごみ」は申込制であり、収集日は申込後指定される。また、申込完了後、粗大ごみ処理券を購入し、必要事項を記入の上、粗大ごみに貼り付けて排出する。

※2 「古布」は濡れると資源化できなくなるため、降雨時の排出は原則として不可。

※3 「剪定枝」は申込制であり、収集日は申込後指定される。「落ち葉」は11~12月のみボランティア専用袋に入れて、資源物として排出する。その際は「剪定枝」と同様に申込制であり、収集日は申込後指定される。1~10月に「落ち葉」を排出する場合は、可燃ごみの指定収集袋に入れ、可燃ごみとして排出する。

本市では、一般家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックは、それぞれ有料の指定収集袋に入れて排出しています。令和2年6月に可燃ごみ、不燃ごみの指定収集袋の手数料を変更し、不燃ごみと容器包装プラスチックのミニ袋（5L相当）の製造と販売を廃止しました。令和3年度の本市の指定収集袋の種類及び種類別手数料は表15に示すとおりとなっています。

なお、平成28年10月から、可燃ごみに入れていた紙おむつについては、汚物をトイレに流し、「おむつ」と書いた透明または半透明の袋に入れ、可燃ごみの収集日に排出することで無料収集としています。

また、同様に平成28年10月から、不燃ごみとして排出していたライターやスプレー缶等については、他のものと一緒に出すと火災事故の原因となるため、中身を使い切り、「㊦」と書いた透明または半透明の袋に入れ、不燃ごみの収集日に排出することで無料収集としています。なお、どうしても中身が残ってしまった場合は環境課まで持参していただくようお願いしています。

表15 指定収集袋の種類及び種類別手数料（令和3年度）

指定収集袋の種類	容量	手数料	1Lあたりの手数料
可燃ごみ用 不燃ごみ用	ミニ袋（5L相当） ※ 可燃ごみ用のみ	200円（20枚）	2円/L
	小袋（10L相当）	200円（10枚）	
	中袋（20L相当）	400円（10枚）	
	大袋（40L相当）	800円（10枚）	
容器包装プラスチック用	小袋（10L相当）	100円（10枚）	1円/L
	中袋（20L相当）	200円（10枚）	
	大袋（40L相当）	400円（10枚）	

## 4 廃棄物排出量の現状

### (1) 廃棄物排出量の実績

平成 23 年度から令和 2 年度までの廃棄物排出量実績を表 16、図 13 に示します。

本市の廃棄物排出量（ごみと資源物の合計）は、令和 2 年度には 19,593t/年と直近 10 年間で最も大きくなっています。廃棄物排出量の増加の原因としては、人口の増加も一因と考えられますが、令和 2 年度については下記 2 点の要因も考えられます。

#### 1) 新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルスの影響により、各家庭で在宅勤務のための環境整備や不要なものの廃棄等が行われ、不燃ごみや粗大ごみ、古紙・古布類の排出が増えたことが要因として考えられます。また、外食が抑制されたことに伴い、テイクアウトが増加する等のライフスタイルの変化による容器包装プラスチックの増加も要因として考えられます。これらのような新型コロナウイルスの影響であれば、一時的な増加である可能性も考えられますが、このまま在宅勤務やコロナ禍でのライフスタイルが継続すると、当面の間、ごみの増加傾向が継続していく可能性もあります。

#### 2) 指定収集袋の手数料変更の影響

家庭からの容器包装プラスチックの排出量が増加した要因としては、令和 2 年 6 月に実施した指定収集袋の手数料変更が考えられます。容器包装プラスチックの指定収集袋の手数料が可燃ごみ及び不燃ごみの指定収集袋の手数料より安価になったことで、今まで可燃ごみや不燃ごみとして排出されていた容器包装プラスチックが、容器包装プラスチックとして分別排出されるようになった可能性があります。

また、令和 2 年度には、新型コロナウイルスにより多くの飲食店が新たにテイクアウトサービスを開始したため、容器包装プラスチックの排出量が増加している可能性があります。

ただし、令和 2 年度は容器包装プラスチックの排出量は増加しましたが、不適合物の混入量も平年より多くなっており、十分に汚れが落ちていない容器包装プラスチックや製品プラスチック等の本来不燃ごみとして排出されるべきものが、指定収集袋の手数料が安価な容器包装プラスチックとして排出されている可能性があります。

そのため、引き続き容器包装プラスチックの分別に対する情報提供や周知徹底を行い、分別の協力を図る必要があります。

表16 廃棄物排出量の実績

単位：t/年

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
ごみ	14,085	13,698	13,830	14,007	13,881	13,761	13,816	13,928	14,068	14,230
家庭系ごみ（行政回収）	11,973	11,868	11,803	11,678	11,697	11,585	11,320	11,145	11,266	11,459
可燃ごみ	10,423	10,379	10,340	10,226	10,270	10,166	9,902	9,708	9,754	9,736
不燃ごみ	1,484	1,417	1,379	1,371	1,355	1,342	1,336	1,338	1,400	1,589
粗大ごみ	39	45	57	53	48	49	56	73	86	105
有害ごみ	27	27	27	28	24	28	26	26	26	29
直接持込みごみ	2,112	1,830	2,027	2,329	2,184	2,176	2,496	2,783	2,802	2,771
可燃ごみ（家庭ごみ）	19	18	17	15	21	30	33	39	51	79
不燃ごみ（家庭ごみ）	12	13	10	31	22	22	20	25	19	25
粗大ごみ（家庭ごみ）	10	17	17	15	28	35	60	68	70	68
可燃ごみ（事業系ごみ）	2,071	1,782	1,983	2,268	2,113	2,089	2,383	2,651	2,662	2,599
資源物	5,266	5,314	5,290	5,398	5,265	5,181	5,082	5,063	4,995	5,363
行政回収	3,890	3,973	4,089	4,189	4,122	4,060	4,011	4,068	4,045	4,447
びん類	650	626	627	628	634	627	624	548	555	601
かん類	232	216	218	213	218	229	222	208	208	222
ペットボトル	253	251	258	251	253	256	265	283	285	242
古紙・古布類	1,728	1,893	1,978	2,081	1,985	1,910	1,845	1,903	1,887	2,128
牛乳パック	15	15	14	13	13	13	12	12	11	11
容器包装プラスチック	1,012	972	993	999	1,015	1,014	1,038	1,030	999	1,135
剪定枝・落ち葉	0	0	0	0	0	0	0	78	94	82
有価物	0	0	0	0	0	10	4	5	5	25
使用済み小型家電	0	0	1	4	4	1	1	1	1	1
集団回収	1,376	1,341	1,201	1,209	1,143	1,121	1,071	995	950	916
紙類	1,294	1,263	1,127	1,130	1,064	1,037	991	918	873	835
布類	68	64	60	65	65	71	65	62	63	66
その他	14	14	14	14	14	13	15	15	14	15
廃棄物（ごみ、資源物合計）	19,351	19,012	19,120	19,405	19,146	18,942	18,898	18,991	19,063	19,593

廃棄物排出量  
(t/年)

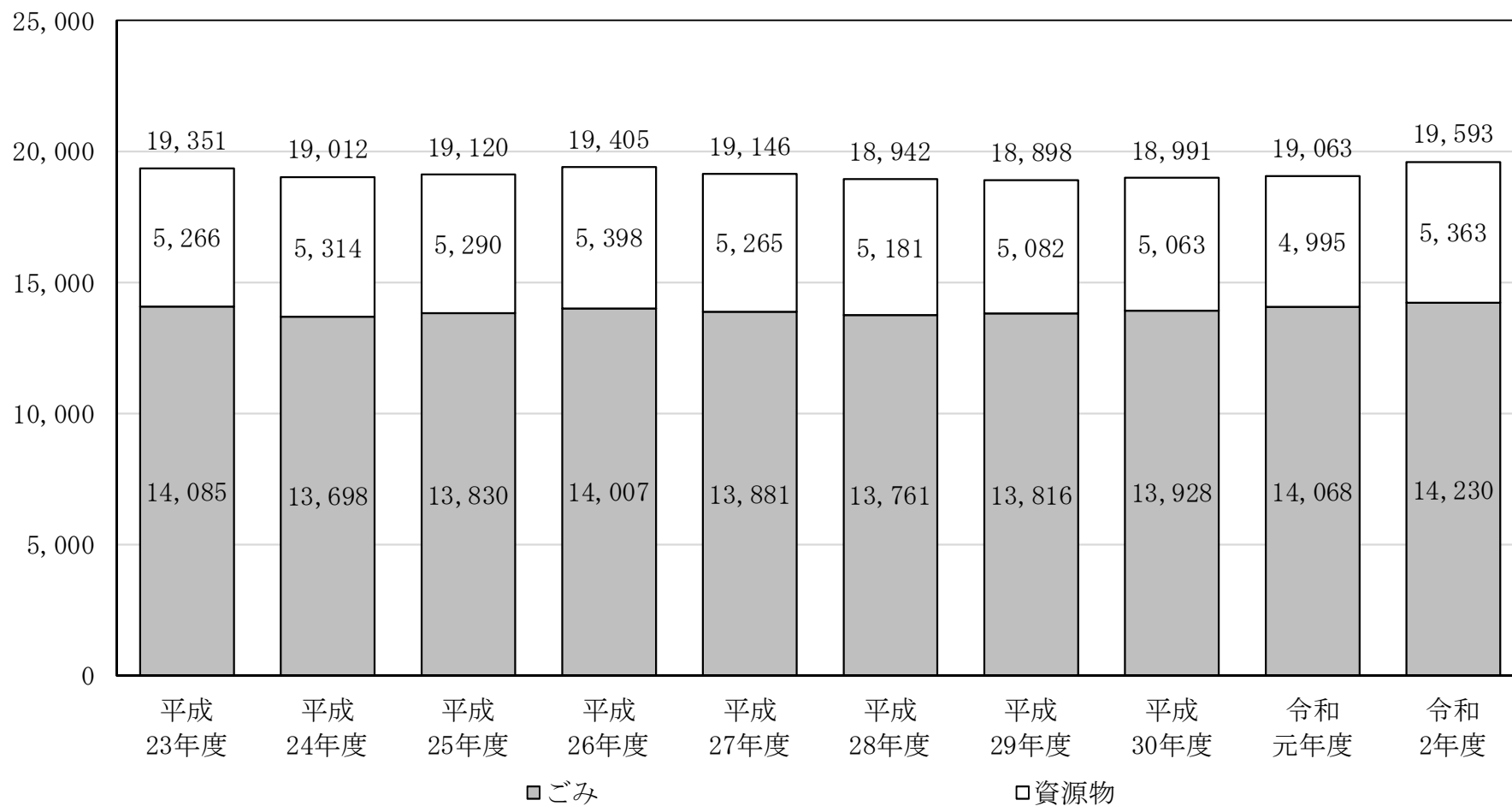


図13 廃棄物排出量の実績

## (2) 事業系ごみ排出量

本市の事業系ごみの排出量については、表 16 に示したとおり、令和 2 年度には前年度に比べて若干減少しましたが、2,599t/年と直近 10 年間で最も事業系ごみ排出量が少なかった平成 24 年度の 1,782t/年と比べて 800 t /年以上増加しています。

「環境省一般廃棄物処理実態調査」を参考とし、東京都と全国の事業系ごみ排出量の推移を表 17 に示します。全国の事業系ごみ排出量はほぼ横ばいとなっていますが、東京都の事業系ごみ排出量は増加傾向となっており、平成 28 年度からの本市の事業系ごみ排出量の増加傾向と合致します。事業系ごみ排出量は景気に左右される面があるため、早急な対策は困難ですが、引き続き事業者にごみの減量・資源化についての情報提供や周知徹底を行うとともに、事業系ごみの減量化に向けて検討します。

表17 事業系ごみ排出量の推移

単位：t/年

	清瀬市※	東京都	全国
平成 23 年度	2,071	1,072,610	13,045,158
平成 24 年度	1,782	1,098,971	13,097,206
平成 25 年度	1,983	1,107,857	13,117,359
平成 26 年度	2,268	1,115,180	13,074,764
平成 27 年度	2,113	1,118,980	13,045,672
平成 28 年度	2,089	1,119,592	12,988,057
平成 29 年度	2,383	1,135,666	13,011,136
平成 30 年度	2,651	1,140,979	13,042,931
令和元年度	2,662	1,142,935	13,022,298
令和 2 年度	2,599	—	—

※ 本市の数値は環境省一般廃棄物処理実態調査ではなく、別途本市のデータから整理しています。

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査（令和元年度まで公表）

## (3) 家庭ごみ排出量原単位（資源物除く）

平成 23 年度から令和 2 年度までの資源物を除く 1 人 1 日あたりの家庭ごみ排出量（以下、「家庭ごみ排出量原単位」という。）の推移を表 18、図 14 に示します。

資源物を除く家庭ごみ排出量原単位は、令和 2 年度は 425.4g/人・日と直近 10 年間で最も小さい平成 30 年度の 413.4g/人・日と比較して、10g/人・日以上増加しています。ごみの分別種類ごとで見ると、令和 2 年度は令和元年度に比べて、不燃ごみの排出量原単位が約 7.0g/人・日増加、粗大ごみの排出量原単位が約 0.6g/人・日増加となっており、新型コロナウイルス感染症の感染予防を目的とした在宅勤務のための環境整備や不要なものの廃棄等によって不燃ごみや粗大ごみの排出量が増え、その結果、ごみ排出量原単位が増加したものと考えられます。

家庭ごみ排出量原単位の減少のためにも、不燃ごみと粗大ごみの減量・資源化を促進していく必要があります。



表18 家庭ごみ排出量原単位（資源物除く）の推移

	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
人口 (1月1日)	人	74,162	74,063	74,216	74,374	74,403	74,510	74,845	74,737	74,636	74,905
家庭ごみ排出量	t/年	12,014	11,916	11,847	11,739	11,768	11,672	11,433	11,277	11,406	11,631
可燃ごみ	t/年	10,442	10,397	10,357	10,241	10,291	10,196	9,935	9,747	9,805	9,815
不燃ごみ	t/年	1,496	1,430	1,389	1,402	1,377	1,364	1,356	1,363	1,419	1,614
粗大ごみ	t/年	49	62	74	68	76	84	116	141	156	173
有害ごみ	t/年	27	27	27	28	24	28	26	26	26	29
家庭ごみ排出量 原単位	g/人・日	442.6	440.8	437.3	432.4	432.2	429.2	418.5	413.4	417.6	425.4
可燃ごみ	g/人・日	384.7	384.6	382.3	377.3	377.9	374.9	363.7	357.2	358.9	359.0
不燃ごみ	g/人・日	55.1	52.9	51.3	51.6	50.6	50.2	49.6	50.0	52.0	59.0
粗大ごみ	g/人・日	1.8	2.3	2.7	2.5	2.8	3.1	4.2	5.2	5.7	6.3
有害ごみ	g/人・日	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1

※ 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみには直接持込みの家庭から発生する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを含めています。

ごみ排出量  
(t/年)

ごみ排出量原単位  
(g/人・日)

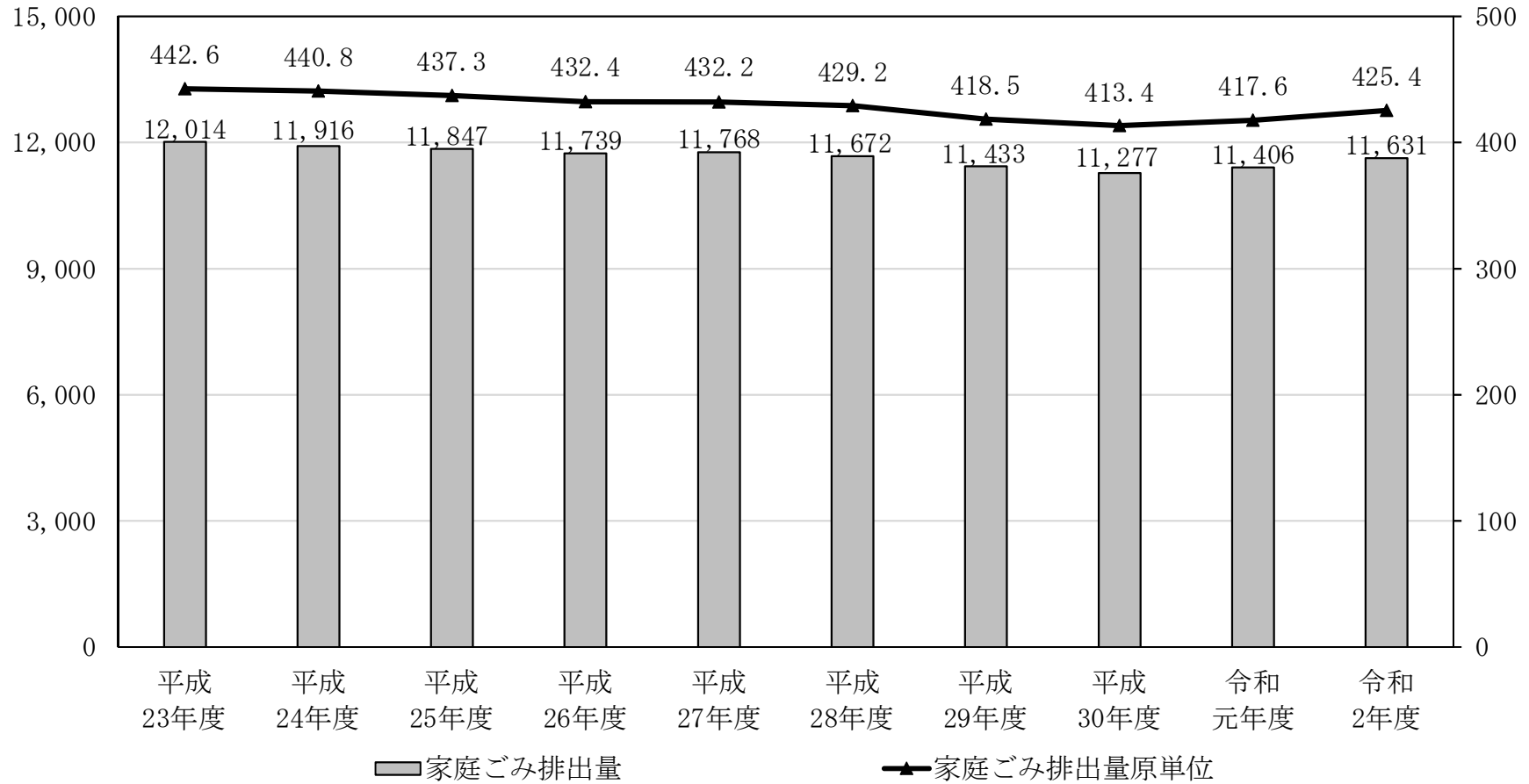


図14 家庭ごみ排出量原単位（資源物除く）の推移

## (4) ごみ組成

### 1) 可燃ごみのごみ組成

本市単独では毎年ごみ組成調査を行っていないため、柳泉園組合で毎年実施されている本市、西東京市、東久留米市をあわせたごみ組成調査から可燃ごみの組成の推移を表19、表15に示します。

直近5年間の推移を見ると可燃ごみのごみ組成では紙類、プラスチック、厨芥（調理くず等の生ごみを「厨芥（ちゅうかい）」と言います。）が多いため、資源物として回収が可能な紙類やプラスチックが混入している可能性があります。資源化可能なものや不適合物の分別の協力を呼びかけるため、「プラスチック等容量の大きいものを分別することで、指定収集袋の節約が可能になる」等の住民にとってメリットがあり、協力しやすい情報発信が必要となります。また、厨芥に関しては、引き続き水切りや食料品のロスの削減を呼びかけるとともに、「生ごみ減量化処理機器購入費助成制度」の利用についても継続して情報を発信していく必要があります。生ごみ減量化処理機器については、質の良いコンポスト（堆肥）の作り方や家庭菜園等でのコンポストの利用例等を発信する等、購入後のサポートも手厚く行うことで利用促進につながる可能性があります。

表19 可燃ごみの組成の推移

単位：％

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
可燃分	紙類	39.9	43.5	46.5	42.1	33.9
	プラスチック	20.8	18.8	22.9	22.0	24.2
	厨芥	11.9	16.1	12.7	9.2	10.5
	木・草	9.2	9.0	7.7	8.4	11.5
	繊維類	2.3	6.3	8.1	7.8	12.4
	その他	6.1	4.5	2.1	7.6	4.5
不燃分	金属類	5.3	1.8	0.0	2.5	1.8
	石・ガラス類	4.5	0.0	0.0	0.4	1.2

資料：令和2年度事務報告書（柳泉園組合）

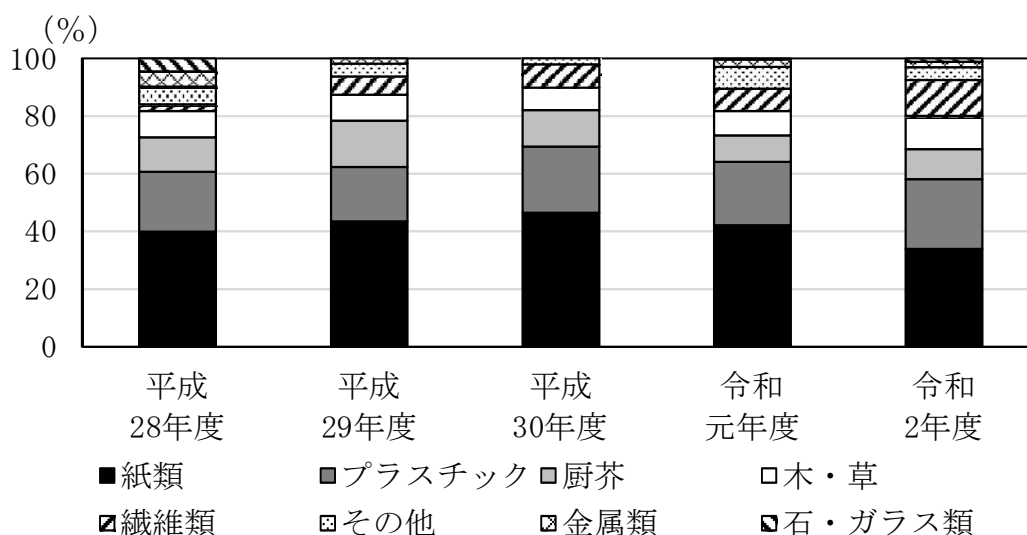


図15 可燃ごみの組成の推移

## 2) 不燃ごみのごみ組成

可燃ごみと同様に、柳泉園組合で毎年実施されているごみ組成調査から不燃ごみの組成の推移を表 20、図 16 に示します。

不燃ごみのごみ組成ではプラスチックが 4 割以上となっており、プラスチックの減量・資源化が必要です。資源物として回収が可能なプラスチックの分別の徹底や、まだ使えるプラスチック製品の再利用について、市民に対して協力を一層呼びかける必要があります。

表20 不燃ごみの組成の推移

単位：%

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
不燃分	鉄類	5.5	7.6	9.4	8.9	7.9
	非鉄類	5.9	5.1	5.9	8.3	8.5
	ガラス類	3.7	4.2	4.6	5.3	5.9
	不燃雑物	20.6	18.8	23.1	20.8	21.1
可燃分	プラスチック	46.3	46.3	41.4	40.8	43.1
	厨芥	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	可燃雑物	18.0	18.0	15.6	15.9	13.5

資料：令和 2 年度事務報告書（柳泉園組合）

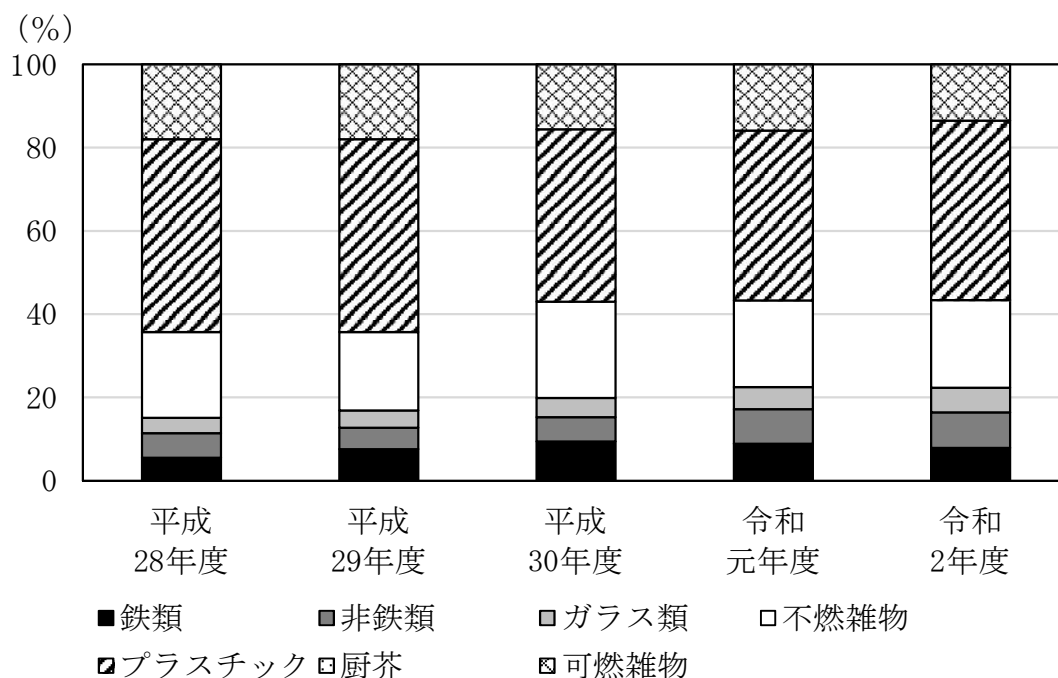


図16 不燃ごみの組成の推移

## 5 資源化・減量化の現状

### (1) 資源物の分別収集及び拠点回収

本市では、平成3年度にモデル地区を設定して資源物の分別収集を実施し、その後、柳泉園組合の運営するリサイクルセンターの稼動に伴い、平成5年10月から市内全域で資源物の分別収集を開始しました。資源物の対象品目は、分別収集を実施した当初は、古紙・古布類、びん類、かん類、牛乳パックでしたが、平成8年12月から、ペットボトル、白色トレイを対象品目に加えました。また、平成18年10月から、白色トレイを含む容器包装プラスチックを対象品目として分別収集を行い、平成25年10月からは小型家電リサイクル法に基づく使用済み小型家電の拠点回収を実施しています。平成29年12月からは「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加しており、インクカートリッジの回収も実施しています。

さらに、本市では剪定枝や落ち葉も資源物としています。資源物の収集・運搬体制を表21に示しています。

表21 資源物の収集・運搬体制（令和3年度）

対象区分	収集頻度	収集場所	出し方
古紙・古布 <sup>※1</sup> 類	週1回	資源物集積所	古紙類は品目別に束ねて紙紐で縛る。 古布類は透明または半透明の袋に入れる。
牛乳パック	週1回	資源物集積所（一部）	開いて軽く水洗いし、乾かす。 資源物集積所に出す場合は紐で束ねる。
	週1回	市内公共施設や小学校、スーパー等（牛乳パック収集容器常設）	
びん類	週1回	資源物集積所（緑色の収集かご）	ふたを取り除き、すすいで水を切る。
かん類	週1回	資源物集積所（オレンジ色の収集かご）	中身をからにし、すすいで水を切る。
ペットボトル	週1回	戸別収集	キャップとラベルは外して容器包装プラスチックに出す。軽く水洗いし、できるだけ潰す。透明か半透明の袋か容器包装プラスチック用の指定収集袋、もしくは入れ物に入れて道路から見える場所に出す。
容器包装プラスチック	週1回	戸別収集	汚れの落とせるものは洗浄し、水気を切る。 容器包装プラスチック（文字が青）の指定収集袋へ入れる。 （「プラマーク」がついているもの。）
使用済み小型家電	週1回	市内公共施設等（使用済み小型家電回収ボックス常設）	画像や動画、個人情報等のデータは削除する。
インクカートリッジ	適宜 （週1回確認）	市内公共施設等（インクカートリッジ里帰りプロジェクト回収箱常設）	対象となるメーカー（brother、Canon、EPSON、日本HP）のみ専用ボックスに入れる
剪定枝 <sup>※2</sup>	随時	戸別収集	幹の太さ10cm以下の枝を、長さ50cm以下に切りそろえる。直径30cm程度の、片手で持てる量を束にする。環境課に収集依頼をする。
落ち葉 <sup>※2※3</sup>	随時 （11～12月のみ）	市指定場所（戸別収集）	ボランティア専用袋に入れる。環境課に収集依頼をする。

※1 「古布」は濡れると資源化できなくなるため、降雨時の排出は原則として不可。

※2 「剪定枝」、「落ち葉」は収集申込制。ただし、落ち葉は11～12月のみ。

※3 1～10月は可燃ごみとして収集、11～12月はボランティア専用袋に入れ、資源物として収集。

## (2) 資源物の収集量

本市の資源物は、柳泉園組合または民間業者へ搬入され、資源化されます。資源物の収集量の推移を表 22、図 17 に示します。

資源物の収集量は令和元年度には 5,000t/年以下となりましたが、令和 2 年度には増加し 5,363t/年となっています。特に、古紙・古布類と容器包装プラスチックが増加していることから、新型コロナウイルスの影響により、在宅勤務で発生する紙類の排出量増加や、テイクアウトの増加による容器包装プラスチックの排出量の増加があったものと考えられます。

また、集団回収量は減少傾向にあります。集団回収の大半を占める新聞・雑誌等の紙類については、新聞等の購読者数の減少や学校等でのペーパーレス化の推進等を考慮すると、今後も減少傾向が継続すると考えられます。今後は、分別の徹底と集団回収の利用について市民に協力をお願いするとともに、資源化可能なものは可能な限り資源化することを目指していくこととします。

表22 資源物の収集量の推移

単位：t/年

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
資源物	5,266	5,314	5,290	5,398	5,265	5,181	5,082	5,063	4,995	5,363
行政回収 <sup>※1</sup>	3,890	3,973	4,089	4,189	4,122	4,060	4,011	4,068	4,045	4,447
びん類	650	626	627	628	634	627	624	548	555	601
かん類	232	216	218	213	218	229	222	208	208	222
ペットボトル	253	251	258	251	253	256	265	283	285	242
古紙・古布類	1,728	1,893	1,978	2,081	1,985	1,910	1,845	1,903	1,887	2,128
牛乳パック	15	15	14	13	13	13	12	12	11	11
容器包装 プラスチック	1,012	972	993	999	1,015	1,014	1,038	1,030	999	1,135
剪定枝・ 落ち葉	0	0	0	0	0	0	0	78	94	82
有価物	0	0	0	0	0	10	4	5	5	25
使用済み 小型家電	0	0	1	4	4	1	1	1	1	1
集団回収 <sup>※2</sup>	1,376	1,341	1,201	1,209	1,143	1,121	1,071	995	950	916
紙類	1,294	1,263	1,127	1,130	1,064	1,037	991	918	873	835
布類	68	64	60	65	65	71	65	62	63	66
その他	14	14	14	14	14	13	15	15	14	15

※1 本市が直営または委託業者によって収集することを行政回収と言います。

※2 町会や自治会等で行っている収集を集団回収と言います。

資源物収集量  
(t/年)

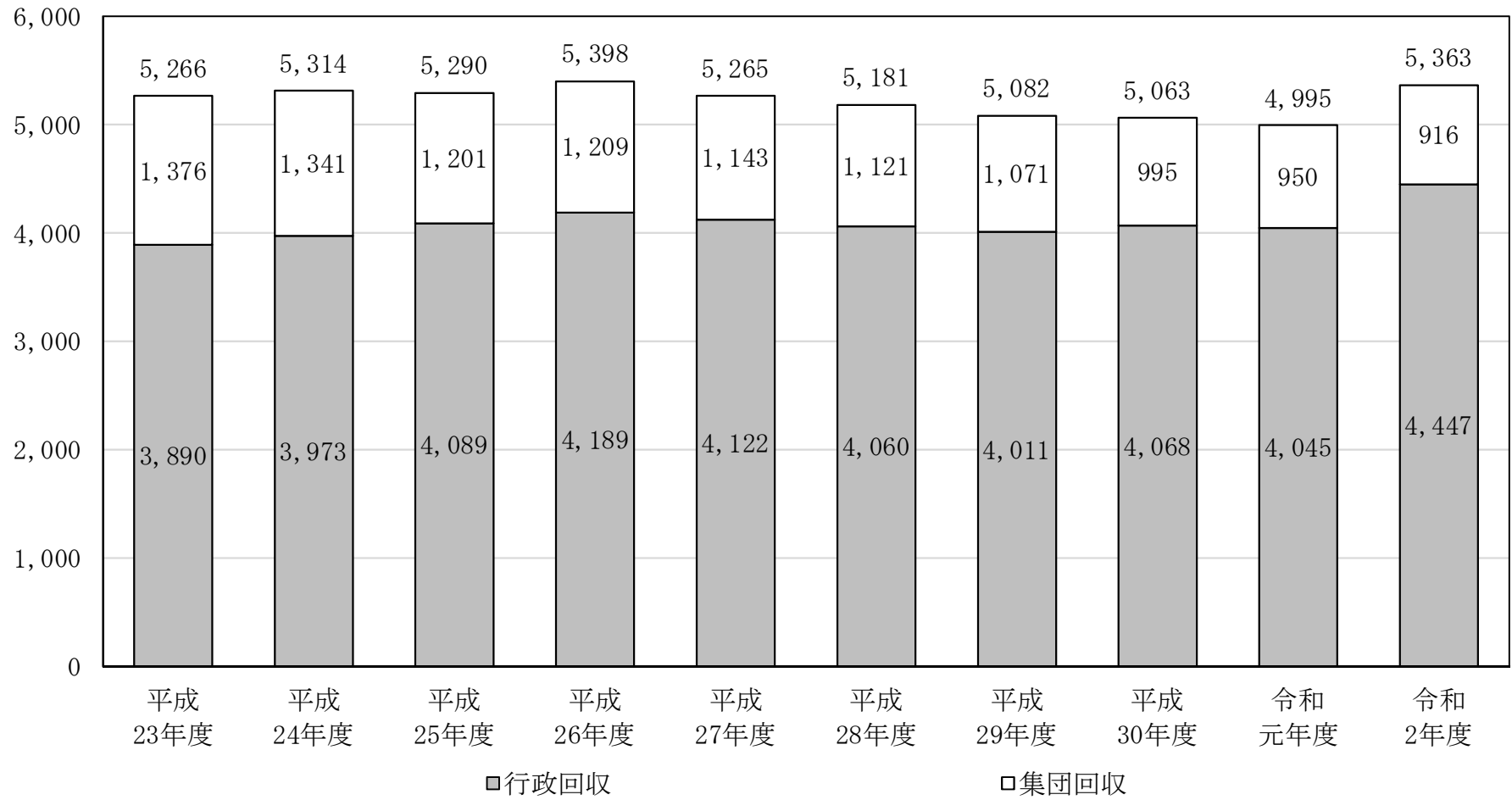


図17 資源物の収集量の推移

### (3) 資源化量

資源化量は、資源物として収集されたもののうち、資源化された量及び中間処理後に資源化された量の合計を指します。本市は資源化量の向上を図るため、本市で取り組む資源化や柳泉園組合での処理後の資源化を引き続き行っていきます。柳泉園組合での処理後の資源化方法としては、柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）から発生する焼却残さのエコセメント化や鉄分残さの資源としての回収、不燃・粗大ごみ処理施設から発生する残さのガス化溶融または有価物回収を行っています。平成23年度から令和2年度までの資源化量の推移を表23、図18に示します。

表23 資源化量の推移

単位：t/年

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
資源化量	7,269	7,290	7,199	7,332	7,164	7,036	6,952	6,913	6,867	7,320
直接資源化	2,039	2,082	2,170	3,097	3,017	2,948	2,900	3,029	2,997	3,455
中間処理後 資源化	3,854	3,867	3,828	3,026	3,004	2,967	2,981	2,889	2,920	2,949
集団回収	1,376	1,341	1,201	1,209	1,143	1,121	1,071	995	950	916

資源化量  
(t/年)

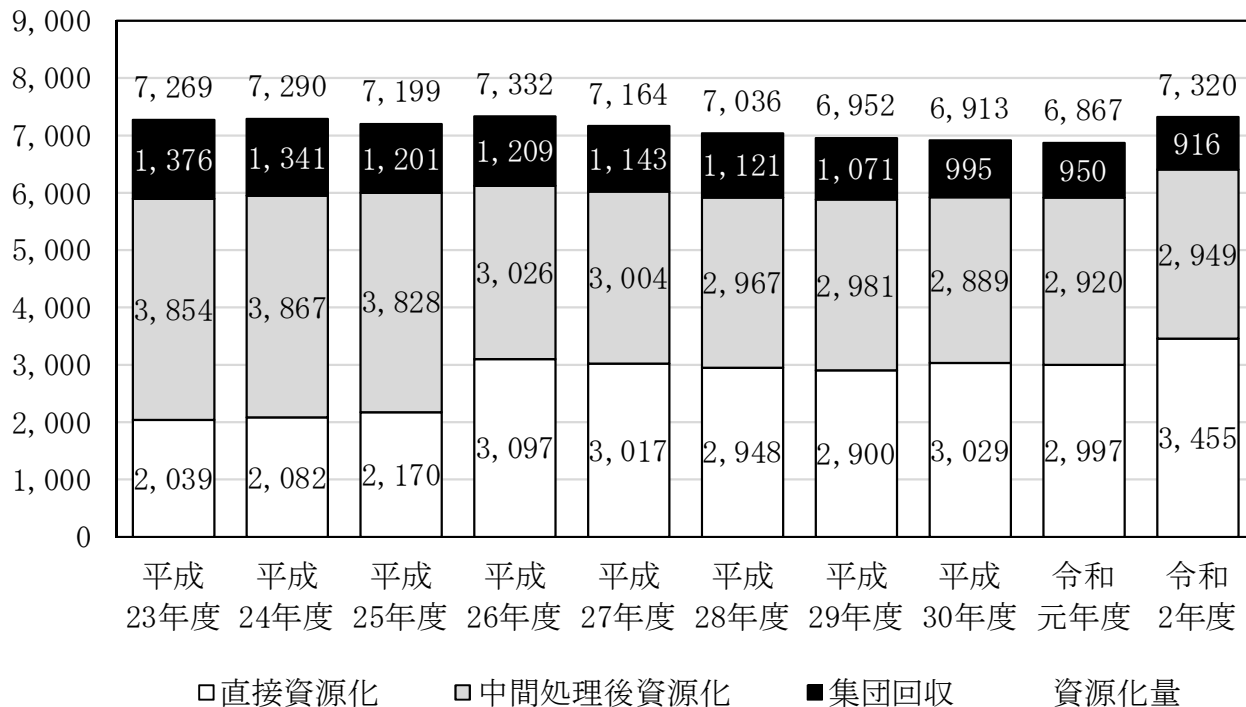


図18 資源化量の推移



#### (4) 生ごみの減量化

本市では、生ごみの資源化及び減量化を目的として、生ごみ減量化処理機器購入費助成制度を設けています。本制度に基づく助成金額は、本体価格(消費税を除く)の2分の1で上限が3万円(100円未満は切り捨て)となっています。助成対象機器等は、コンポスト容器、EM容器等(1世帯2基まで)、電動生ごみ処理機(1世帯1基まで)となっており、ディスポーザー等は対象外となっています。

生ごみ減量化処理機器購入費助成制度の実績の推移として、生ごみ処理機の申請者数、交付額を表24に示します。

表24 生ごみ減量化処理機器購入費助成制度の実績の推移

項目	申請者数 (人)	交付額(補助額) (千円)
平成23年度	14	319
平成24年度	22	463
平成25年度	19	404
平成26年度	23	476
平成27年度	15	253
平成28年度	18	323
平成29年度	21	323
平成30年度	17	339
令和元年度	27	532
令和2年度	85	1,299

## 6 中間処理の現状

本市から排出されたごみ及び資源物（びん、かん）については、本市、西東京市、東久留米市の3市で構成されている柳泉園組合で共同処理しています。柳泉園組合の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターの概要を表25～表27に示します。

表25 ごみ焼却処理施設の概要

区分	内容
施設名称	柳泉園クリーンポート
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成 9 年 7 月 竣工：平成 13 年 12 月（平成 12 年 11 月より稼動）
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	ストーカ方式
処理能力(基数)	315t/日（105t/日×3基）
総事業費	14,400,183千円
余熱利用施設	室内プール、浴場施設
建築面積	工場棟：約 6,496m <sup>2</sup> 管理棟：約 978m <sup>2</sup>
延床面積	工場棟：約 20,698m <sup>2</sup> 管理棟：約 2,939m <sup>2</sup>
煙突高さ	100m
発電設備	蒸気タービン方式（最大6,000kW）
公害防止対策設備	乾式消石灰・活性炭噴霧＋バグフィルタ＋脱硝反応塔

表26 不燃・粗大ごみ処理施設の概要

区分	内容
施設名称	不燃・粗大ごみ処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：昭和 48 年 11 月 竣工：昭和 50 年 3 月 改造（破碎装置）：昭和 58 年 12 月～昭和 59 年 3 月 改造（クレーン及びピット）：昭和 60 年 9 月～昭和 61 年 2 月
破碎型式	堅型リンググラインダ式破碎機
処理能力	50t/5h
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
選別種類	破碎鉄分、可燃物、不燃物、フィルム状プラスチック
処理設備	破碎機、サイクロン（選別機）、磁選機、トロンメル選別機
総事業費	150,000 千円
改造費(破碎装置)	149,900 千円
改造費 (クレーン及びピット)	123,000 千円
建築面積	約 387m <sup>2</sup>
延床面積	約 586m <sup>2</sup>

表27 リサイクルセンターの概要

区分	内容
施設名称	リサイクルセンター
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成 4 年 12 月 竣工：平成 5 年 10 月
処理能力	65t/5h⇒53.5t/5h (かん類：10t/5h、びん類：15t/5h、古紙・古布類：40t/5h⇒ ペットボトル：28.5t/5h) ※ペットボトルは古紙・古布類：40t/5h の設備を使用
処理対象	かん類、びん類、古紙・古布類、 ペットボトル（竣工後に追加）
処理設備	磁選機、アルミ選別機、鉄プレス機、アルミプレス機、 圧縮梱包機、カレット選別装備（ターンテーブル）
総事業費	1,215,091 千円
建築面積	約 1,560m <sup>2</sup>
延床面積	約 2,690m <sup>2</sup>

## 7 最終処分の現状

焼却残さは、平成 18 年 6 月までは東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場に埋立処分していました。エコセメント化施設竣工後は、焼却残さをエコセメント化施設に搬入しているため、本市の最終処分量は 0t となっています。

エコセメント化施設の概要を表 28 に、エコセメント化量の推移を表 29 に示します。

表28 エコセメント化の概要

区分	内容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内 7642 番地
建設年月	着工：平成 15 年 2 月 竣工：平成 18 年 7 月
処理能力	焼却残さ等の処理能力 約 330t/日（平均処理量 300t/日）
生産能力	エコセメント生産能力 約 520t/日（平均処理量 430t/日）
処理対象	多摩地域各市町のごみ焼却施設から排出される焼却残さ、溶融飛灰及び二ツ塚処分場に分別埋設された焼却残さ
総事業費	約 27,200,000 千円

表29 エコセメント化量の推移

単位：t/年

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
エコセメント化	1,784	1,764	1,705	1,749	1,699	1,641	1,659	1,631	1,647	1,697

### 【コラム：焼却残さの資源化】

○エコセメントとは…

焼却残さ等を主原料としたセメントのことです。普通のセメントとほぼ同等の品質を持っており、インターロッキングブロックや歩車道境界ブロック等に使われています。



柳泉園組合が焼却残さを搬入している東京たま広域資源循環組合では、従来二ツ塚処分場に焼却残さを埋め立てていましたが、リサイクルの推進や最終処分場の延命化、安全な埋立を実現するために、平成 18 年 7 月に、自治体では日本初となるエコセメント化施設を整備しました。



エコセメント化施設の整備以降、本市の焼却残さは全量がエコセメント化により資源化されています。

## 8 処理経費（負担金）

本市から発生した廃棄物は柳泉園組合で処理され、焼却残さは東京たま広域資源循環組合でエコセメント化されています。柳泉園組合と東京たま広域資源循環組合への本市の負担金の推移を表 30、図 19 に示します。

本市の負担金は減少傾向にあります。これは本市の廃棄物処理量が減少傾向にあり、柳泉園組合での施設整備に係る分担金（新設、改造、解体等の整備費の起債償還等）が減少したためと考えられます。今後は、老朽化している施設の補修や更新等により、負担金が増加する可能性もあります。

表30 負担金の推移

単位：千円

	柳泉園組合	東京たま広域資源循環組合
平成 23 年度	433, 186	240, 699
平成 24 年度	426, 300	245, 253
平成 25 年度	418, 413	226, 510
平成 26 年度	402, 965	220, 465
平成 27 年度	400, 694	215, 804
平成 28 年度	343, 772	217, 220
平成 29 年度	329, 556	217, 479
平成 30 年度	246, 258	210, 950
令和元年度	245, 386	211, 669
令和 2 年度	234, 285	195, 458

負担金  
(千円)

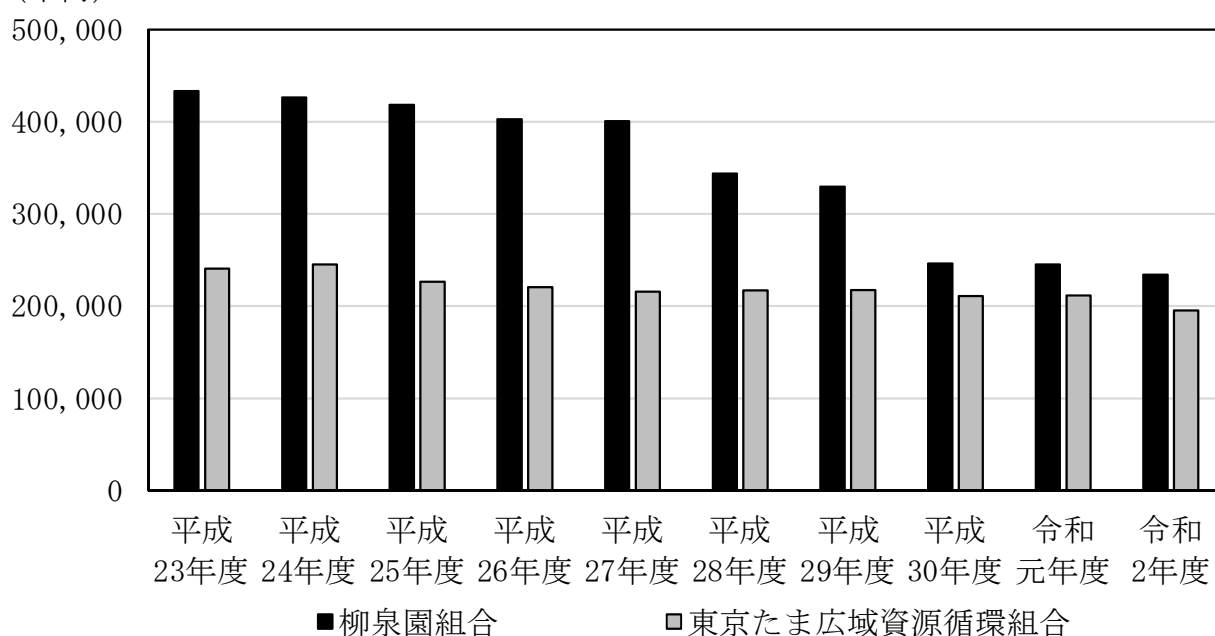


図19 負担金の推移

## 9 ごみ処理状況の評価

### (1) 前回計画の目標値について

平成 29 年 3 月に策定した「清瀬市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前回計画」という。）においては、令和 3 年度を目標年度として目標値を設定しています。令和 2 年度における前回計画の目標値の達成状況を表 31 に示します。

また、前回計画において表 31 に示した令和 3 年度の目標値を達成するために施策を実施し、見込んでいた効果があった場合の推計を行っているため、平成 28 年度から令和 2 年度までの家庭ごみ原単位、ごみ排出量の実績値と前回計画での目標値の比較を表 32 に示します。

令和 2 年度の実績値と前回計画で設定した令和 3 年度の目標値を比較したところ、目標達成のためには、令和 2 年度実績値から家庭ごみ原単位は 26.4g/人・日、ごみ排出量は 1,230t の減量が必要な状況にあります。

一方で表 32 より、家庭系ごみ原単位については、平成 30 年度までの減少傾向が令和 3 年度まで続けば目標値を達成可能であったと考えられます。

しかし、令和元年度は消費税額の変更による影響によって家庭系ごみ原単位が増加してしまったと考えられます。また、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の大きな変化があったことから、さらに家庭系ごみ原単位が増加してしまったと考えられます。これらの要因から令和 2 年度時点で前回計画の目標値の達成が困難となったと考えられます。これらの影響を踏まえ、年度間での変動を見ると、家庭から出る不燃ごみや粗大ごみの割合が増えたことや、人口の増加による家庭からのごみ排出量の増加、事業系ごみの増加等により目標達成に至っていないと考えられます。

表31 前回計画の目標値との比較

項目	単位	実績値	目標値	達成状況
		令和 2 年度	令和 3 年度	
家庭ごみ原単位	g/人・日	425.4	399	+26.4
ごみ排出量	t/年	14,230	13,000	+1,230

※ 達成状況は、令和 2 年度の実績値と目標値との差を表します。

表32 実績値と前回計画での目標値の比較

項目		単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
家庭ごみ 原単位	実績値	g/人・日	429.2	418.5	413.4	417.6	425.4
	目標値		428	421	415	409	404
	達成状況		+1.2	-2.5	-1.6	+8.6	+21.4
ごみ 排出量	実績値	t/年	13,761	13,816	13,928	14,068	14,230
	目標値		13,717	13,565	13,414	13,288	13,156
	達成状況		+44	+251	+514	+780	+1,074

※ 達成状況は、各年度の実績値と推計値との差を表します。

## (2) 他市町村との比較

### 1) 全国他自治体との比較

環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度実態調査結果）を用いて、本市と他自治体の比較を行いました。

総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に基づいた、本市の都市形態（都市）、人口区分（Ⅱ：5万人以上10万人未満）及び産業構造（3：Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上）と類似している、本市を含む全国の95自治体の平均値と比較した結果を表33、図20に示します。

類似団体別市町村財政指数表の類型に基づき抽出した他自治体の平均値を赤線（比較指数値を100とする）、本市の実績を黒線にて表示しており、比較指数値が大きく、赤線の外側に行くほど、他自治体の平均より優れていることを示します。

他自治体の平均値と比較すると、本市の1人1日あたりごみ総排出量、資源回収率及び最終処分率の比較指数値は他自治体の平均値（比較指数値100）を上回っており、他自治体の中で優れていることが分かります。一方、1人あたり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用の比較指数値は他自治体の平均値（比較指数値100）を下回っているため、経費削減を目指す必要があります。

表33 他自治体との比較結果（令和元年度実態調査結果）

指標	単位	他自治体の平均値	清瀬市	比較指数値
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	882	702	120.4
資源回収率	%	18.1	27.4	151.4
最終処分率	%	8.7	0.0	200.0
1人あたり年間処理経費	円/人・年	12,705	13,780	91.5
最終処分減量に要する費用	円/t	40,739	42,851	94.8

資料：環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度実態調査結果）

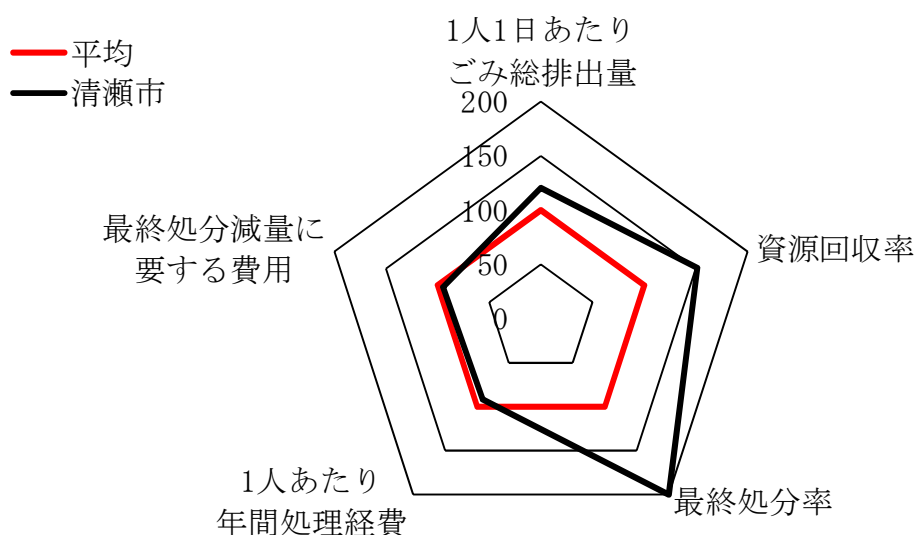


図20 他自治体との比較結果（令和元年度実態調査結果）

【コラム：他自治体】

○類似団体別市町村財政指数表における類型とは…

総務省が地方財政の状況を把握するために毎年度行っている「地方財政状況調査」において、下図の指標により分類されたグループ（類型）です。

環境省の市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールでは、この分類を基に、「他自治体」を設定しています。

指標		区分
都市形態		政令指定都市、特別区、中核市、特例市、都市（前述以外の都市）、町村
人口区分	都市	I（5万人未満） II（5万～10万人） III（10万～15万人） IV（15万人以上）
	町村	I（5千人未満） II（5千～1万人） III（1万～1万5千人） IV（1万5千～2万人） V（2万人以上）
産業構造※	都市	0（第二次・第三次95%未満、かつ第三次55%未満） 1（第二次・第同上95%未満、かつ第三次55%以上） 2（第二次・第三次95%以上、かつ第三次65%未満） 3（第二次・第同上95%以上、かつ第三次65%以上）
	町村	0（第二次・第三次80%未満） 1（第二次・第三次80%以上、かつ第三次55%未満） 2（第二次・第同上95%以上、かつ第三次55%以上）

※ 第二次：第二次産業就業人口、第三次：第三次産業就業人口



## 2) 多摩地域 26 市との比較

「多摩地域ごみ実態調査 2020（令和 2）年度統計」の多摩地域 26 市のごみ排出量原単位等の比較を表 34 に示します。

令和 2 年度のごみ排出量原単位は、多摩地域 26 市全体が 695g/人・日であるのに対して、本市は 679g/人・日であり、全体平均より 16g/人・日少なくなっています。ごみ排出量原単位は少ない方から 11 番目、ほぼ真ん中となります。本市よりごみ排出量原単位が少ない自治体のごみの減量施策を研究し、本市のごみの減量施策への反映を検討する必要があります。

表34 多摩地域 26 市のごみ排出量原単位等の比較

都市名	人口 (人)	家庭ごみ原単位		ごみ原単位		リサイクル率	
		(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	%	順位
八王子市	561,872	617	20	739	20	34.7	21
立川市	184,439	555	2	635	5	43.7	3
武蔵野市	147,677	660	23	755	22	39.4	10
三鷹市	190,062	600	16	680	12	39.4	10
青梅市	132,291	635	21	790	24	34.0	23
府中市	260,324	553	1	632	2	39.8	8
昭島市	113,589	595	15	738	19	36.9	16
調布市	237,636	606	17	684	13	42.6	5
町田市	429,200	582	10	711	18	31.9	25
小金井市	123,427	592	14	625	1	50.5	1
小平市	195,120	607	18	662	7	39.9	7
日野市	186,992	557	3	633	3	39.2	12
東村山市	151,478	563	4	664	8	43.2	4
国分寺市	126,432	584	12	634	4	47.1	2
国立市	76,503	590	13	698	15	37.7	13
福生市	56,967	656	22	753	21	34.3	22
狛江市	83,360	609	19	666	10	37.3	14
東大和市	85,305	582	10	664	8	37.2	15
清瀬市	74,823	578	8	679	11	36.9	16
東久留米市	116,961	564	5	710	17	39.7	9
武蔵村山市	71,988	689	25	781	23	35.4	19
多摩市	148,606	573	7	702	16	35.2	20
稲城市	92,051	578	8	691	14	31.2	26
羽村市	54,783	662	24	809	25	36.3	18
あきる野市	80,292	779	26	809	25	33.1	24
西東京市	205,907	569	6	652	6	41.7	6
26 市平均	—	597	—	695	—	38.0	—
最大値	—	779	—	809	—	50.5	—
最小値	—	553	—	625	—	31.2	—

※ 家庭ごみ原単位・ごみ原単位には資源量を含んでいます。なお、集団回収量は除きます。

※ 四捨五入により端数調整をしているため、多摩地域ごみ実態調査と数字が一致しない場合があります。

資料：多摩地域ごみ実態調査 2020（令和 2）年度統計

## 第4節 現状の課題の抽出

### 1 ごみの排出に関する課題

#### (1) ごみの減量に向けた努力の継続

本市では、新型コロナウイルスの影響も考えられますが、令和元年度、令和2年度と家庭ごみ排出量原単位（資源物を除く）が増加しています。他にも、人口も増加しているため、ごみ・資源物量も増加しています。

また、令和2年度のごみ排出量原単位（事業系ごみを含む）を多摩地域26市と比較すると、平均値より少ない状況にあります。順位としては少ない方から11番目であり、ほぼ真ん中となっています。

そのため、引き続きごみの減量化に向けて努力する必要があります。

#### (2) アフターコロナのごみ排出

令和元年度からの新型コロナウイルス感染症の流行により、生活様式に大きな変化が起きています。新型コロナウイルス感染症が収束した後も、新たな働き方としての在宅勤務や、飲食産業によるテイクアウトが継続される可能性があり、それに伴う家庭から排出される廃棄物の増加、テイクアウトによる容器包装プラスチックの増加等、ごみ排出への影響も考えられます。

そのため、生活様式の変化を考慮したごみ減量等の方策を検討していく必要があります。

#### (3) プラスチック総合戦略について

国では海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性を高め、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されています。

具体的な国の法令や市町村の役割等の詳細は未定であるため、今後の国の動向に注視する必要があります。

#### (4) 在宅医療廃棄物の排出方法について

注射針や針のついた注射器等の在宅医療廃棄物が家庭系ごみとして排出されているケースが見られます。在宅医療廃棄物のうち注射器や針等は市で収集できないため、医療機関または使用済み注射針回収薬局にお持ちいただく必要があります。

また、家庭から排出される注射器や針を除く在宅医療廃棄物は、プラマークがついていても衛生管理上、可燃ごみとして出していただく必要があります。

今後も引き続き、在宅医療廃棄物の排出方法について、市報や市のホームページ、清瀬市ごみ分別マニュアル等による周知を行うとともに、薬局や病院といった様々な場所での注意喚起を行う等、排出方法の周知徹底が必要となります。

## 2 ごみの減量化に関する課題

### (1) 可燃ごみ（家庭ごみ）の減量化

家庭ごみのうち、可燃ごみ排出量は平成 30 年度に最も少なくなっていました。令和 2 年度は平成 30 年度に比べて増加しています。可燃ごみ中に混在していると思われる資源化可能な紙類や容器包装プラスチック等の資源物の分別をより進めるため、情報提供や周知啓発活動を引き続き行う必要があります。

また、水分を多く含んだ重い生ごみについては、水切りや食料品のロスの削減を呼びかけるとともに、自家処理の推進として「生ごみ減量化処理機器購入費助成制度」の利用等についても引き続き情報を発信していき、更なる減量を目指した対策が必要となります。

### (2) 不燃ごみ、粗大ごみの減量化

不燃ごみ排出量は平成 29 年度に最も少なくなっていますが、令和 2 年度は平成 29 年度に比べて増加しています。同様に、粗大ごみ排出量は平成 23 年度が最も少なく、令和 2 年度は平成 23 年度に比べて大幅に増加しています。

これらの減量を目指した対策が必要となります。

### (3) 事業系ごみの減量化

事業系ごみの排出量は、経済活動や地域の開発状況等により影響を受けるため、柳泉園組合に直接搬入された事業系可燃ごみ量は、年度により増減はありますが、直近 3 年は特にごみ量が増加しています。

東京都全体でも事業系ごみは増加傾向となっているため、早急な削減は困難であると考えられますが、事業者への協力依頼をどのようにしていくか検討し、引き続き事業系ごみの減量への協力を呼びかけ、減量化に向けて取り組む必要があります。

### 3 資源化に関する課題

#### (1) 分別徹底に向けた取り組みの推進

平成 28 年度から令和 2 年度までの可燃ごみ、不燃ごみの組成については大きな変化はありません。紙やプラスチック等の資源化できるものが、未だに可燃ごみや不燃ごみに混入していると考えられるため、引き続き、分別の徹底を目指し、ごみ分別アプリや出前講座等を活用し、市民にとって分かりやすい分別指導を行っていく必要があります。

#### (2) 集団回収量の維持に向けた検討

集団回収量は年々減少しており、特に紙類の減少が大きくなっています。これは、新聞や雑誌の購入者数が減少していることや、学校等でのペーパーレス化により紙類の発生量が減少していること、また、資源の持ち去り等による影響等が原因として考えられます。

今後もペーパーレス化等により、紙類の総量が減少し、集団回収量の減少が考えられますが、引き続き、資源の持ち去り等をしないようパトロールを継続的に実施し、注意喚起を行うとともに、分別の徹底と集団回収の利用推進を行っていく必要があります。

また、資源の持ち去り防止のため、パトロールの強化以外に効果的な対策についても今後検討していく必要があります。

#### (3) 使用済み小型家電の資源化

本市では、平成 25 年 10 月から小型家電リサイクル法に基づく、使用済み小型家電の資源化を行っています。収集量が低迷しているため、引き続き周知を行い、特に不燃ごみとして排出されている使用済み小型家電の適正排出を促す必要があります。

#### (4) おむつごみの資源化

おむつごみは水分を多く含むため重量が大きく、高齢化に伴い、今後増加が見込まれるため、資源化等の対策が必要です。今後の状況に応じて情報収集をし、検討していく必要があります。

## 4 収集・運搬に関する課題

### (1) 戸別収集の検証

本市では、高齢化や管理者の不在等により市内に管理の行き届かない集積所が散見され、ステーション方式によるごみの収集では、ごみの排出者を特定することが難しく、分別意識やモラルの低下を招く要因となっていたため、収集体系の見直しを見据えて廃棄物減量等推進審議会ですまざまな検討を行い、令和2年10月1日より戸別収集を実施しています。戸別収集の導入の検討にあたっては、収集時間の増加や収集費用の増加、プライバシー問題、鳥獣被害等のデメリットが上がった一方、廃棄物排出に対する負担軽減や分別排出の徹底、不法投棄の減少等のメリット等を踏まえ、実施することとなりました。実施にあたっては、鳥獣被害を抑えるために集合住宅への収集かごの貸与等の対策を行っています。

今後は、戸別収集の実施によるごみの減量や分別に対しての効果を検証していく必要があります。

また、戸別収集の検証を行うとともに、今後もよりよい収集運搬体制を継続して構築できるように、必要に応じて収集運搬のあり方について検討を行う必要があります。

### (2) 集積所の適正管理

戸別収集の導入に伴い、不要な集積所を廃止することができますが、廃止した集積所は、土地の形状等を理由に土地の買い手を見つけることも難しく、集積所をふさぐ手段を講じたとしても、街の景観の観点からあまり望ましくありません。そこで、本市においてはこれらの問題を考慮し、分別指導の徹底によりごみ減量につながる可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックにおいては戸別収集を実施し、資源物についてはステーション方式としています。そのため、ごみ集積所を廃止し、資源物集積所のみを設置することとし、空きが出るごみ集積所に資源物集積所を移設が可能な場合、移設をしています。

資源物集積所については管理が行き届いていない場合、従来の集積所と同様に不法投棄や他市からのごみの持込み等が発生すること、また、資源物の持ち去りが起きる可能性があります。資源物集積所における不適正な資源物の排出（不法投棄や他市等からのごみの持込み等）や資源物の持ち去りを防止するため、地域住民との協力・連携により資源物集積所の管理や収集体系の見直しも行っていく必要があります。

## 5 ごみ処理経費に関する課題

### (1) ごみ処理経費の検討

本市では廃棄物処理を有料とした平成 13 年当時に比べ、廃棄物の収集や処理にかかる費用が増加し、指定収集袋の購入により賄っている収入との間に大きな隔たりが生じていたため、令和 2 年 6 月 1 日より清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例における処理手数料の改正を施行し、可燃ごみ、不燃ごみの指定収集袋の手数料は 2 円/L に変更しました。容器包装プラスチックの指定収集袋については、分別ルールの周知徹底を進め、資源化の推進や分別意識の向上を図るため、1 円/L のまま変更なしとしています。また、不燃ごみと容器包装プラスチックについては、ごみ減量効果や合理的な活用が期待できないため、5L 相当のミニ袋の製造と販売を廃止いたしました。

戸別収集の実施や指定収集袋の手数料変更等によって、今後のごみ処理経費はこれまでのごみ処理経費とは異なることが考えられるため、今後分析を行い、ごみの減量や分別への効果とあわせて評価していく必要があります。

第5節 ごみ排出量の推計及び目標値の設定

1 現状施策を継続した場合のごみ量の予測

現状の施策を継続した場合のごみ量、資源化量の予測をそれぞれ表35、表36に示します。なお、令和元年度から令和2年度については、新型コロナウイルスの影響も考えられますが、今後新型コロナウイルスが及ぼす影響がいつまで継続するか不明であるため、新型コロナウイルスの影響も含めた予測としています。将来人口については、長期総合計画での推計値を採用します。

表35 現状施策を継続した場合のごみ量の予測

	単位	実績値					推計値															
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
人口(1月1日)	人	74,510	74,845	74,737	74,636	74,905	74,341	74,178	74,015	73,852	73,539	73,227	72,914	72,602	72,289	71,914	71,539	71,163	70,788	70,413	70,027	69,641
ごみ・資源排出量	t/年	18,942	18,898	18,991	19,063	19,593	19,199	19,200	19,239	19,192	19,151	19,109	19,107	19,019	18,972	18,909	18,893	18,784	18,722	18,656	18,629	18,521
行政回収	t/年	11,585	11,320	11,145	11,266	11,459	11,219	11,198	11,207	11,158	11,116	11,074	11,061	10,990	10,947	10,895	10,872	10,790	10,738	10,685	10,658	10,576
可燃ごみ	t/年	10,166	9,902	9,708	9,754	9,736	9,616	9,580	9,573	9,518	9,471	9,425	9,405	9,336	9,292	9,241	9,215	9,140	9,090	9,040	9,013	8,938
不燃ごみ	t/年	1,342	1,336	1,338	1,400	1,589	1,486	1,499	1,515	1,521	1,526	1,530	1,537	1,535	1,536	1,536	1,539	1,533	1,531	1,528	1,529	1,522
粗大ごみ	t/年	49	56	73	86	105	90	92	92	93	93	93	93	93	93	93	93	92	92	92	91	91
有害ごみ	t/年	28	26	26	26	29	27	27	27	26	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	25	25
直接持込み	t/年	2,176	2,496	2,783	2,802	2,771	2,842	2,863	2,877	2,889	2,898	2,906	2,912	2,917	2,922	2,926	2,930	2,933	2,936	2,938	2,940	2,942
可燃ごみ	t/年	30	33	39	51	79	81	82	82	82	83	83	83	83	83	83	83	83	84	84	84	84
不燃ごみ	t/年	22	20	25	19	25	23	24	24	24	24	25	25	25	25	25	25	26	26	26	26	26
粗大ごみ	t/年	35	60	68	70	68	73	74	75	76	76	76	77	77	77	78	78	78	78	78	78	78
可燃ごみ(事業系)	t/年	2,089	2,383	2,651	2,662	2,599	2,665	2,683	2,696	2,707	2,715	2,722	2,727	2,732	2,737	2,740	2,743	2,746	2,748	2,750	2,752	2,754
資源量	t/年	5,181	5,082	5,063	4,995	5,363	5,138	5,139	5,155	5,145	5,137	5,129	5,134	5,112	5,103	5,088	5,091	5,061	5,048	5,033	5,031	5,003
行政回収	t/年	4,060	4,011	4,068	4,045	4,447	4,244	4,268	4,301	4,311	4,320	4,328	4,345	4,339	4,344	4,342	4,355	4,338	4,336	4,332	4,338	4,322
びん類	t/年	627	624	548	555	601	565	562	561	557	554	551	550	545	542	539	538	533	530	527	525	521
かん類	t/年	229	222	208	208	222	210	209	209	208	207	206	205	204	203	201	201	199	198	197	196	195
ペットボトル	t/年	256	265	283	285	242	260	258	257	255	252	250	248	245	243	241	239	236	233	231	229	226
古紙・古布類	t/年	1,910	1,845	1,903	1,887	2,128	2,025	2,046	2,070	2,083	2,095	2,106	2,121	2,124	2,133	2,138	2,149	2,147	2,151	2,154	2,162	2,158
牛乳パック	t/年	13	12	12	11	11	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8
容器包装プラスチック	t/年	1,014	1,038	1,030	999	1,135	1,081	1,090	1,101	1,105	1,109	1,113	1,119	1,120	1,122	1,123	1,128	1,125	1,126	1,126	1,129	1,126
剪定枝・落ち葉	t/年	0	0	78	94	82	88	89	89	89	89	88	89	88	88	87	87	86	86	86	86	85
有価物	t/年	10	4	5	5	25	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2
使用済み小型家電	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	t/年	13	15	15	14	15	15	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	11	11	11
紙類	t/年	1,037	991	918	873	835	815	794	779	760	745	730	719	704	692	680	671	659	649	639	632	621
布類	t/年	71	65	62	63	66	64	63	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	50	49
その他	t/年	13	15	15	14	15	15	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	11	11	11
ごみ・資源排出量原単位	g/人日	619.68	604.56	598.99	600.40	621.55	609.32	610.05	610.73	611.51	612.28	613.05	613.81	614.56	615.31	616.05	616.78	617.51	618.22	618.89	619.54	620.22
家庭ごみ	g/人日	429.18	418.51	413.40	417.55	425.41	419.95	420.21	420.40	420.66	420.93	421.20	421.43	421.67	421.90	422.15	422.38	422.62	422.85	423.04	423.21	423.43
可燃ごみ	g/人日	374.90	363.68	357.31	358.94	358.99	357.36	356.85	356.43	356.12	355.92	355.73	355.55	355.42	355.32	355.22	355.13	355.08	355.05	355.00	354.95	354.92
不燃ごみ	g/人日	50.16	49.63	49.97	51.95	59.03	55.60	56.27	56.81	57.30	57.73	58.17	58.52	58.85	59.16	59.45	59.75	60.01	60.25	60.47	60.68	60.89
粗大ごみ	g/人日	3.09	4.25	5.17	5.71	6.33	6.01	6.11	6.18	6.26	6.30	6.33	6.39	6.43	6.45	6.51	6.53	6.56	6.58	6.60	6.61	6.65
有害ごみ	g/人日	1.03	0.95	0.95	0.95	1.06	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97
資源量	g/人日	190.50	186.05	185.59	182.85	196.14	189.37	189.84	190.33	190.85	191.35	191.85	192.38	192.89	193.41	193.90	194.40	194.89	195.37	195.85	196.33	196.79
行政回収	g/人日	149.28	146.84	149.12	148.07	162.64	156.43	157.66	158.80	159.90	160.92	161.89	162.84	163.75	164.63	165.46	166.28	167.07	167.83	168.57	169.30	170.00
集団回収	g/人日	41.22	39.21	36.47	34.78	33.50	32.94	32.18	31.53	30.95	30.43	29.96	29.54	29.14	28.78	28.44	28.12	27.82	27.54	27.28	27.03	26.79
ごみ・資源排出量原単位増減	%	—	—	—	—	—	-2.0%	-1.9%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%

※ 端数調整により合計が合わない場合があります。

※ 排出量原単位には事業系ごみを含んでいません。





表36 現状施策を継続した場合の資源化量の予測

	単位	実績値					推計値															
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度
資源化量	t/年	7,036	6,952	6,913	6,867	7,320	7,068	7,071	7,093	7,081	7,070	7,059	7,065	7,034	7,021	7,000	7,002	6,962	6,943	6,922	6,916	6,878
直接資源化	t/年	2,948	2,900	3,029	2,997	3,455	3,469	3,497	3,531	3,546	3,559	3,571	3,590	3,590	3,599	3,602	3,616	3,606	3,608	3,608	3,617	3,606
中間処理後資源化	t/年	2,967	2,981	2,889	2,920	2,949	2,705	2,703	2,708	2,701	2,694	2,687	2,686	2,671	2,663	2,652	2,650	2,633	2,623	2,613	2,606	2,591
焼却処理施設	t/年	1,695	1,712	1,683	1,700	1,754	1,735	1,735	1,737	1,733	1,728	1,724	1,723	1,715	1,710	1,703	1,701	1,692	1,686	1,679	1,675	1,666
エコセメント化	t/年	1,641	1,659	1,631	1,647	1,697	1,679	1,679	1,681	1,677	1,672	1,668	1,667	1,659	1,654	1,648	1,646	1,637	1,631	1,624	1,621	1,612
鉄分残さ	t/年	54	53	52	53	57	56	56	56	56	56	56	56	56	56	55	55	55	55	55	54	54
不燃・粗大ごみ処理施設	t/年	278	269	274	286	315	295	297	301	302	303	304	306	304	305	305	306	304	304	304	304	302
有価物回収	t/年	107	105	104	114	140	131	132	134	134	135	135	136	135	136	136	136	135	135	135	135	134
再利用化 (固形燃料化 /ガス化溶融)	t/年	171	164	170	172	175	164	165	167	168	168	169	170	169	169	169	170	169	169	169	169	168
リサイクルセンター	t/年	994	1,000	932	934	880	675	671	670	666	663	659	657	652	648	644	643	637	633	630	627	623
ガラス類	t/年	532	538	466	466	505	475	472	471	468	466	463	462	458	455	453	452	448	445	443	441	438
かん類	t/年	218	210	197	196	211	200	199	199	198	197	196	195	194	193	191	191	189	188	187	186	185
ペットボトル	t/年	244	252	269	272	164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古紙・古布類	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団回収	t/年	1,121	1,071	995	950	916	894	871	854	834	817	801	789	773	759	746	736	723	712	701	693	681
ごみ・資源化量	t/年	18,942	18,898	18,991	19,063	19,593	19,199	19,200	19,239	19,192	19,151	19,109	19,107	19,019	18,972	18,909	18,893	18,784	18,722	18,656	18,629	18,521
資源化率	%	37.1	36.8	36.4	36.0	37.4	36.8	36.8	36.9	36.9	36.9	36.9	37.0	37.0	37.0	37.0	37.1	37.1	37.1	37.1	37.1	37.1

※ 資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量

※ 資源化率 = (直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量) ÷ (ごみ + 資源排出量)



## 2 目標の設定

### (1) 前回計画の目標達成状況

前述のとおり、前回計画では、減量化目標として、令和3年度を目標年度とし、以下に示すような目標指標を設定しています。

#### 【目標指標】

- ① 家庭ごみ原単位 = (可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 有害ごみ)  
家庭から排出される、1人1日あたりの平均ごみ量 (g/人・日)。
- ② ごみ排出量 = (行政回収ごみ + 直接搬入ごみ)

現状施策を継続した場合の前回計画の達成状況を表37に示します。

令和3年度の予測値と前回計画の目標値を比較したところ、家庭ごみ原単位は21.0g/人・日、ごみ排出量は1,061t目標を達成できないと考えています。

要因としては、人口の増加や令和元年度の消費税増税や新型コロナウイルスの影響等が考えられます。特に、新型コロナウイルスについては、将来的な収束の目途がたっていないため、今後の新型コロナウイルスの状況を注視しつつ、引き続き更なるごみ減量化と資源化の推進を行う必要があります。

なお、本計画においては、前回計画だけではなく、国や都の計画、関係団体の計画等を参考にしつつ、本市のごみ量の推移も加味して新たな目標値の設定を行います。

表37 前回計画にて設定された第3期計画目標値との比較

項目	単位	予測値	目標値	達成状況
		令和3年度	令和3年度	
家庭ごみ原単位	g/人・日	420.0	399	+21.0
ごみ排出量	t/年	14,061	13,000	+1,061

※ 達成状況は、令和3年度の予測値と目標値との差を表します。

## (2) 目標の設定

今後、さらなる減量化、資源化を推進するため、前回計画の他に国や都、関係組合の各計画での目標値を参考に本計画の目標値を設定します。

本計画では、東京たま広域資源循環組合の「第6次廃棄物減容(量)化基本計画」の焼却残さ量の削減率(令和元年度に対して令和7年度で6%削減)を参考とし、この目標値を達成することを目指します。なお、これにより前回計画の目標値も達成できる見込みがあります。参考とする目標値を表38に示します。

また、令和8年度以降は行政回収の可燃ごみは現状施策を継続した場合と同じ減少率で減量させていくこと、行政回収の不燃ごみ、粗大ごみ、直接持込みの家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは令和18年度までに平成29年度の排出量原単位まで減量すること、事業系可燃ごみは令和18年度までに平成29年度の排出量まで減量することを目指します。

以上より、令和2年度の実績値と本計画の目標値を表39に示します。なお、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うため、見直し時期にあわせた目標も示します。

表38 参考とする目標値

項目	単位	目標値	目標年度
焼却残さ量	t/年	1,548	令和7年度

表39 令和2年度の実績値と本計画の目標値

項目	単位	令和2年度 実績値	令和8年度 第1期目標値	令和13年度 第2期目標値	令和18年度 第3期目標値
ごみ・資源物排出量	t/年	19,593	18,016	17,606	17,080
ごみ排出量	t/年	14,230	12,887	12,515	12,077
家庭ごみ原単位	g/人・日	425.4	388.6	384.8	381.3
焼却残さ量	t/年	1,697	1,538	1,495	1,444

## (3) 目標達成に向けて

本計画の目標達成に向けて、令和7年度に東京たま広域資源循環組合の「第6次廃棄物減容(量)化基本計画」の焼却残さ量の目標を達成するために、家庭ごみについては、各ごみ排出量原単位を令和7年度までに令和2年度実績から可燃ごみは約8.3%、不燃ごみは約9.5%、粗大ごみは約8.2%削減し、事業系ごみについては排出量を約3.4%削減する必要があります。1年あたりでは、可燃ごみは約1.7%、不燃ごみは約1.9%、粗大ごみは約1.6%、事業系ごみは約0.7%ずつ削減していく必要があります。

さらに、令和18年度の目標を達成するために、家庭ごみについては、各ごみ排出量原単位を令和2年度実績から可燃ごみは約9.1%、不燃ごみは約15.9%、粗大ごみは約32.9%削減し、事業系ごみ排出量は約8.3%削減する必要があります。令和7年度までの削減を考慮すると、1年あたり可燃ごみは約0.1%、不燃ごみは約0.6%、粗大ごみは約2.2%、事業系ごみは約0.4%ずつ削減していく必要があります。

不燃ごみ、粗大ごみの削減率は大きく感じますが、コロナ前の排出量原単位を目指すため、達成不可能な目標ではないと考えられます。

### 3 目標を達成する場合のごみ量の予測

目標を達成する場合のごみ量、資源化量の予測をそれぞれ次に示します。

表40 目標を達成する場合の廃棄物排出量の予測

	単位	実績値					推計値																	
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度		
人口（1月1日）	人	74,510	74,845	74,737	74,636	74,905	74,341	74,178	74,015	73,852	73,539	73,227	72,914	72,602	72,289	71,914	71,539	71,163	70,788	70,413	70,027	69,641		
ごみ・資源排出量	t/年	18,942	18,898	18,991	19,063	19,593	18,990	18,780	18,607	18,351	18,102	18,016	17,972	17,845	17,759	17,661	17,606	17,468	17,372	17,274	17,216	17,080		
行政回収	t/年	11,585	11,320	11,145	11,266	11,459	11,052	10,863	10,704	10,490	10,285	10,224	10,192	10,106	10,046	9,980	9,940	9,849	9,784	9,719	9,679	9,588		
可燃ごみ	t/年	10,166	9,902	9,708	9,754	9,736	9,472	9,293	9,142	8,947	8,761	8,718	8,700	8,636	8,595	8,548	8,524	8,455	8,408	8,362	8,337	8,268		
不燃ごみ	t/年	1,342	1,336	1,338	1,400	1,589	1,464	1,454	1,447	1,430	1,412	1,397	1,386	1,367	1,352	1,337	1,324	1,305	1,290	1,274	1,262	1,243		
粗大ごみ	t/年	49	56	73	86	105	89	89	88	87	86	83	80	77	73	70	67	64	61	58	55	52		
有害ごみ	t/年	28	26	26	26	29	27	27	27	26	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	25	25		
直接持込み	t/年	2,176	2,496	2,783	2,802	2,771	2,800	2,778	2,748	2,716	2,680	2,663	2,646	2,627	2,610	2,593	2,575	2,558	2,540	2,522	2,506	2,489		
可燃ごみ	t/年	30	33	39	51	79	80	80	78	77	77	73	69	64	60	56	51	47	43	39	35	31		
不燃ごみ	t/年	22	20	25	19	25	23	23	23	23	22	22	21	21	21	20	20	20	19	19	19	19		
粗大ごみ	t/年	35	60	68	70	68	72	72	72	71	70	69	68	66	65	64	63	61	60	58	57	56		
可燃ごみ（事業系）	t/年	2,089	2,383	2,651	2,662	2,599	2,625	2,603	2,575	2,545	2,511	2,499	2,488	2,476	2,464	2,453	2,441	2,430	2,418	2,406	2,395	2,383		
資源量	t/年	5,181	5,082	5,063	4,995	5,363	5,138	5,139	5,155	5,145	5,137	5,129	5,134	5,112	5,103	5,088	5,091	5,061	5,048	5,033	5,031	5,003		
行政回収	t/年	4,060	4,011	4,068	4,045	4,447	4,244	4,268	4,301	4,311	4,320	4,328	4,345	4,339	4,344	4,342	4,355	4,338	4,336	4,332	4,338	4,322		
びん類	t/年	627	624	548	555	601	565	562	561	557	554	551	550	545	542	539	538	533	530	527	525	521		
かん類	t/年	229	222	208	208	222	210	209	209	208	207	206	205	204	203	201	201	199	198	197	196	195		
ペットボトル	t/年	256	265	283	285	242	260	258	257	255	252	250	248	245	243	241	239	236	233	231	229	226		
古紙・古布類	t/年	1,910	1,845	1,903	1,887	2,128	2,025	2,046	2,070	2,083	2,095	2,106	2,121	2,124	2,133	2,138	2,149	2,147	2,151	2,154	2,162	2,158		
牛乳パック	t/年	13	12	12	11	11	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8		
容器包装プラスチック	t/年	1,014	1,038	1,030	999	1,135	1,081	1,090	1,101	1,105	1,109	1,113	1,119	1,120	1,122	1,123	1,128	1,125	1,126	1,126	1,129	1,126		
剪定枝・落ち葉	t/年	0	0	78	94	82	88	89	89	89	89	88	89	88	88	87	87	86	86	86	86	85		
有価物	t/年	10	4	5	5	25	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2		
使用済み小型家電	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
集団回収	t/年	1,121	1,071	995	950	916	894	871	854	834	817	801	789	773	759	746	736	723	712	701	693	681		
紙類	t/年	1,037	991	918	873	835	815	794	779	760	745	730	719	704	692	680	671	659	649	639	632	621		
布類	t/年	71	65	62	63	66	64	63	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	50	49		
その他	t/年	13	15	15	14	15	15	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	11	11		
ごみ・資源排出量原単位	g/人日	619.68	604.56	598.99	600.40	621.55	603.11	597.50	591.84	586.36	580.82	580.46	580.19	579.95	579.68	579.45	579.19	579.01	578.75	578.54	578.31	578.12		
家庭ごみ	g/人日	429.18	418.51	413.40	417.55	425.41	413.74	407.66	401.51	395.51	389.47	388.61	387.81	387.06	386.27	385.55	384.79	384.12	383.38	382.69	381.98	381.33		
可燃ごみ	g/人日	374.90	363.68	357.31	358.94	358.99	352.03	346.18	340.35	334.77	329.26	328.90	328.58	328.31	328.02	327.78	327.51	327.32	327.08	326.87	326.64	326.48		
不燃ごみ	g/人日	50.16	49.63	49.97	51.95	59.03	54.80	54.55	54.27	53.90	53.42	53.07	52.73	52.39	52.04	51.70	51.35	51.01	50.66	50.32	49.98	49.63		
粗大ごみ	g/人日	3.09	4.25	5.17	5.71	6.33	5.93	5.95	5.91	5.86	5.81	5.67	5.53	5.39	5.24	5.10	4.96	4.82	4.67	4.53	4.39	4.25		
有害ごみ	g/人日	1.03	0.95	0.95	0.95	1.06	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97		
資源量	g/人日	190.50	186.05	185.59	182.85	196.14	189.37	189.84	190.33	190.85	191.35	191.85	192.38	192.89	193.41	193.90	194.40	194.89	195.37	195.85	196.33	196.79		
行政回収	g/人日	149.28	146.84	149.12	148.07	162.64	156.43	157.66	158.80	159.90	160.92	161.89	162.84	163.75	164.63	165.46	166.28	167.07	167.83	168.57	169.30	170.00		
集団回収	g/人日	41.22	39.21	36.47	34.78	33.50	32.94	32.18	31.53	30.95	30.43	29.96	29.54	29.14	28.78	28.44	28.12	27.82	27.54	27.28	27.03	26.79		
ごみ・資源排出量原単位増減	%	—	—	—	—	—	-3.0%	-3.9%	-4.8%	-5.7%	-6.6%	-6.6%	-6.7%	-6.7%	-6.8%	-6.8%	-6.8%	-6.9%	-6.9%	-7.0%	-7.0%			

※ 端数調整により合計が合わない場合があります。

※ 排出量原単位には事業系ごみを含んでいません。



表41 目標を達成する場合の資源化量の予測

		実績値					推計値															
	単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度
資源化量	t/年	7,036	6,952	6,913	6,867	7,320	7,038	7,011	7,003	6,959	6,920	6,898	6,893	6,856	6,834	6,806	6,799	6,754	6,726	6,699	6,687	6,643
直接資源化	t/年	2,948	2,900	3,029	2,997	3,455	3,469	3,497	3,531	3,546	3,559	3,571	3,590	3,590	3,599	3,602	3,616	3,606	3,608	3,608	3,617	3,606
中間処理後資源化	t/年	2,967	2,981	2,889	2,920	2,949	2,675	2,643	2,618	2,579	2,544	2,526	2,514	2,493	2,476	2,458	2,447	2,425	2,406	2,390	2,377	2,356
焼却処理施設	t/年	1,695	1,712	1,683	1,700	1,754	1,710	1,684	1,660	1,629	1,600	1,590	1,583	1,571	1,562	1,551	1,545	1,532	1,521	1,512	1,505	1,492
エコセメント化	t/年	1,641	1,659	1,631	1,647	1,697	1,654	1,629	1,606	1,576	1,548	1,538	1,532	1,520	1,511	1,501	1,495	1,482	1,472	1,463	1,456	1,444
鉄分残さ	t/年	54	53	52	53	57	56	55	54	53	52	52	51	51	51	50	50	50	49	49	49	48
不燃・粗大ごみ処理施設	t/年	278	269	274	286	315	290	288	288	284	281	277	274	270	266	263	259	256	252	248	245	241
有価物回収	t/年	107	105	104	114	140	129	128	128	126	125	123	122	120	118	117	115	114	112	110	109	107
再利用化 (固形燃料化 /ガス化溶融)	t/年	171	164	170	172	175	161	160	160	158	156	154	152	150	148	146	144	142	140	138	136	134
リサイクルセンター	t/年	994	1,000	932	934	880	675	671	670	666	663	659	657	652	648	644	643	637	633	630	627	623
ガラス類	t/年	532	538	466	466	505	475	472	471	468	466	463	462	458	455	453	452	448	445	443	441	438
かん類	t/年	218	210	197	196	211	200	199	199	198	197	196	195	194	193	191	191	189	188	187	186	185
ペットボトル	t/年	244	252	269	272	164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古紙・古布類	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団回収	t/年	1,121	1,071	995	950	916	894	871	854	834	817	801	789	773	759	746	736	723	712	701	693	681
ごみ・資源化量	t/年	18,942	18,898	18,991	19,063	19,593	18,990	18,780	18,607	18,351	18,102	18,016	17,972	17,845	17,759	17,661	17,606	17,468	17,372	17,274	17,216	17,080
資源化率	%	37.1	36.8	36.4	36.0	37.4	37.1	37.3	37.6	37.9	38.2	38.3	38.4	38.4	38.5	38.5	38.6	38.7	38.7	38.8	38.8	38.9

※ 資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量

※ 資源化率 = (直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量) ÷ (ごみ + 資源排出量)





## 第6節 ごみ処理基本計画

### 1 ごみ処理の基本方針

本市では、次の基本方針に基づきごみ処理を行うことで、ごみの排出抑制、減量化、資源化を推進し、循環型社会の形成を目指します。

#### (1) 『3R原則』に基づくごみ処理

3R原則とは、まずごみの発生・排出を抑制し（リデュース）、次いで不要となったものの再使用に努め（リユース）、再生資源として利用できるものについては再生利用を推進（リサイクル）することで、ごみの減量と円滑な資源循環の実現を目指し、その上で資源として利用不可能なものは、環境への負荷の少ない適正な処理・処分を行うものです。本市では、柳泉園組合の役割分担等を考慮し、排出前の「ごみの減量」を進めることで循環型社会を形成していきます。

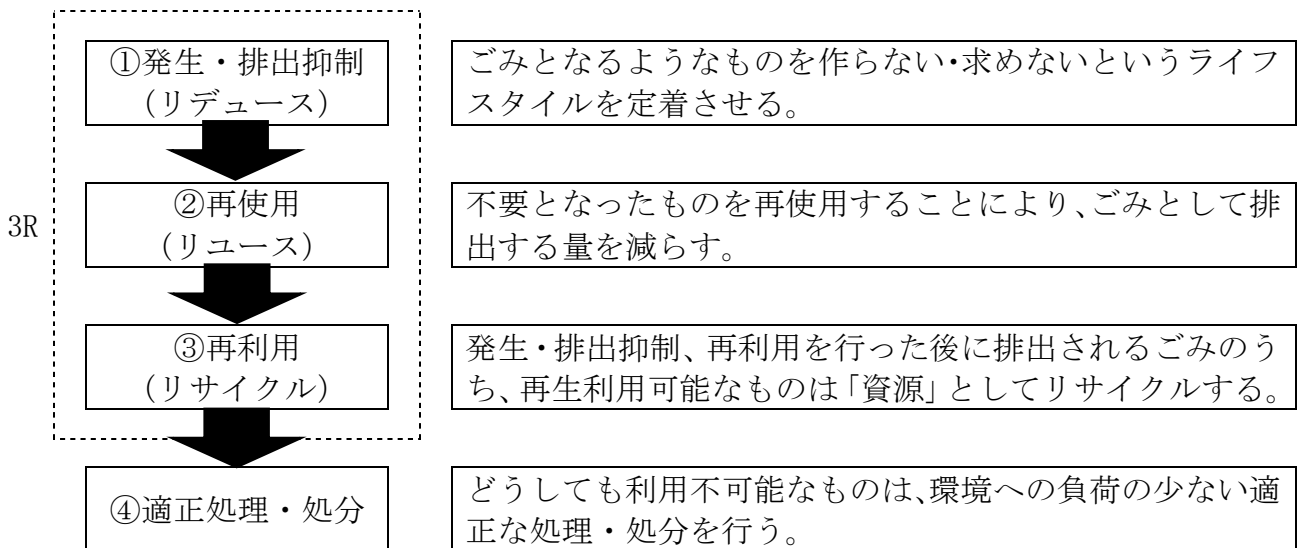


図21 3R原則に基づくごみ処理の流れ

#### (2) 本市の地域特性を踏まえた施策の展開

本市は、都心に近い位置にありながら農地や緑地、街路樹等の緑が豊かであること等、本市の特性を踏まえたうえで、各種の施策や取り組みを効果的に推進・展開します。

## 2 減量化・資源化計画

### (1) 3Rの強化及び5Rの定着

5R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）の普及・啓発を行い、ごみ減量の推進を行っていきます。特に本計画では、国の第四次循環基本計画で掲げているリデュース、リユース、リサイクルの3Rの取り組みの強化をはかり、更なるごみの減量を図ります。

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| ①リデュース（Reduce：発生抑制）  | ：分別徹底等によりごみを出さない       |
| ②リユース（Reuse：再利用）     | ：使えるものは何度も再使用する        |
| ③リサイクル（Recycle：再生利用） | ：使えなくなったものを原料として再生利用する |
| ④リフューズ（Refuse：拒否）    | ：過剰包装を断る等、ごみとなるものを作らない |
| ⑤リペア（Repair：修理）      | ：修理してものを長く使用する         |

### (2) 意識向上、情報提供

ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、市民一人ひとりのレベルでのライフスタイルの見直しに向けた更なる意識の向上を図ります。更なる意識向上に向けての施策としては、下記に示すような施策案・手法案が考えられます。

#### 【施策案・手法案】

- ①ごみ処理施設見学会や出前講座等を行うことで、ごみ処理の現状と課題の周知やごみ減量活動に対する意識啓発を図ることができます。
- ②環境教育・環境学習の活動を強化することで、小中学生に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうことができると考えられます。  
また、市民や事業者に対して日頃から啓発活動や指導を行う他、環境フェア等のイベントを通して環境学習の場所・機会を整備することによって、ごみ問題への意識の高揚を図ることができます。
- ③自治会等と連携し、出前講座や説明会等でごみの減量・リサイクルの情報を提供することで、住民の協力を求めていくことができると考えられます。
- ④広報紙やホームページ、ごみ分別アプリ等のメディアを活用することで、ごみ減量やリサイクルに関する情報発信を積極的に行うことができます。
- ⑤ごみ量の推移や目標との評価を毎年度公表することで、計画の進捗状況の周知を図ることができ、計画推進に向けた意識向上を図ることができます。
- ⑥人や社会、環境、地域に配慮したエシカル消費の認定マーク（エコマーク等）の普及啓発や市広報、ホームページでの情報提供を行うことにより、エシカル消費を促進することができると考えられます。
- ⑦事業系ごみの減量への協力を呼びかけることで、事業系ごみの減量を図るこ

とができると考えられます。

- ⑧スーパーマーケットや市内コンビニストア、商店や公共交通機関等と協力し、店舗等でのパネル展示や動画上映等によりレジ袋の削減や食品ロスの削減等と呼びかけることで、ごみ問題への意識の向上につなげることができると考えられます。
- ⑨マイバックやマイボトルの利用を呼び掛けることで、ごみ問題への意識向上を図ることができると考えられます。
- ⑩ごみ減量に対する意識を維持するための施策や周知の方法等を検討し、実施することで、ごみ減量に対する意識を継続的に維持できると考えられます。

### 【コラム：エシカル消費】

#### ○エシカル消費とは…

エシカルとは「倫理的、道徳的」という意味で、「安くて良いモノ」や「自分にとってお得なモノ」ではなく、「人や社会、地球環境、地域に優しいモノ」を購入することです。

- 人・社会：フェアトレード製品や、福祉施設等で作られた製品を購入する
- 地球環境：省エネ製品を購入したり、レンタルやシェアリングサービスを利用する
- 地域：被災地産品や伝統工芸を購入したり、地産地消や応援消費をする

#### ○認証ラベル・マークとは…

様々な団体が設定した、安全性や品質等の基準を満たしている商品についているラベルやマークのことです。下に示すような環境ラベルの他、フェアトレード製品やオーガニック商品であることを示す認証ラベル等もあります。

エコマーク



環境に優しい商品

グリーンマーク



古紙を利用した商品

バイオマスマーク



バイオマスを利用した  
商品

エシカル消費をする際には、人や社会、地球環境、地域に関連する認証ラベル・マークが手掛かりになります。

### (3) 資源物の分別徹底

#### 1) リサイクルの推進

リサイクルの推進を図るためには、分別の徹底が重要な課題となります。ごみ分別の周知啓発や指定収集袋の手数料変更、戸別収集の導入等により、ごみ分別意識の向上は図られていると考えられますが、更なる分別徹底を図り、地域におけるリサイクルの推進を図っていきます。更なる分別徹底を図るための施策としては、下記に示すような施策案・手法案が考えられます。

#### 【施策案・手法案】

- ①集合住宅の自治会や管理組合等と協働をし、居住者によるリサイクルシステムの構築を推進することで、資源物の集団回収の活性化を図ることができると考えられます。
- ②資源の持ち去りに対するパトロールを強化し、実施することで、資源物集積所等からの資源（特に紙類）の持ち去りを防止することができます。
- ③分別方法の周知を強化するために、出前講座や個別指導等を行うことで、分別方法の周知を強化し、資源物の分別徹底の推進を図ることができます。  
特に、紙類や容器包装プラスチックについては、資源化可能なものが可燃ごみ、不燃ごみに混入している可能性が考えられますので、実態の詳細把握を図ることで分別の徹底を推進していくことができると考えられます。
- ④本市による資源回収の他、牛乳パック、トレイ、ペットボトル、びん類、かん類等の店頭回収、廃乾電池等の販売店回収、インクカートリッジの回収等を継続して行うことで、分別の徹底、リサイクルの推進を図ることができます。
- ⑤使用済み小型家電の収集量が低迷しているため、引き続き分別方法の周知を行うことで、リサイクルシステムの確立に向けた取り組みの更なる推進を図ることができます。  
また、他にも民間事業者と連携し、不要なパソコン及び周辺機器を宅配便で無料回収し、リサイクルする等の取り組みを継続して行い、取り組みのさらなる周知を行うことで、リサイクルシステムの確立を図ることができます。
- ⑥分別アプリの活用を促進することで、分別の徹底を図ることができます。
- ⑦国では、国内におけるプラスチックの資源循環の重要性から、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を公布しています。容器包装プラスチック以外のプラスチック製品を含めたプラスチック廃棄物の分別収集や排出抑制、再商品化等を行うことで、リサイクルの推進等を行うことができると考えられるため、今後の国の動向を注視し、検討をしていきます。
- ⑧ポストコロナの生活様式の変化により、容器包装プラスチックの増加等が考えられるため、容器包装プラスチック等の排出抑制を啓発することや事業者にも再利用可能な容器の使用を啓発すること等で、容器包装プラスチック等の排出抑制を推進することができると考えられます。
- ⑨資源物の回収方法（例：雑誌収納袋による雑誌の回収等）の違いによる分別率について分析を行うことで、よりよい資源物回収方法を検討し、リサイク

ルの推進等を図ることができます。

⑩剪定枝の電話・電子申請での申込制による回収を継続して行うことで、資源化できる剪定枝のみを回収することにより、リサイクルの推進等を図ることができます。

⑪高齢化に伴い、今後増加が見込まれるおむつごみについて、今後の状況に応じて資源化の取り組み等の情報収集を行い、検討することでリサイクルの推進等を図ることができると考えられます。

## 2) 事業系ごみの分別の徹底

事業者には許可業者との契約の推進と併せて、分別の徹底を指導します。

柳泉園組合と連携し、事業系ごみに対する搬入時の監視を強化し、ごみが適正に分別されていない場合には搬入を規制するとともに、持込みを行った業者に指導を徹底します。

また、事業系ごみには大量の紙類（OA用紙等）が排出されていると考えられるため、「紙類」の資源化に向けた事業者の意識啓発、事業系古紙の回収ルートの周知・広報を行います。また、CSR（企業の社会的責任・貢献）を念頭に業界団体や商工会等の事業者間の連携・協力を推進し、事業系ごみの適正処理やリサイクルルートの確保を図ります。

## (4) 生ごみの減量化、資源化

### 1) 生ごみの減量・資源化の推進

家庭から排出されるごみの多くを占める「生ごみ」処理に多大なエネルギーとコストを要していることがごみ処理事業全体の課題となっており、ごみ処理コストの削減のためにも生ごみの減量化・資源化の推進が必要です。

生ごみの減量化・資源化に向けて、下記に示す施策案・手法案から状況に応じて選択し、生ごみの減量化・資源化の推進を図っていきます。

#### 【施策案・手法案】

①市民に賞味期限と消費期限の違いを理解していただき、買いすぎの防止や調理による廃棄の抑制等の周知を図り、食品ロスの削減を図ります。

②料理レシピサイトや全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会等の情報を発信し、食材を無駄にしないレシピを紹介し、食品ロスの削減を図ります。

③家庭で生じた生ごみを自家処理することでごみとして出さない、または水分を多く含んでいるため水切り等を行い、水分を除いてから排出していただくよう意識啓発を引き続き行います。

また、自家処理の推進として「生ごみ減量化処理機器購入費助成制度」の利用等についても引き続き情報を発信していきます。生ごみ減量化処理機器をより普及させるために、質の良いコンポスト（堆肥）の作り方や家庭菜園等でのコンポストの利用例等を発信する等、生ごみ減量化処理機器購入後のサ

ポートも検討します。

- ④市域全体での生ごみの減量化・資源化に向けて分別収集のあり方や資源化ルート、施設の整備等について検討を行います。併せて生ごみからの生成資源の利用先について調査し、地域における生ごみを対象とした資源循環システムの構築について検討します。
- ⑤食料品ロスの削減のため、コンビニエンスストアや事業者と協力し、すぐに食べる物を購入する時には、手前においてある商品（期限が近い物）を取る「手前どり」への周知を図ります。
- ⑥宴会等での食べ残しを減らすため、乾杯後の30分間は料理を味わい、お開きの10分前に食べきりを呼びかける30・10運動を引き続き推進します。
- ⑦食べ残しを持ち帰ることができるドギーバック（持ち帰り用の容器）の普及の推進を検討します。

#### 【コラム：消費期限と賞味期限】

##### ○消費期限とは…

開封せず、定められた方法で保存していた場合に、「**安全に食べられる期限**」のことです。お弁当、サンドイッチ、生麺、ケーキ等、傷みやすい食品に表示されています。



##### ○賞味期限とは…

開封せず、定められた方法で保存していた場合に、「**品質が変わらずに美味しく食べられる期限**」のことです。スナック菓子、カップ麺、チーズ、缶詰、ペットボトル飲料等、消費期限に比べ、傷みにくい食品に表示されています。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。



ただし、一度開封した食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。

### 【コラム：食品ロス削減のためにできること】

#### ○買い物のときは…

事前に家にある食材を確認したり、使い切れる分だけ購入しましょう。また、すぐに食べる商品は、並べてある順に取る「手前取り」や見切り品等を活用しましょう。



#### ○調理・保存するときは…

食べられる分だけ作り、食べきれなかったものはリメイクしましょう。また、食材を無駄なく丸ごと食べたり、余った食材を活用する等、調理方法を工夫して、食材を計画的に使い切るようにしましょう。

生鮮食品や食べきれなかった食品等、食材に応じて適切に保存しましょう。また、保存した食品を忘れず食べ切れるように、冷蔵庫を確認したり、配置を工夫したりしましょう。

#### ○外食のときは…

食べ切れる量を注文し、食べきれなかった場合にはお店に確認の上で、自己責任の範囲で持ち帰るようにしましょう。宴会時は「30・10運動」として、最初の30分と最後の10分は食事を楽しみましょう。

## 2) 事業系の生ごみの資源化の推進

事業所から排出される生ごみは、家庭から排出される生ごみと比較して、恒常的に決まった量が排出されること、生ごみの成分が安定していること等の理由により、資源化しやすいことが特徴です。事業系生ごみの資源化の推進に向けて、業界団体や商工団体等との連携・協働の元で事業者により一層の協力を求めることを検討します。

### 3 収集・運搬計画

#### (1) 効率的な収集・運搬体制の整備

##### 1) 戸別収集

令和2年10月1日より開始した戸別収集について、戸別収集の実施によるごみの減量や分別に対しての効果を検証していきます。資源物収集の戸別化等、よりよい収集・運搬体制構築のために、必要に応じて収集運搬のあり方を検討します。

##### 2) 集積所の適正管理

戸別収集の導入に伴い、ごみ集積所を廃止し、資源物集積所のみを設置していますが、引き続き不法投棄の防止や資源物の持ち去りの防止の観点から地域住民との協力・連携により資源物集積所の管理を行っていきます。

##### 3) 資源物の持ち去りに対する対策の強化

本市では、持ち去りの防止対策として、「清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」第27条2を平成24年4月1日に改正し、一般廃棄物の処理計画に定める場所に集積された資源物の所有権は市に帰属するとしていることから、市内循環パトロールを実施する等の対策を行っていません。今後も引き続きこれらの対策を継続して実施していくとともに、地域住民や収集・運搬業者等と情報交換を行い、適切な対策を検討します。

また、必要に応じて資源物の収集方法についても検討を行います。

#### (2) ごみ収集における住民サービスの向上

##### 1) 収集サービスの向上

家庭ごみのうち、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等の収集・運搬は、今後も引き続き民間業者への委託により実施します。民間委託は、経済性・効率性の面からは有効な手段と考えていますが、よりよい収集・運搬のあり方について今後も引き続き検討を行います。

また、収集・運搬業者に対し環境・衛生への配慮を促す等の適正な指導を行うことも検討します。

##### 2) 高齢化社会への対応

高齢化社会の進展等に対応するため、高齢者や障がい者で自宅内からごみや資源物を持ち出すことが困難な方を対象として行っている「ふれあい収集」について、引き続き、実情にあった認定を行います。

##### 3) 清掃行政のイメージアップ

ごみの収集・運搬は、ごみの発生・排出から最終処分までの一連のごみ処理の



過程において、市民と清掃行政が接する場でもあるため、今後も安全や衛生に配慮して効率的に実施することにより、清掃行政全体のイメージアップを図ります。

### **(3) 指導の充実**

#### **1) 排出マナー指導の徹底**

戸別収集により意識向上は図れていると考えられますが、排出マナーを守らない住居等に対しては直接指導を行います。

また、廃棄物減量等推進員等を活用し、立会によるマナー徹底のための協力要請を行います。

#### **2) 集合住宅への排出マナー指導**

排出ルールが守られにくい集合住宅対策として、その所有者（家主）や管理者である不動産業者に対し、居住者への指導を徹底するための協力を要請する等の措置を講じます。併せて、自治会等地域団体の協力のもと、集合住宅居住者の排出ルール向上に向けたPRや指導を展開していきます。

#### **3) 事業系ごみの分別の推進**

事業系ごみの収集・運搬は、今後も許可業者による収集・運搬とします。

小規模排出事業者に対しては、市の収集への排出から許可業者への転換を推進します。

## 4 中間処理・最終処分計画

### (1) 柳泉園組合における共同処理の継続

経済的かつ効率的にごみ処理を行うため、今後も西東京市、東久留米市、柳泉園組合と連携し、安全かつ適正な共同処理を行います。

### (2) 最終処分場の延命化

平成 17 年度までは、柳泉園組合の中間処理施設からの処理残さは、東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場で埋立処分を行っていましたが、東京たま広域資源循環組合では、平成 18 年度から二ツ塚処分場の負荷軽減、多摩地域の更なるリサイクルの推進を目的とし、焼却残さのエコセメント事業を開始しており、現在では二ツ塚処分場への埋立量はゼロとなっています。

多摩地域に新たな最終処分場を確保することは極めて困難であることから、今後も埋立量ゼロを継続していきます。

### (3) 焼却残さの資源化の継続

柳泉園組合の中間処理施設から排出される焼却残さについては、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設において資源化を継続します。

### (4) 不燃残さの資源化の継続

柳泉園組合の中間処理施設から排出される不燃残さについては、再資源化事業を継続します。

## 5 その他の計画

### (1) 災害廃棄物処理計画の策定

災害発生時に速やかに廃棄物を処理するため、災害廃棄物処理計画を策定します。

### (2) 災害時を含めた関係自治体・関係団体との連携強化

清瀬市地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生前から西東京市、東久留米市、柳泉園組合等や廃棄物処理業者等と災害廃棄物処理に係わる協定の締結に向けて協議等を行い、連携の強化を図ります。

## 第2章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の体系

#### 1 生活排水処理フロー

本市の生活排水処理フローを図22に示します。また、各処理主体を表42に示します。

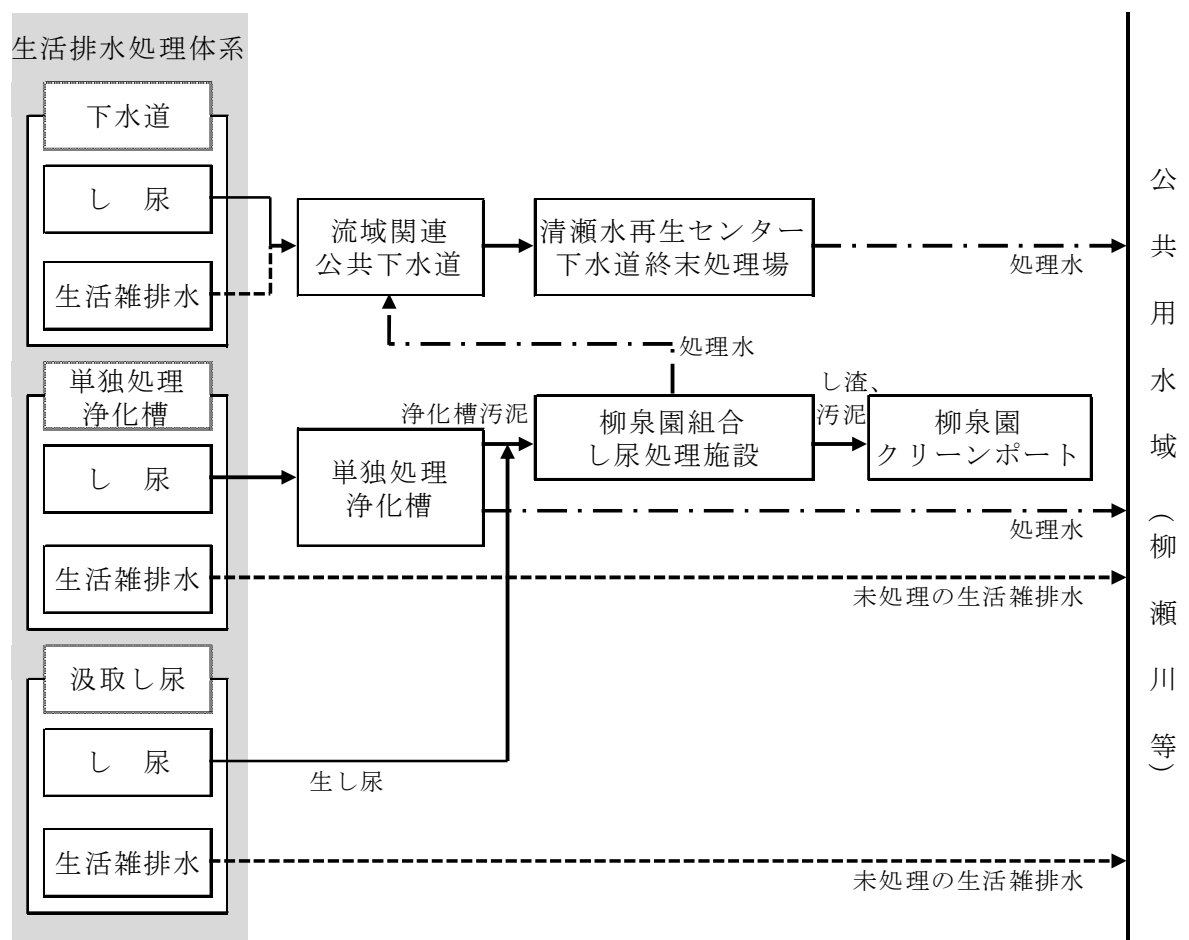


図22 生活排水処理フロー

表42 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	東京都
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	汲取りし尿、浄化槽汚泥	柳泉園組合

## 2 生活排水処理の現状

### (1) 下水道普及率

公共下水道の普及率を表 43 に示します。

公共下水道の普及率はほぼ 100%で推移しており、本市域内ではほぼ全域に下水道が普及しています。

表43 下水道普及率

区分	行政区域人口 【A】 人	処理区域人口 【B】 人	水洗便所設置 済人口 人	普及率【B/A】 %
平成 23 年度	74,062	74,024	73,382	99.94
平成 24 年度	74,010	73,979	73,381	99.95
平成 25 年度	74,247	74,224	73,641	99.96
平成 26 年度	74,266	74,252	73,735	99.98
平成 27 年度	74,485	74,471	74,030	99.98
平成 28 年度	74,642	74,628	74,203	99.98
平成 29 年度	74,835	74,825	74,426	99.98
平成 30 年度	74,714	74,709	74,335	99.99
令和元年度	74,663	74,658	74,309	99.99
令和 2 年度	74,972	74,967	74,625	99.99

### (2) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口を表 44 に示します。

表44 生活排水処理形態別人口

(各年度 3 月末日)

項目	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
行政区域内人口		74,642	74,835	74,714	74,663	74,972
水洗化・生活雑排水処理人口		74,203	74,426	74,335	74,309	74,625
合併処理浄化槽		0	0	0	0	0
下水道		74,203	74,426	74,335	74,309	74,625
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)		368	345	336	319	312
非水洗化人口		71	64	43	35	35
汲取り尿人口		71	64	43	35	35
自家処理人口		0	0	0	0	0

### (3) し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移を表 45 に示します。

表45 し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

項目 年度	搬入量			1日あたり搬入量 (365日平均)		
	し尿 kL/年	浄化槽汚泥		合計 kL/年	搬入率 %	
		搬入量 kL/年	混入率 %			
平成 28 年度	144	100	41.0	244	0.7	2.0
平成 29 年度	152	72	32.1	224	0.6	1.7
平成 30 年度	138	78	36.1	216	0.6	1.7
令和元年度	135	66	32.8	201	0.5	1.4
令和 2 年度	124	71	36.4	195	0.5	1.4

※ 浄化槽汚泥の混入率はし尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※ 搬入率は柳泉園組合し尿処理施設の施設規模（35kL/日）に対する比率を示します。

### (4) 収集・運搬方法

本市で収集対象とするものは、し尿及び浄化槽汚泥になります。収集区域は市内全域で、公共下水道未接続世帯を対象に収集を行います。

収集・運搬方法は、し尿は委託業者が月に 1 回、浄化槽汚泥は許可業者が随時、収集箇所からバキューム車により直接収集し、柳泉園組合し尿処理施設へ搬入し、処理を行っています。

## (5) 処理方法

柳泉園組合し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、施設内で適正に処理し、下水道へ希釈放流しています。なお、前処理工程から発生するし渣及び汚水処理工程から発生する脱水汚泥は、同組合内の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）にて焼却処理され、焼却残さについては、東京たま広域資源循環組合にてエコセメントの原料として再利用されています。

柳泉園組合し尿処理施設の概要を表 46 に、処理フローを図 23 に示します。

表46 し尿処理施設の概要

区分	内容
施設名称	し尿処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成 7 年 6 月 竣工：平成 8 年 3 月
種類	前処理脱水方式
処理能力	35kL/日
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
主要設備	前処理設備：破砕機、ドラムスクリーン、スクリュープレス 脱水設備：脱水機 脱臭設備：洗浄塔、ミストセパレータ、活性炭吸着塔
総事業費	576,800 千円

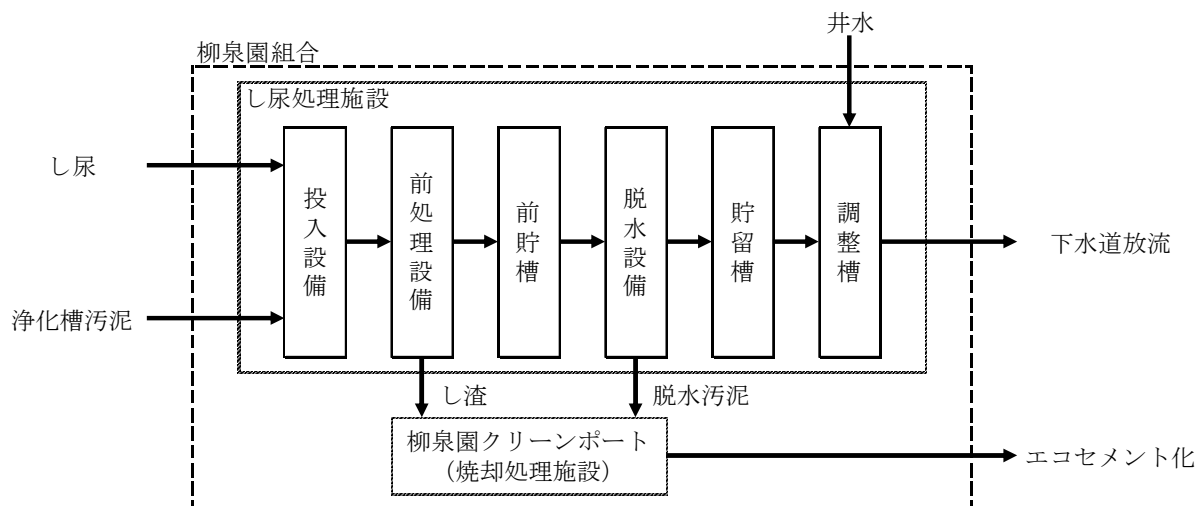


図23 し尿処理フロー

## (6) 生活排水処理の課題

公共下水道がほぼ 100%普及しているため、未接続の世帯、浄化槽使用世帯や汲取りし尿世帯の公共下水道への接続を促進する必要があります。

公共下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少し、それに伴いし尿処理施設での処理量も減少しますが、処理施設の規模は変わらないため、処理単価が上昇します。

## 第2節 生活排水処理量の推計

### 1 生活排水処理形態別人口の推計

生活排水処理形態別人口の推計結果を表47に示します。

表47 生活排水処理形態別人口の推計結果

単位：人

年度	計画処理 区域内人口	下水道 人口	単独処理 浄化槽人口	汲取り尿 人口	備考
平成28年度	74,642	74,203	368	56	実績
平成29年度	74,835	74,426	345	45	
平成30年度	74,714	74,335	336	43	
令和元年度	74,663	74,309	319	35	
令和2年度	74,972	74,625	312	35	
令和3年度	74,341	73,999	310	32	予測
令和4年度	74,178	73,837	310	31	
令和5年度	74,015	73,675	310	30	
令和6年度	73,852	73,512	310	30	
令和7年度	73,539	73,201	310	28	
令和8年度	73,227	72,890	310	27	
令和9年度	72,914	72,579	309	26	
令和10年度	72,602	72,268	308	26	
令和11年度	72,289	71,956	308	25	
令和12年度	71,914	71,583	306	25	
令和13年度	71,539	71,210	304	25	
令和14年度	71,163	70,836	302	25	
令和15年度	70,788	70,462	301	25	
令和16年度	70,413	70,089	299	25	
令和17年度	70,027	69,705	298	24	
令和18年度	69,641	69,321	296	24	

## 2 し尿及び浄化槽汚泥量の推計

し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果を表 48 に示します。

表48 し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果

単位：kL/年

年度	汲取し尿	単独処理 浄化槽汚泥	合 計	備考
平成 30 年度	138.0	78.0	216.0	実績
令和元年度	135.0	66.0	201.0	
令和 2 年度	124.0	71.0	195.0	
令和 3 年度	113.2	69.0	182.2	予測
令和 4 年度	109.6	69.0	178.6	
令和 5 年度	106.4	69.2	175.6	
令和 6 年度	106.1	69.0	175.1	
令和 7 年度	99.0	69.0	168.0	
令和 8 年度	95.5	69.0	164.5	
令和 9 年度	92.2	69.0	161.2	
令和 10 年度	92.0	68.6	160.6	
令和 11 年度	88.4	68.6	157.0	
令和 12 年度	88.4	68.1	156.5	
令和 13 年度	88.7	67.9	156.6	
令和 14 年度	88.4	67.2	155.6	
令和 15 年度	88.4	67.0	155.4	
令和 16 年度	88.4	66.6	155.0	
令和 17 年度	85.1	66.5	151.6	
令和 18 年度	84.9	65.9	150.8	



### 第3節 生活排水処理計画

#### 1 基本方針

本市では、ほぼ全域で公共下水道が整備されているため、未だに汲取りを行っている世帯や浄化槽を使用している世帯に対して公共下水道への接続を促進し、今後完全水洗化が推進されることを前提に、残存する汲取り世帯や浄化槽世帯から発生するし尿及び浄化槽汚泥については、適正かつ衛生的なし尿処理事業を維持していくこととします。

#### 2 計画期間

計画期間は、令和4年度を初年度とし、15年後の令和18年度までとします。

#### 3 排出抑制計画

汲取りし尿世帯及び浄化槽世帯に対して公共下水道への接続を推進します。

また、汲取りし尿の便槽の密閉の点検及びバキューム車による収集時に砂を吸入しないように、収集業者の注意を促します。

浄化槽汚泥排出者については、適正な点検清掃を行うとともに、廃食用油や厨芥くず等の浄化槽の処理に大きな負荷となるものを排水口等に流さないように指導を図ることで排出抑制に対応します。

#### 4 収集・運搬計画

収集・運搬は引き続き委託業者や許可業者にて行います。収集件数は今後とも減少と見込まれるため、可能な限り効率的な収集システムの構築を検討します。

#### 5 中間処理・最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は横ばいで推移する予測となっているため、中間処理については、引き続き柳泉園組合や西東京市、東久留米市と連携し、共同処理を継続することを基本とします。

処理に伴い排出されるし渣、汚泥についても引き続き柳泉園組合の柳泉園クリーンポートにて焼却処理後、東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化を行うことを基本とします。

## 資料編

### 第1節 ごみ排出量の推計

#### 1 推計方法

ごみ排出量については、前回計画の予測方法を参考に図 24 に示す推計フローに沿って推計を行います。

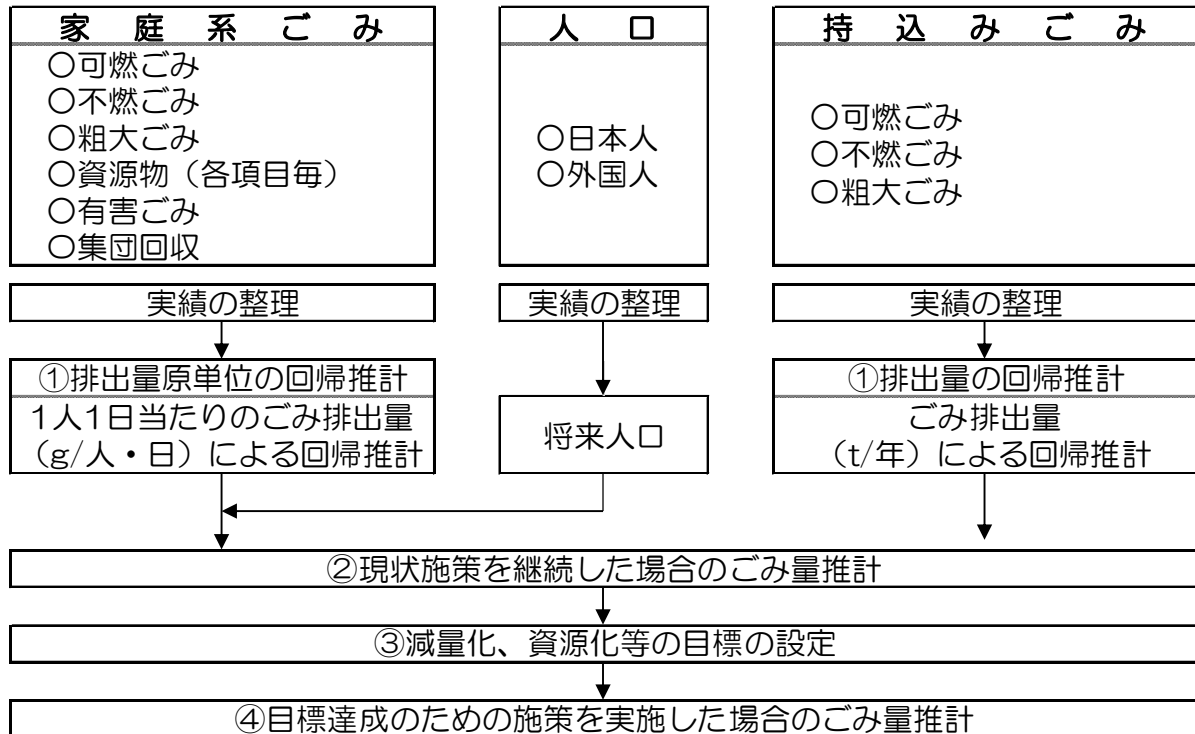


図24 ごみ排出量の推計フロー

#### (1) 計画収集人口

将来の計画収集人口については、本市が平成 27 年度に策定している「清瀬市人口ビジョン」や長期総合計画等の上位計画で予測している将来人口予測や、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）が予測している将来人口があるため、本市の長期総合計画と社人研の将来人口予測（「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018 年）推計）」参照）を表 49、図 25 に示します。

なお、長期総合計画の将来人口予測は平成 27 年 1 月 1 日の人口を、社人研の将来人口予測は平成 27 年度の国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日）の人口を基準とし、5 年ごとの将来人口を推計しているため、予測が行われていない年度については線形補間により推計しています。

本計画では、本市の上位計画である長期総合計画の将来人口を採用します。

表49 将来人口予測

年度	実績値	長期総合計画	社人研
平成 23 年度	74,162		
平成 24 年度	74,063		
平成 25 年度	74,216		
平成 26 年度	74,374	74,374	
平成 27 年度	74,403	74,433	74,864
平成 28 年度	74,510	74,491	74,904
平成 29 年度	74,845	74,550	74,944
平成 30 年度	74,737	74,608	74,984
令和元年度	74,636	74,667	75,024
令和 2 年度	74,905	74,504	75,064
令和 3 年度		74,341	74,940
令和 4 年度		74,178	74,816
令和 5 年度		74,015	74,693
令和 6 年度		73,852	74,569
令和 7 年度		73,539	74,445
令和 8 年度		73,227	74,243
令和 9 年度		72,914	74,041
令和 10 年度		72,602	73,840
令和 11 年度		72,289	73,638
令和 12 年度		71,914	73,436
令和 13 年度		71,539	73,224
令和 14 年度		71,163	73,011
令和 15 年度		70,788	72,799
令和 16 年度		70,413	72,586
令和 17 年度		70,027	72,374
令和 18 年度		69,641	72,164

長期総合計画、社人研の予測基準値。

長期総合計画、社人研の予測値。予測値以外は線形補間により推計します。

※1 実績値は各年度 1 月 1 日。

※2 人口ビジョン、社人研は国勢調査の人口実績に基づき予測を行っています。

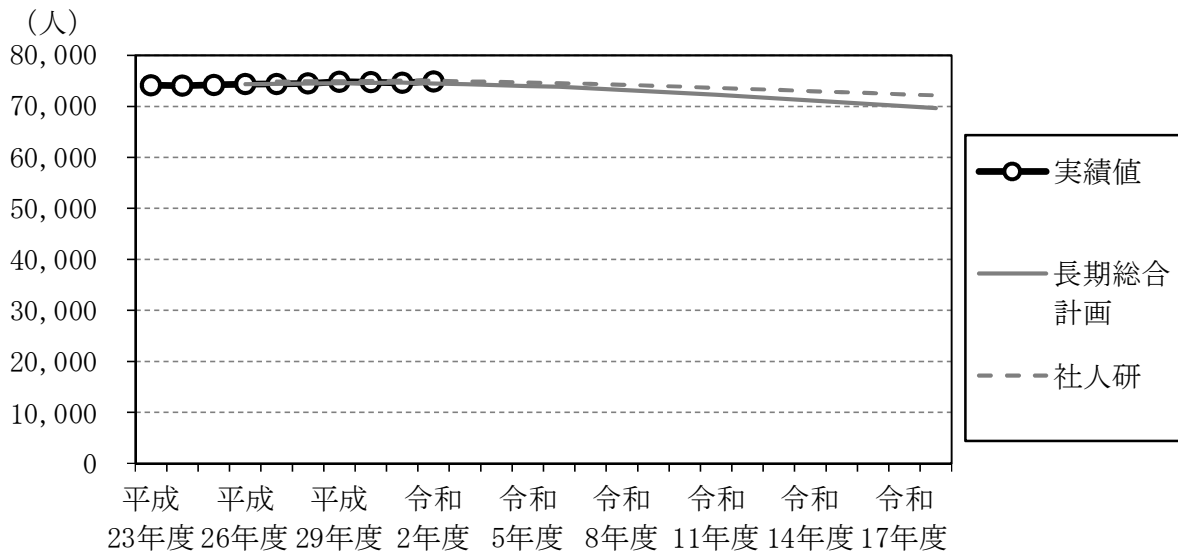


図25 将来人口予測

## (2) ごみ排出量の推計方法

家庭系ごみの各品目のごみ排出量は、1人1日あたりのごみ排出量（ごみ排出量原単位）をそれぞれ回帰予測により設定し、設定したごみ排出量原単位に計画収集人口及び年間日数を乗じることによって推計します。また、事業系ごみを含む持ち込みごみは、ごみ排出量をそれぞれ回帰予測し、推計します。

各品目のごみ排出量原単位、ごみ排出量の実績を用いて回帰予測を行います。回帰予測の予測値として整合性と実績を踏まえた現実性を考慮し、採用式を決定します。

回帰予測は、以下の6つの回帰式を用います。なお、回帰式とは、ある変数（目的変数）について、別の変数（説明変数）を用いて予測するための予測式を指します。

### 回 帰 式

- |          |                     |
|----------|---------------------|
| ① 直線回帰式  | $y = a x + b$       |
| ② 分数回帰式  | $y = a / x + b$     |
| ③ ルート回帰式 | $y = a x^{1/2} + b$ |
| ④ 対数回帰式  | $y = a \log x + b$  |
| ⑤ べき乗回帰式 | $y = a x^b$         |
| ⑥ 指数回帰式  | $y = a b^x$         |

ここで、  
 $y$  : 目的変数（この場合は「ごみ排出量原単位」または「ごみ排出量」）  
 $x$  : 説明変数（この場合は「年度」（実績初年度を  $x = 1$  とする））  
 $a$ 、 $b$  : 係数または定数

本計画で採用した回帰式を以下に示します。

表50 採用した回帰式

区分		採用式
行政回収	可燃ごみ	分数式
	不燃ごみ	対数式
	粗大ごみ	分数式
	有害ごみ	分数式
直接持込ごみ	可燃ごみ	分数式
	不燃ごみ	ルート式
	粗大ごみ	分数式
資源物	びん類	分数式
	かん類	分数式
	ペットボトル	指数式
	古紙・古布	ルート式
	牛乳パック	対数式
	容器包装プラスチック	ルート式
	剪定枝	分数式
	有価物	分数式
	小型家電	実績値
集団回収	紙類、布類、金属類	対数式



## 2 ごみ排出量の推計結果

### (1) 現状施策を継続した場合のごみ量の予測

現状の施策を継続した場合のごみ排出量、ごみ排出量原単位、ごみ処理量、資源化量の予測をそれぞれ次に示します。

なお、令和元年度から令和2年度については、新型コロナウイルスの影響も考えられますが、今後新型コロナウイルスが及ぼす影響がいつまで継続するか不明確であるため、新型コロナウイルスの影響も含めた予測としています。

表51 現状施策を継続した場合のごみ排出量の予測

区分/年度	単位	実績値					推計値															
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
人口(1月1日)	人	74,510	74,845	74,737	74,636	74,905	74,341	74,178	74,015	73,852	73,539	73,227	72,914	72,602	72,289	71,914	71,539	71,163	70,788	70,413	70,027	69,641
ごみ・資源排出量	t/年	18,942	18,898	18,991	19,063	19,593	19,199	19,200	19,239	19,192	19,151	19,109	19,107	19,019	18,972	18,909	18,893	18,784	18,722	18,656	18,629	18,521
家庭系ごみ(行政回収)	t/年	11,585	11,320	11,145	11,266	11,459	11,219	11,198	11,207	11,158	11,116	11,074	11,061	10,990	10,947	10,895	10,872	10,790	10,738	10,685	10,658	10,576
可燃ごみ	t/年	10,166	9,902	9,708	9,754	9,736	9,616	9,580	9,573	9,518	9,471	9,425	9,405	9,336	9,292	9,241	9,215	9,140	9,090	9,040	9,013	8,938
不燃ごみ	t/年	1,342	1,336	1,338	1,400	1,589	1,486	1,499	1,515	1,521	1,526	1,530	1,537	1,535	1,536	1,536	1,539	1,533	1,531	1,528	1,529	1,522
粗大ごみ	t/年	49	56	73	86	105	90	92	92	93	93	93	93	93	93	93	93	92	92	92	91	91
有害ごみ	t/年	28	26	26	26	29	27	27	27	26	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	25	25
持込みごみ	t/年	2,176	2,496	2,783	2,802	2,771	2,842	2,863	2,877	2,889	2,898	2,906	2,912	2,917	2,922	2,926	2,930	2,933	2,936	2,938	2,940	2,942
可燃ごみ(家庭系ごみ)	t/年	30	33	39	51	79	81	82	82	82	83	83	83	83	83	83	83	83	84	84	84	84
不燃ごみ(家庭系ごみ)	t/年	22	20	25	19	25	23	24	24	24	24	25	25	25	25	25	26	26	26	26	26	26
粗大ごみ(家庭系ごみ)	t/年	35	60	68	70	68	73	74	75	76	76	76	77	77	77	78	78	78	78	78	78	78
可燃ごみ(事業系ごみ)	t/年	2,089	2,383	2,651	2,662	2,599	2,665	2,683	2,696	2,707	2,715	2,722	2,727	2,732	2,737	2,740	2,743	2,746	2,748	2,750	2,752	2,754
資源量	t/年	5,181	5,082	5,063	4,995	5,363	5,138	5,139	5,155	5,145	5,137	5,129	5,134	5,112	5,103	5,088	5,091	5,061	5,048	5,033	5,031	5,003
行政回収資源量	t/年	4,060	4,011	4,068	4,045	4,447	4,244	4,268	4,301	4,311	4,320	4,328	4,345	4,339	4,344	4,342	4,355	4,338	4,336	4,332	4,338	4,322
びん類	t/年	627	624	548	555	601	565	562	561	557	554	551	550	545	542	539	538	533	530	527	525	521
かん類	t/年	229	222	208	208	222	210	209	209	208	207	206	205	204	203	201	201	199	198	197	196	195
ペットボトル	t/年	256	265	283	285	242	260	258	257	255	252	250	248	245	243	241	239	236	233	231	229	226
古紙・古布類	t/年	1,910	1,845	1,903	1,887	2,128	2,025	2,046	2,070	2,083	2,095	2,106	2,121	2,124	2,133	2,138	2,149	2,147	2,151	2,154	2,162	2,158
牛乳パック	t/年	13	12	12	11	11	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8
容器包装プラスチック	t/年	1,014	1,038	1,030	999	1,135	1,081	1,090	1,101	1,105	1,109	1,113	1,119	1,120	1,122	1,123	1,128	1,125	1,126	1,126	1,129	1,126
剪定枝・落ち葉	t/年	0	0	78	94	82	88	89	89	89	89	88	89	88	88	87	87	86	86	86	86	85
有価物	t/年	10	4	5	5	25	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2
使用済み小型家電	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
集団回収	t/年	1,121	1,071	995	950	916	894	871	854	834	817	801	789	773	759	746	736	723	712	701	693	681
紙類	t/年	1,037	991	918	873	835	815	794	779	760	745	730	719	704	692	680	671	659	649	639	632	621
布類	t/年	71	65	62	63	66	64	63	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	50	49
その他	t/年	13	15	15	14	15	15	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	11	11

※端数調整により合計が合わない場合があります。





表52 現状施策を継続した場合のごみ排出量原単位の予測

区分/年度	単位	実績値					推計値															
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度
人口(1月1日)	人	74,510	74,845	74,737	74,636	74,905	74,341	74,178	74,015	73,852	73,539	73,227	72,914	72,602	72,289	71,914	71,539	71,163	70,788	70,413	70,027	69,641
ごみ・資源排出量	g/人日	696.49	691.79	696.17	697.85	716.61	707.53	709.15	710.25	711.93	713.43	714.89	716.00	717.66	719.04	720.44	721.54	723.23	724.58	725.89	726.91	728.56
家庭系ごみ (行政回収)	g/人日	425.98	414.37	408.56	412.42	419.12	413.42	413.56	413.71	413.91	414.12	414.31	414.49	414.69	414.88	415.07	415.24	415.42	415.57	415.73	415.88	416.04
可燃ごみ	g/人日	373.80	362.47	355.88	357.07	356.10	354.37	353.82	353.40	353.08	352.83	352.62	352.44	352.29	352.17	352.06	351.96	351.88	351.80	351.73	351.67	351.62
不燃ごみ	g/人日	49.35	48.90	49.05	51.25	58.12	54.75	55.38	55.92	56.41	56.84	57.23	57.58	57.91	58.21	58.50	58.76	59.01	59.24	59.46	59.67	59.87
粗大ごみ	g/人日	1.80	2.05	2.68	3.15	3.84	3.32	3.38	3.41	3.44	3.47	3.49	3.50	3.52	3.53	3.54	3.55	3.56	3.56	3.57	3.57	3.58
有害ごみ	g/人日	1.03	0.95	0.95	0.95	1.06	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97
持込みごみ	g/人日	80.01	91.37	102.02	102.58	101.35	104.74	105.75	106.21	107.17	107.96	108.73	109.13	110.08	110.75	111.47	111.90	112.92	113.64	114.31	114.70	115.73
可燃ごみ (家庭系ごみ)	g/人日	1.10	1.21	1.43	1.87	2.89	2.99	3.03	3.03	3.04	3.09	3.11	3.11	3.13	3.15	3.16	3.17	3.20	3.25	3.27	3.28	3.30
不燃ごみ (家庭系ごみ)	g/人日	0.81	0.73	0.92	0.70	0.91	0.85	0.89	0.89	0.89	0.89	0.94	0.94	0.94	0.95	0.95	0.99	1.00	1.01	1.01	1.01	1.02
粗大ごみ (家庭系ごみ)	g/人日	1.29	2.20	2.49	2.56	2.49	2.69	2.73	2.77	2.82	2.83	2.84	2.89	2.91	2.92	2.97	2.98	3.00	3.02	3.03	3.04	3.07
可燃ごみ (事業系ごみ)	g/人日	76.81	87.23	97.18	97.45	95.06	98.21	99.10	99.52	100.42	101.15	101.84	102.19	103.10	103.73	104.39	104.76	105.72	106.36	107.00	107.37	108.34
資源量	g/人日	190.50	186.05	185.59	182.85	196.14	189.37	189.84	190.33	190.85	191.35	191.85	192.38	192.89	193.41	193.90	194.40	194.89	195.37	195.85	196.33	196.79
行政回収資源量	g/人日	149.28	146.84	149.12	148.07	162.64	156.43	157.66	158.80	159.90	160.92	161.89	162.84	163.75	164.63	165.46	166.28	167.07	167.83	168.57	169.30	170.00
びん類	g/人日	23.05	22.84	20.09	20.32	21.98	20.83	20.77	20.71	20.68	20.64	20.62	20.60	20.58	20.56	20.55	20.54	20.53	20.52	20.51	20.50	20.49
かん類	g/人日	8.42	8.13	7.62	7.61	8.12	7.75	7.73	7.72	7.71	7.70	7.69	7.69	7.68	7.68	7.67	7.67	7.67	7.67	7.66	7.66	7.66
ペットボトル	g/人日	9.41	9.70	10.37	10.43	8.85	9.59	9.54	9.49	9.45	9.40	9.35	9.30	9.26	9.21	9.17	9.12	9.07	9.03	8.98	8.94	8.89
古紙・古布類	g/人日	70.23	67.54	69.76	69.08	77.83	74.61	75.55	76.43	77.26	78.04	78.78	79.49	80.17	80.83	81.46	82.07	82.67	83.24	83.80	84.35	84.88
牛乳パック	g/人日	0.48	0.44	0.44	0.40	0.40	0.39	0.38	0.38	0.37	0.36	0.36	0.35	0.35	0.35	0.34	0.34	0.34	0.33	0.33	0.33	0.33
容器包装 プラスチック	g/人日	37.28	38.00	37.76	36.57	41.51	39.84	40.25	40.63	40.98	41.32	41.64	41.95	42.25	42.53	42.80	43.07	43.33	43.57	43.82	44.05	44.28
剪定枝・落ち葉	g/人日	-	-	2.86	3.44	3.00	3.26	3.28	3.29	3.30	3.31	3.31	3.32	3.32	3.33	3.33	3.33	3.33	3.34	3.34	3.34	3.34
有価物	g/人日	0.37	0.15	0.18	0.18	0.91	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
使用済み 小型家電	g/人日	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
集団回収	g/人日	41.22	39.21	36.47	34.78	33.50	32.94	32.18	31.53	30.95	30.43	29.96	29.54	29.14	28.78	28.44	28.12	27.82	27.54	27.28	27.03	26.79
紙類	g/人日	38.13	36.28	33.65	31.96	30.54	30.03	29.33	28.74	28.21	27.74	27.31	26.93	26.56	26.24	25.92	25.64	25.36	25.11	24.87	24.65	24.42
布類	g/人日	2.61	2.38	2.27	2.31	2.41	2.37	2.32	2.27	2.23	2.19	2.16	2.13	2.10	2.07	2.05	2.02	2.00	1.98	1.96	1.94	1.93
その他	g/人日	0.48	0.55	0.55	0.51	0.55	0.54	0.53	0.52	0.51	0.50	0.49	0.48	0.48	0.47	0.47	0.46	0.46	0.45	0.45	0.44	0.44

※端数調整により合計が合わない場合があります。



表53 現状施策を継続した場合のごみ処理量の予測

		実績値					推計値																	
区分／年度	単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度		
焼却処理施設	t/年	13,446	13,563	13,701	13,754	13,853	13,708	13,705	13,724	13,687	13,653	13,618	13,609	13,543	13,505	13,457	13,437	13,360	13,311	13,261	13,236	13,157		
処理量	t/年	12,285	12,318	12,398	12,467	12,414	12,362	12,345	12,351	12,307	12,269	12,230	12,215	12,151	12,112	12,064	12,041	11,969	11,922	11,874	11,849	11,776		
行政回収・可燃ごみ	t/年	10,166	9,902	9,708	9,754	9,736	9,616	9,580	9,573	9,518	9,471	9,425	9,405	9,336	9,292	9,241	9,215	9,140	9,090	9,040	9,013	8,938		
持込・可燃ごみ	t/年	2,119	2,416	2,690	2,713	2,678	2,746	2,765	2,778	2,789	2,798	2,805	2,810	2,815	2,820	2,823	2,826	2,829	2,832	2,834	2,836	2,838		
選別残渣	t/年	1,161	1,245	1,303	1,287	1,439	1,346	1,360	1,373	1,380	1,384	1,388	1,394	1,392	1,393	1,393	1,396	1,391	1,389	1,387	1,387	1,381		
粗大ごみ処理施設 可燃残渣	t/年	1,161	1,245	1,303	1,287	1,439	1,346	1,360	1,373	1,380	1,384	1,388	1,394	1,392	1,393	1,393	1,396	1,391	1,389	1,387	1,387	1,381		
埋立処分	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
資源化	t/年	1,695	1,712	1,683	1,700	1,754	1,735	1,735	1,737	1,733	1,728	1,724	1,723	1,715	1,710	1,703	1,701	1,692	1,686	1,679	1,675	1,666		
エコセメント化	t/年	1,641	1,659	1,631	1,647	1,697	1,679	1,679	1,681	1,677	1,672	1,668	1,667	1,659	1,654	1,648	1,646	1,637	1,631	1,624	1,621	1,612		
鉄分残渣	t/年	54	53	52	53	57	56	56	56	56	56	56	56	56	56	55	55	55	55	55	54	54		
粗大ごみ処理施設	t/年	1,468	1,488	1,516	1,584	1,793	1,677	1,694	1,711	1,719	1,724	1,729	1,737	1,735	1,736	1,736	1,740	1,733	1,731	1,728	1,728	1,721		
処理量	t/年	1,448	1,472	1,504	1,575	1,787	1,672	1,689	1,706	1,714	1,719	1,724	1,732	1,730	1,731	1,732	1,736	1,729	1,727	1,724	1,724	1,717		
行政回収・不燃ごみ	t/年	1,342	1,336	1,338	1,400	1,589	1,486	1,499	1,515	1,521	1,526	1,530	1,537	1,535	1,536	1,536	1,539	1,533	1,531	1,528	1,529	1,522		
行政回収・粗大ごみ	t/年	49	56	73	86	105	90	92	92	93	93	93	93	93	93	93	93	92	92	92	91	91		
持込・不燃ごみ	t/年	22	20	25	19	25	23	24	24	24	24	25	25	25	25	25	26	26	26	26	26	26		
持込・粗大ごみ	t/年	35	60	68	70	68	73	74	75	76	76	76	77	77	77	78	78	78	78	78	78	78		
選別残渣	t/年	20	16	12	9	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4		
リサイクルセンター 夾雑物	t/年	20	16	12	9	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4		
可燃残渣	t/年	1,161	1,245	1,303	1,287	1,439	1,346	1,360	1,373	1,380	1,384	1,388	1,394	1,392	1,393	1,393	1,396	1,391	1,389	1,387	1,387	1,381		
資源化	t/年	278	269	274	286	315	295	297	301	302	303	304	306	304	305	305	306	304	304	304	304	302		
有価物回収	t/年	107	105	104	114	140	131	132	134	134	135	135	136	135	136	136	136	135	135	135	135	134		
再利用化 (固形燃料化/ ガス化溶解)	t/年	171	164	170	172	175	164	165	167	168	168	169	170	169	169	169	170	169	169	169	169	168		
リサイクルセンター	t/年	1,112	1,111	1,039	1,048	992	775	771	770	765	761	757	755	749	745	740	739	732	728	724	721	716		
びん類	t/年	627	624	548	555	601	565	562	561	557	554	551	550	545	542	539	538	533	530	527	525	521		
かん類	t/年	229	222	208	208	222	210	209	209	208	207	206	205	204	203	201	201	199	198	197	196	195		
ペットボトル	t/年	256	265	283	285	169	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
古紙・古布類	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
不燃残渣(夾雑物)	t/年	20	16	12	9	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4		
資源化	t/年	994	1,000	932	934	880	675	671	670	666	663	659	657	652	648	644	643	637	633	630	627	623		
ガラス類	t/年	532	538	466	466	505	475	472	471	468	466	463	462	458	455	453	452	448	445	443	441	438		
かん類	t/年	218	210	197	196	211	200	199	199	198	197	196	195	194	193	191	191	189	188	187	186	185		
ペットボトル	t/年	244	252	269	272	164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
古紙・古布類	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
保管施設	t/年	28	26	26	26	29	27	27	27	26	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	25	25		
有害ごみ	t/年	28	26	26	26	29	27	27	27	26	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	25	25		
資源化	t/年	28	26	26	26	29	27	27	27	26	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	25	25		
有害ごみ	t/年	28	26	26	26	29	27	27	27	26	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	25	25		



表54 現状施策を継続した場合の資源化量の予測

区分/年度	単位	実績値					推計値															
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度
資源化量	t/年	7,036	6,952	6,913	6,867	7,320	7,068	7,071	7,093	7,081	7,070	7,059	7,065	7,034	7,021	7,000	7,002	6,962	6,943	6,922	6,916	6,878
直接資源化	t/年	2,948	2,900	3,029	2,997	3,455	3,469	3,497	3,531	3,546	3,559	3,571	3,590	3,590	3,599	3,602	3,616	3,606	3,608	3,608	3,617	3,606
ペットボトル	t/年	0	0	0	0	73	260	258	257	255	252	250	248	245	243	241	239	236	233	231	229	226
古紙・古布類	t/年	1,910	1,845	1,903	1,887	2,128	2,025	2,046	2,070	2,083	2,095	2,106	2,121	2,124	2,133	2,138	2,149	2,147	2,151	2,154	2,162	2,158
牛乳パック	t/年	13	12	12	11	11	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8
容器包装 プラスチック	t/年	1,014	1,038	1,030	999	1,135	1,081	1,090	1,101	1,105	1,109	1,113	1,119	1,120	1,122	1,123	1,128	1,125	1,126	1,126	1,129	1,126
剪定枝・落ち葉	t/年	0	0	78	94	82	88	89	89	89	89	88	89	88	88	87	87	86	86	86	86	85
有価物	t/年	10	4	5	5	25	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
使用済み小型家電	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
中間処理後資源化	t/年	2,967	2,981	2,889	2,920	2,949	2,705	2,703	2,708	2,701	2,694	2,687	2,686	2,671	2,663	2,652	2,650	2,633	2,623	2,613	2,606	2,591
焼却処理施設	t/年	1,695	1,712	1,683	1,700	1,754	1,735	1,735	1,737	1,733	1,728	1,724	1,723	1,715	1,710	1,703	1,701	1,692	1,686	1,679	1,675	1,666
エコセメント化	t/年	1,641	1,659	1,631	1,647	1,697	1,679	1,679	1,681	1,677	1,672	1,668	1,667	1,659	1,654	1,648	1,646	1,637	1,631	1,624	1,621	1,612
鉄分残渣	t/年	54	53	52	53	57	56	56	56	56	56	56	56	56	56	55	55	55	55	55	54	54
粗大ごみ処理施設	t/年	278	269	274	286	315	295	297	301	302	303	304	306	304	305	305	306	304	304	304	304	302
有価物回収	t/年	107	105	104	114	140	131	132	134	134	135	135	136	135	136	136	136	135	135	135	135	134
再利用化 (固形燃料化 /ガス化溶融)	t/年	171	164	170	172	175	164	165	167	168	168	169	170	169	169	169	170	169	169	169	169	168
リサイクルセンター	t/年	994	1,000	932	934	880	675	671	670	666	663	659	657	652	648	644	643	637	633	630	627	623
ガラス類	t/年	532	538	466	466	505	475	472	471	468	466	463	462	458	455	453	452	448	445	443	441	438
かん類	t/年	218	210	197	196	211	200	199	199	198	197	196	195	194	193	191	191	189	188	187	186	185
ペットボトル	t/年	244	252	269	272	164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古紙・古布類	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団回収	t/年	1,121	1,071	995	950	916	894	871	854	834	817	801	789	773	759	746	736	723	712	701	693	681
紙類	t/年	1,037	991	918	873	835	815	794	779	760	745	730	719	704	692	680	671	659	649	639	632	621
布類	t/年	71	65	62	63	66	64	63	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	50	49
その他	t/年	13	15	15	14	15	15	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	11	11
ごみ・資源化量	t/年	18,942	18,898	18,991	19,063	19,593	19,199	19,200	19,239	19,192	19,151	19,109	19,107	19,019	18,972	18,909	18,893	18,784	18,722	18,656	18,629	18,521
資源化率	%	37.1	36.8	36.4	36.0	37.4	36.8	36.8	36.9	36.9	36.9	36.9	37.0	37.0	37.0	37.0	37.1	37.1	37.1	37.1	37.1	37.1

※資源化量 = 直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収量

※資源化率 = (直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収量) ÷ (ごみ+資源排出量)



## (2) 目標の設定

今後、さらなる減量化、資源化を推進するため、前回計画の目標値や国や都、関係組合の各計画での目標値を参考に本計画の目標値を設定します。

本計画では、東京たま広域資源循環組合の「第6次廃棄物減容(量)化基本計画」の焼却残さ量の削減率(令和元年度に対して令和7年度で6%削減)を参考とし、この目標値を達成することを目指します。なお、これにより前回計画の目標値も達成できる見込みがあります。参考とする目標値を表38に示します。

また、令和8年度以降は行政回収の可燃ごみは現状施策を継続した場合と同じ減少率で減量すること、行政回収の不燃ごみ、粗大ごみ、直接持込みの家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは令和18年度までに平成29年度の排出量原単位まで減量すること、事業系可燃ごみは令和18年度までに平成29年度の排出量まで減量することを目標とします。

以上より、令和2年度の実績値と本計画の目標値を表39に示します。なお、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うため、見直し時期にあわせた目標も示します。

表55 参考とする目標値

項目	単位	目標値	目標年度
焼却残さ量	t/年	1,548	令和7年度

表56 令和2年度の実績値と本計画の目標値

項目	単位	令和2年度 実績値	令和8年度 第1期目標値	令和13年度 第2期目標値	令和18年度 第3期目標値
ごみ・資源物排出量	t/年	19,593	18,016	17,606	17,080
ごみ排出量	t/年	14,230	12,887	12,515	12,077
家庭ごみ原単位	g/人・日	425.4	388.6	384.8	381.3
焼却残さ量	t/年	1,697	1,538	1,495	1,444





(3) 目標を達成する場合のごみ排出量の予測

目標を達成する場合のごみ排出量、ごみ排出量原単位、ごみ処理量、資源化量の予測をそれぞれ次に示します。

表57 目標を達成する場合の廃棄物排出量の予測

区分/年度	単位	実績値					推計値															
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
人口(1月1日)	人	74,510	74,845	74,737	74,636	74,905	74,341	74,178	74,015	73,852	73,539	73,227	72,914	72,602	72,289	71,914	71,539	71,163	70,788	70,413	70,027	69,641
ごみ・資源排出量	t/年	18,942	18,898	18,991	19,063	19,593	18,990	18,780	18,607	18,351	18,102	18,016	17,972	17,845	17,759	17,661	17,606	17,468	17,372	17,274	17,216	17,080
家庭系ごみ(行政回収)	t/年	11,585	11,320	11,145	11,266	11,459	11,052	10,863	10,704	10,490	10,285	10,224	10,192	10,106	10,046	9,980	9,940	9,849	9,784	9,719	9,679	9,588
可燃ごみ	t/年	10,166	9,902	9,708	9,754	9,736	9,472	9,293	9,142	8,947	8,761	8,718	8,700	8,636	8,595	8,548	8,524	8,455	8,408	8,362	8,337	8,268
不燃ごみ	t/年	1,342	1,336	1,338	1,400	1,589	1,464	1,454	1,447	1,430	1,412	1,397	1,386	1,367	1,352	1,337	1,324	1,305	1,290	1,274	1,262	1,243
粗大ごみ	t/年	49	56	73	86	105	89	89	88	87	86	83	80	77	73	70	67	64	61	58	55	52
有害ごみ	t/年	28	26	26	26	29	27	27	27	26	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	25	25
持込みごみ	t/年	2,176	2,496	2,783	2,802	2,771	2,800	2,778	2,748	2,716	2,680	2,663	2,646	2,627	2,610	2,593	2,575	2,558	2,540	2,522	2,506	2,489
可燃ごみ(家庭系ごみ)	t/年	30	33	39	51	79	80	80	78	77	77	73	69	64	60	56	51	47	43	39	35	31
不燃ごみ(家庭系ごみ)	t/年	22	20	25	19	25	23	23	23	23	22	22	21	21	21	20	20	20	19	19	19	19
粗大ごみ(家庭系ごみ)	t/年	35	60	68	70	68	72	72	72	71	70	69	68	66	65	64	63	61	60	58	57	56
可燃ごみ(事業系ごみ)	t/年	2,089	2,383	2,651	2,662	2,599	2,625	2,603	2,575	2,545	2,511	2,499	2,488	2,476	2,464	2,453	2,441	2,430	2,418	2,406	2,395	2,383
資源量	t/年	5,181	5,082	5,063	4,995	5,363	5,138	5,139	5,155	5,145	5,137	5,129	5,134	5,112	5,103	5,088	5,091	5,061	5,048	5,033	5,031	5,003
行政回収資源量	t/年	4,060	4,011	4,068	4,045	4,447	4,244	4,268	4,301	4,311	4,320	4,328	4,345	4,339	4,344	4,342	4,355	4,338	4,336	4,332	4,338	4,322
びん類	t/年	627	624	548	555	601	565	562	561	557	554	551	550	545	542	539	538	533	530	527	525	521
かん類	t/年	229	222	208	208	222	210	209	209	208	207	206	205	204	203	201	201	199	198	197	196	195
ペットボトル	t/年	256	265	283	285	242	260	258	257	255	252	250	248	245	243	241	239	236	233	231	229	226
古紙・古布類	t/年	1,910	1,845	1,903	1,887	2,128	2,025	2,046	2,070	2,083	2,095	2,106	2,121	2,124	2,133	2,138	2,149	2,147	2,151	2,154	2,162	2,158
牛乳パック	t/年	13	12	12	11	11	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8
容器包装プラスチック	t/年	1,014	1,038	1,030	999	1,135	1,081	1,090	1,101	1,105	1,109	1,113	1,119	1,120	1,122	1,123	1,128	1,125	1,126	1,126	1,129	1,126
剪定枝・落ち葉	t/年	0	0	78	94	82	88	89	89	89	89	88	89	88	88	87	87	86	86	86	86	85
有価物	t/年	10	4	5	5	25	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
使用済み小型家電	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
集団回収	t/年	1,121	1,071	995	950	916	894	871	854	834	817	801	789	773	759	746	736	723	712	701	693	681
紙類	t/年	1,037	991	918	873	835	815	794	779	760	745	730	719	704	692	680	671	659	649	639	632	621
布類	t/年	71	65	62	63	66	64	63	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	50	49
その他	t/年	13	15	15	14	15	15	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	11	11

※端数調整により合計が合わない場合があります。



表58 目標を達成する場合の廃棄物排出量原単位の予測

区分／年度	単位	実績値					推計値															
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
人口（1月1日）	人	74,510	74,845	74,737	74,636	74,905	74,341	74,178	74,015	73,852	73,539	73,227	72,914	72,602	72,289	71,914	71,539	71,163	70,788	70,413	70,027	69,641
ごみ・資源排出量	g/人日	696.49	691.79	696.17	697.85	716.61	699.85	693.64	686.90	680.77	674.37	673.96	673.42	673.38	673.06	672.90	672.42	672.56	672.33	672.16	671.76	671.87
家庭系ごみ （行政回収）	g/人日	425.98	414.37	408.56	412.42	419.12	407.29	401.20	395.12	389.17	383.17	382.51	381.90	381.34	380.75	380.23	379.67	379.20	378.66	378.16	377.64	377.19
可燃ごみ	g/人日	373.80	362.47	355.88	357.07	356.10	349.08	343.23	337.47	331.91	326.39	326.18	326.01	325.89	325.75	325.66	325.55	325.51	325.42	325.36	325.28	325.27
不燃ごみ	g/人日	49.35	48.90	49.05	51.25	58.12	53.95	53.70	53.42	53.05	52.60	52.26	51.93	51.59	51.25	50.92	50.58	50.25	49.91	49.57	49.24	48.90
粗大ごみ	g/人日	1.80	2.05	2.68	3.15	3.84	3.28	3.29	3.25	3.23	3.20	3.10	2.99	2.89	2.78	2.68	2.57	2.47	2.36	2.26	2.15	2.05
有害ごみ	g/人日	1.03	0.95	0.95	0.95	1.06	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97
持込みごみ	g/人日	80.01	91.37	102.02	102.58	101.35	103.19	102.60	101.45	100.75	99.85	99.60	99.14	99.15	98.90	98.77	98.35	98.47	98.30	98.15	97.79	97.89
可燃ごみ （家庭系ごみ）	g/人日	1.10	1.21	1.43	1.87	2.89	2.95	2.95	2.88	2.86	2.87	2.72	2.57	2.42	2.27	2.12	1.96	1.81	1.66	1.51	1.36	1.21
不燃ごみ （家庭系ごみ）	g/人日	0.81	0.73	0.92	0.70	0.91	0.85	0.85	0.85	0.85	0.82	0.81	0.80	0.80	0.79	0.78	0.77	0.76	0.75	0.75	0.74	0.73
粗大ごみ （家庭系ごみ）	g/人日	1.29	2.20	2.49	2.56	2.49	2.65	2.66	2.66	2.63	2.61	2.57	2.54	2.50	2.46	2.42	2.39	2.35	2.31	2.27	2.24	2.20
可燃ごみ （事業系ごみ）	g/人日	76.81	87.23	97.18	97.45	95.06	96.74	96.14	95.06	94.41	93.55	93.50	93.23	93.43	93.38	93.45	93.23	93.55	93.58	93.62	93.45	93.75
資源量	g/人日	190.50	186.05	185.59	182.85	196.14	189.37	189.84	190.33	190.85	191.35	191.85	192.38	192.89	193.41	193.90	194.40	194.89	195.37	195.85	196.33	196.79
行政回収資源量	g/人日	149.28	146.84	149.12	148.07	162.64	156.43	157.66	158.80	159.90	160.92	161.89	162.84	163.75	164.63	165.46	166.28	167.07	167.83	168.57	169.30	170.00
びん類	g/人日	23.05	22.84	20.09	20.32	21.98	20.83	20.77	20.71	20.68	20.64	20.62	20.60	20.58	20.56	20.55	20.54	20.53	20.52	20.51	20.50	20.49
かん類	g/人日	8.42	8.13	7.62	7.61	8.12	7.75	7.73	7.72	7.71	7.70	7.69	7.69	7.68	7.68	7.67	7.67	7.67	7.67	7.66	7.66	7.66
ペットボトル	g/人日	9.41	9.70	10.37	10.43	8.85	9.59	9.54	9.49	9.45	9.40	9.35	9.30	9.26	9.21	9.17	9.12	9.07	9.03	8.98	8.94	8.89
古紙・古布類	g/人日	70.23	67.54	69.76	69.08	77.83	74.61	75.55	76.43	77.26	78.04	78.78	79.49	80.17	80.83	81.46	82.07	82.67	83.24	83.80	84.35	84.88
牛乳パック	g/人日	0.48	0.44	0.44	0.40	0.40	0.39	0.38	0.38	0.37	0.36	0.36	0.35	0.35	0.35	0.34	0.34	0.34	0.34	0.33	0.33	0.33
容器包装 プラスチック	g/人日	37.28	38.00	37.76	36.57	41.51	39.84	40.25	40.63	40.98	41.32	41.64	41.95	42.25	42.53	42.80	43.07	43.33	43.57	43.82	44.05	44.28
剪定枝・落ち葉	g/人日	-	-	2.86	3.44	3.00	3.26	3.28	3.29	3.30	3.31	3.31	3.32	3.32	3.33	3.33	3.33	3.33	3.34	3.34	3.34	3.34
有価物	g/人日	0.37	0.15	0.18	0.18	0.91	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
使用済み 小型家電	g/人日	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
集団回収	g/人日	41.22	39.21	36.47	34.78	33.50	32.94	32.18	31.53	30.95	30.43	29.96	29.54	29.14	28.78	28.44	28.12	27.82	27.54	27.28	27.03	26.79
紙類	g/人日	38.13	36.28	33.65	31.96	30.54	30.03	29.33	28.74	28.21	27.74	27.31	26.93	26.56	26.24	25.92	25.64	25.36	25.11	24.87	24.65	24.42
布類	g/人日	2.61	2.38	2.27	2.31	2.41	2.37	2.32	2.27	2.23	2.19	2.16	2.13	2.10	2.07	2.05	2.02	2.00	1.98	1.96	1.94	1.93
その他	g/人日	0.48	0.55	0.55	0.51	0.55	0.54	0.53	0.52	0.51	0.50	0.49	0.48	0.48	0.47	0.47	0.46	0.46	0.45	0.45	0.44	0.44

※端数調整により合計が合わない場合があります。



表59 目標を達成する場合の廃棄物処理量の予測

		実績値					推計値															
区分／年度	単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度
焼却処理施設	t/年	13,446	13,563	13,701	13,754	13,853	13,504	13,295	13,107	12,866	12,629	12,555	12,509	12,409	12,336	12,257	12,202	12,099	12,020	11,941	11,888	11,785
処理量	t/年	12,285	12,318	12,398	12,467	12,414	12,177	11,976	11,795	11,569	11,349	11,290	11,257	11,176	11,119	11,057	11,016	10,932	10,869	10,807	10,767	10,682
行政回収・可燃ごみ	t/年	10,166	9,902	9,708	9,754	9,736	9,472	9,293	9,142	8,947	8,761	8,718	8,700	8,636	8,595	8,548	8,524	8,455	8,408	8,362	8,337	8,268
持込・可燃ごみ	t/年	2,119	2,416	2,690	2,713	2,678	2,705	2,683	2,653	2,622	2,588	2,572	2,557	2,540	2,524	2,509	2,492	2,477	2,461	2,445	2,430	2,414
選別残渣	t/年	1,161	1,245	1,303	1,287	1,439	1,327	1,319	1,312	1,297	1,280	1,265	1,252	1,233	1,217	1,200	1,186	1,167	1,151	1,134	1,121	1,103
粗大ごみ処理施設 可燃残渣	t/年	1,161	1,245	1,303	1,287	1,439	1,327	1,319	1,312	1,297	1,280	1,265	1,252	1,233	1,217	1,200	1,186	1,167	1,151	1,134	1,121	1,103
処理内訳 埋立処分	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源化	t/年	1,695	1,712	1,683	1,700	1,754	1,710	1,684	1,660	1,629	1,600	1,590	1,583	1,571	1,562	1,551	1,545	1,532	1,521	1,512	1,505	1,492
エコセメント化	t/年	1,641	1,659	1,631	1,647	1,697	1,654	1,629	1,606	1,576	1,548	1,538	1,532	1,520	1,511	1,501	1,495	1,482	1,472	1,463	1,456	1,444
鉄分残渣	t/年	54	53	52	53	57	56	55	54	53	52	52	51	51	51	50	50	50	49	49	49	48
粗大ごみ処理施設	t/年	1,468	1,488	1,516	1,584	1,793	1,653	1,643	1,635	1,616	1,595	1,576	1,560	1,536	1,516	1,495	1,478	1,454	1,434	1,413	1,397	1,374
処理量	t/年	1,448	1,472	1,504	1,575	1,787	1,648	1,638	1,630	1,611	1,590	1,571	1,555	1,531	1,511	1,491	1,474	1,450	1,430	1,409	1,393	1,370
行政回収・不燃ごみ	t/年	1,342	1,336	1,338	1,400	1,589	1,464	1,454	1,447	1,430	1,412	1,397	1,386	1,367	1,352	1,337	1,324	1,305	1,290	1,274	1,262	1,243
行政回収・粗大ごみ	t/年	49	56	73	86	105	89	89	88	87	86	83	80	77	73	70	67	64	61	58	55	52
持込・不燃ごみ	t/年	22	20	25	19	25	23	23	23	23	22	22	21	21	21	20	20	20	19	19	19	19
持込・粗大ごみ	t/年	35	60	68	70	68	72	72	72	71	70	69	68	66	65	64	63	61	60	58	57	56
選別残渣	t/年	20	16	12	9	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4
リサイクルセンター 夾雑物	t/年	20	16	12	9	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4
処理内訳 可燃残渣	t/年	1,161	1,245	1,303	1,287	1,439	1,327	1,319	1,312	1,297	1,280	1,265	1,252	1,233	1,217	1,200	1,186	1,167	1,151	1,134	1,121	1,103
資源化	t/年	278	269	274	286	315	290	288	288	284	281	277	274	270	266	263	259	256	252	248	245	241
有価物回収	t/年	107	105	104	114	140	129	128	128	126	125	123	122	120	118	117	115	114	112	110	109	107
再利用化 (固形燃料化/ ガス化溶融)	t/年	171	164	170	172	175	161	160	160	158	156	154	152	150	148	146	144	142	140	138	136	134
リサイクルセンター	t/年	1,112	1,111	1,039	1,048	992	775	771	770	765	761	757	755	749	745	740	739	732	728	724	721	716
びん類	t/年	627	624	548	555	601	565	562	561	557	554	551	550	545	542	539	538	533	530	527	525	521
かん類	t/年	229	222	208	208	222	210	209	209	208	207	206	205	204	203	201	201	199	198	197	196	195
ペットボトル	t/年	256	265	283	285	169	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古紙・古布類	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理内訳 不燃残渣(夾雑物)	t/年	20	16	12	9	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4
資源化	t/年	994	1,000	932	934	880	675	671	670	666	663	659	657	652	648	644	643	637	633	630	627	623
ガラス類	t/年	532	538	466	466	505	475	472	471	468	466	463	462	458	455	453	452	448	445	443	441	438
かん類	t/年	218	210	197	196	211	200	199	199	198	197	196	195	194	193	191	191	189	188	187	186	185
ペットボトル	t/年	244	252	269	272	164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古紙・古布類	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保管施設	t/年	28	26	26	26	29	27	27	27	26	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	25	25
有害ごみ	t/年	28	26	26	26	29	27	27	27	26	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	25	25
処理内訳 資源化	t/年	28	26	26	26	29	27	27	27	26	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	25	25
有害ごみ	t/年	28	26	26	26	29	27	27	27	26	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	25	25



表60 目標を達成する場合の資源化量の予測

区分／年度	単位	実績値					推計値															
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度
資源化量	t/年	7,036	6,952	6,913	6,867	7,320	7,038	7,011	7,003	6,959	6,920	6,898	6,893	6,856	6,834	6,806	6,799	6,754	6,726	6,699	6,687	6,643
直接資源化	t/年	2,948	2,900	3,029	2,997	3,455	3,469	3,497	3,531	3,546	3,559	3,571	3,590	3,590	3,599	3,602	3,616	3,606	3,608	3,608	3,617	3,606
ペットボトル	t/年	0	0	0	0	73	260	258	257	255	252	250	248	245	243	241	239	236	233	231	229	226
古紙・古布類	t/年	1,910	1,845	1,903	1,887	2,128	2,025	2,046	2,070	2,083	2,095	2,106	2,121	2,124	2,133	2,138	2,149	2,147	2,151	2,154	2,162	2,158
牛乳パック	t/年	13	12	12	11	11	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8
容器包装 プラスチック	t/年	1,014	1,038	1,030	999	1,135	1,081	1,090	1,101	1,105	1,109	1,113	1,119	1,120	1,122	1,123	1,128	1,125	1,126	1,126	1,129	1,126
剪定枝・落ち葉	t/年	0	0	78	94	82	88	89	89	89	89	88	89	88	88	87	87	86	86	86	86	85
有価物	t/年	10	4	5	5	25	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
使用済み小型家電	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
中間処理後資源化	t/年	2,967	2,981	2,889	2,920	2,949	2,675	2,643	2,618	2,579	2,544	2,526	2,514	2,493	2,476	2,458	2,447	2,425	2,406	2,390	2,377	2,356
焼却処理施設	t/年	1,695	1,712	1,683	1,700	1,754	1,710	1,684	1,660	1,629	1,600	1,590	1,583	1,571	1,562	1,551	1,545	1,532	1,521	1,512	1,505	1,492
エコセメント化	t/年	1,641	1,659	1,631	1,647	1,697	1,654	1,629	1,606	1,576	1,548	1,538	1,532	1,520	1,511	1,501	1,495	1,482	1,472	1,463	1,456	1,444
鉄分残渣	t/年	54	53	52	53	57	56	55	54	53	52	52	51	51	51	50	50	50	49	49	49	48
粗大ごみ処理施設	t/年	278	269	274	286	315	290	288	288	284	281	277	274	270	266	263	259	256	252	248	245	241
有価物回収	t/年	107	105	104	114	140	129	128	128	126	125	123	122	120	118	117	115	114	112	110	109	107
再利用化 (固形燃料化 /ガス化溶解)	t/年	171	164	170	172	175	161	160	160	158	156	154	152	150	148	146	144	142	140	138	136	134
リサイクルセンター	t/年	994	1,000	932	934	880	675	671	670	666	663	659	657	652	648	644	643	637	633	630	627	623
ガラス類	t/年	532	538	466	466	505	475	472	471	468	466	463	462	458	455	453	452	448	445	443	441	438
かん類	t/年	218	210	197	196	211	200	199	199	198	197	196	195	194	193	191	191	189	188	187	186	185
ペットボトル	t/年	244	252	269	272	164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古紙・古布類	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団回収	t/年	1,121	1,071	995	950	916	894	871	854	834	817	801	789	773	759	746	736	723	712	701	693	681
紙類	t/年	1,037	991	918	873	835	815	794	779	760	745	730	719	704	692	680	671	659	649	639	632	621
布類	t/年	71	65	62	63	66	64	63	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	50	49
その他	t/年	13	15	15	14	15	15	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	11	11

ごみ・資源化量	t/年	18,942	18,898	18,991	19,063	19,593	18,990	18,780	18,607	18,351	18,102	18,016	17,972	17,845	17,759	17,661	17,606	17,468	17,372	17,274	17,216	17,080
資源化率	%	37.1	36.8	36.4	36.0	37.4	37.1	37.3	37.6	37.9	38.2	38.3	38.4	38.4	38.5	38.5	38.6	38.7	38.7	38.8	38.8	38.9

※資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量

※資源化率 = (直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量) ÷ (ごみ + 資源排出量)





## 第2節 生活排水処理量の推計

### 1 推計方法

本計画の計画期間である令和4年度から令和18年度の15年間について、図26の生活排水処理量推計フローに基づき、し尿及び浄化槽汚泥処理量の推計を行います。

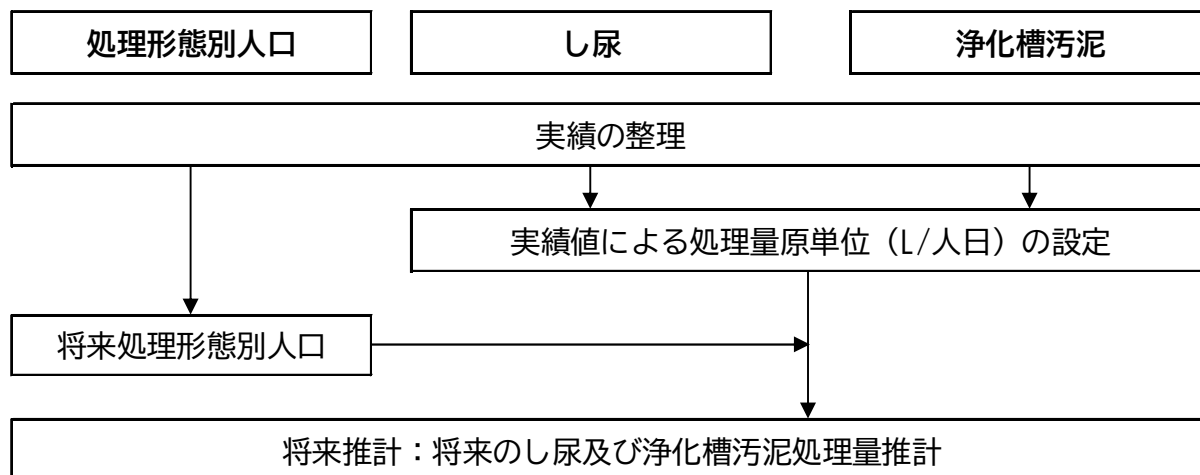


図26 生活排水処理量推計フロー

## 2 将来生活排水処理量

生活排水処理量については、直近3年間（平成30年度～令和2年度）の処理量原単位平均値に、将来の生活排水処理形態別人口を乗じることによって推計を行います。

汲取りし尿人口、浄化槽汚泥人口については、ごみ排出量と同様に実績値から回帰予測を行い、その結果と行政区域人口及び下水道人口の将来予測を基に推計を行います。

将来の生活排水処理形態別人口の推計結果を表47に示します。また、直近3年間の排出量実績に基づく排出量原単位を表62に示します。

これらを用いて推計を行った将来の生活排水処理量として推計したし尿及び浄化槽汚泥量の推計結果を表48に示します。

表61 生活排水処理形態別人口の推計結果

単位：人

年度	計画処理 区域内人口	下水道 人口	単独処理 浄化槽人口	汲取りし尿 人口	備考
平成28年度	74,642	74,203	368	56	実績
平成29年度	74,835	74,426	345	45	
平成30年度	74,714	74,335	336	43	
令和元年度	74,663	74,309	319	35	
令和2年度	74,972	74,625	312	35	
令和3年度	74,341	73,999	310	32	予測
令和4年度	74,178	73,837	310	31	
令和5年度	74,015	73,675	310	30	
令和6年度	73,852	73,512	310	30	
令和7年度	73,539	73,201	310	28	
令和8年度	73,227	72,890	310	27	
令和9年度	72,914	72,579	309	26	
令和10年度	72,602	72,268	308	26	
令和11年度	72,289	71,956	308	25	
令和12年度	71,914	71,583	306	25	
令和13年度	71,539	71,210	304	25	
令和14年度	71,163	70,836	302	25	
令和15年度	70,788	70,462	301	25	
令和16年度	70,413	70,089	299	25	
令和17年度	70,027	69,705	298	24	
令和18年度	69,641	69,321	296	24	

表62 汲取し尿、単独処理浄化槽汚泥排出量原単位

	汲取し尿			単独処理浄化槽汚泥		
	収集量 (kL/年)	人口 (人)	原単位 (L/人・日)	収集量 (kL/年)	人口 (人)	原単位 (L/人・日)
平成30年度	138.00	43	8.79	78.00	336	0.64
令和元年度	135.00	35	10.57	66.00	319	0.57
令和2年度	124.00	35	9.71	71.00	312	0.62
平均値	—	—	9.69	—	—	0.61
採用値	—	—	9.69	—	—	0.61

表63 し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果

単位：kL/年

年度	汲取し尿	単独処理 浄化槽汚泥	合計	備考
平成30年度	138.0	78.0	216.0	実績
令和元年度	135.0	66.0	201.0	
令和2年度	124.0	71.0	195.0	
令和3年度	113.2	69.0	182.2	予測
令和4年度	109.6	69.0	178.6	
令和5年度	106.4	69.2	175.6	
令和6年度	106.1	69.0	175.1	
令和7年度	99.0	69.0	168.0	
令和8年度	95.5	69.0	164.5	
令和9年度	92.2	69.0	161.2	
令和10年度	92.0	68.6	160.6	
令和11年度	88.4	68.6	157.0	
令和12年度	88.4	68.1	156.5	
令和13年度	88.7	67.9	156.6	
令和14年度	88.4	67.2	155.6	
令和15年度	88.4	67.0	155.4	
令和16年度	88.4	66.6	155.0	
令和17年度	85.1	66.5	151.6	
令和18年度	84.9	65.9	150.8	

### 第3節 清瀬市廃棄物減量等推進審議会

#### 1 清瀬市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	区分
会長	馬場 正樹	学識経験者
副会長	尾崎 彰一郎	市民団体の代表
委員	芦澤 毅士	消費者団体の代表
委員	恩田 健次郎	消費者団体の代表
委員	小糸 信夫	消費者団体の代表
委員	金子 孝子	市民団体の代表
委員	加藤 宣行	事業者
委員	小畑 和夫	事業者
委員	阿久津 七光	事業者
委員	横山 雄一	関係行政機関の職員
委員	有戸 英明	市民
委員	大槻 義顯	市民
委員	織田 祐輔	市民

#### 2 清瀬市廃棄物減量等推進審議会審議経過

開催回数	開催日	審議内容等
第1回	令和3年 7月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長の選任について</li> <li>清瀬市一般廃棄物処理基本計画及び清瀬市災害廃棄物処理計画の諮問について</li> <li>一般廃棄物処理基本計画の策定について</li> <li>災害廃棄物処理計画の策定について</li> <li>今後の審議スケジュールについて</li> </ul>
第2回	令和3年 10月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理基本計画（素案）について</li> <li>災害廃棄物処理計画（素案）について</li> </ul>
第3回	令和3年 11月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理基本計画（案）について</li> <li>災害廃棄物処理計画（案）について</li> <li>パブリックコメントの実施について</li> </ul>
令和3年12月20日～ 令和4年1月21日		パブリックコメントの実施
第4回	令和4年 2月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント結果について</li> <li>一般廃棄物処理基本計画（最終版）について</li> <li>災害廃棄物処理計画（最終版）について</li> </ul>
令和4年3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理基本計画公表</li> <li>災害廃棄物処理計画公表</li> </ul>



清瀬市 一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

発行／清瀬市

編集／清瀬市市民環境部環境課

住所／〒204-0003

東京都清瀬市下宿2丁目553

電話／042-493-3750

FAX／042-495-9333